

令和 7 年

# 三川町議会会議録

第 6 回 議会定例会

令和 7 年 12 月 2 日 開会

令和 7 年 12 月 5 日 閉会

三川町議会事務局

令和 7 年

## 第 6 回 三川町議会定例会会議録

令和 7 年 12 月 2 日 開 会

令和 7 年 12 月 5 日 閉 会

三川町議会事務局

## 目 次

第 1 日                    12月2日(火)                    会議録第1号

会議録署名議員の指名	.....	3
会期の決定	.....	3
諸般報告		
・議員派遣報告		
三川町議会議員行政視察研修の報告	.....	4
山形県町村議会議員研修会の報告	.....	5
荘内地方町村議会議長会議員後期研修会の報告	.....	5
議第63号	令和7年度三川町一般会計補正予算(第4号)	6
議第64号	令和7年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	6
議第65号	令和7年度三川町介護保険特別会計補正予算(第2号)	6
議第66号	令和7年度三川町下水道事業会計補正予算(第2号)	6
請願第1号	保険薬局も無料低額診療事業の対象とすることを求める意見書の提出に 関する請願	2 2
一般質問	2名	2 2

第 2 日                    12月3日(水)                    休 会

<請願審査委員会 開催>

第 3 日                    12月4日(木)                    会議録第2号

一般質問	4名	5 2
請願審査委員会報告(産業建設厚生常任委員会)		
請願第1号	保険薬局も無料低額診療事業の対象とすることを求める意見書の提出に 関する請願	1 0 1

一般質問	2 名	107
議第67号	三川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	134
議第68号	三川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	135
議第69号	三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	136
議第70号	三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	136
議第71号	三川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について	138
議第72号	三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について	142
議第73号	いろり火の里なの花ホール照明器具LED化工事請負契約の一部変更について	143
議第74号	町道路線の廃止及び認定について	143

## 令和7年第6回三川町議会定例会会議録

1. 令和7年12月2日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 志田 徳久 議員    2番 鈴木 淳士 議員    3番 小林 茂吉 議員  
4番 土田 市子 議員    5番 小野寺 正樹 議員    6番 佐久間 千佳 議員  
7番 砂田 茂 議員    8番 佐竹 優子 議員    9番 鈴木 重行 議員  
10番 町野 昌弘 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部 誠 町 長	佐藤 亮 副 町 長
齋藤 正志 教 育 長	中條 一之 総 務 課 長
鈴木 亨 総務課危機管理室長	鈴木 武仁 企 画 調 整 課 長
本多 由紀 町民課長兼 会計管理者兼会計課長	齋藤 一哉 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
加藤 恵美 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹	菅原 勲 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長
本間 純 建 設 環 境 課 長	渋谷 淳 教 育 委 員 会 教 育 課 長 兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長
黒田 浩 監 査 委 員	大川 里美 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

加藤善幸	議会事務局長	林	愛書	記
遠渡蓮書	記	高橋	歩書	記

6. 会議事件は次のとおりである。

### 議事日程

○ 第 1 日 12月2日(火) 午前9時30分開会

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2 | 会期の決定  |
| 日程第 3 | 諸般報告<br>・ 議員派遣報告<br>三川町議会議員行政視察研修の報告<br>山形県町村議会議員研修会の報告<br>荘内地方町村議会議長会議員後期研修会の報告 |
| 日程第 4 | 議第 6 3 号 令和 7 年度三川町一般会計補正予算 (第 4 号)  |
| 日程第 5 | 議第 6 4 号 令和 7 年度三川町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)  |
| 日程第 6 | 議第 6 5 号 令和 7 年度三川町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)  |
| 日程第 7 | 議第 6 6 号 令和 7 年度三川町下水道事業会計補正予算 (第 2 号)   |
| 日程第 8 | 請願第 1 号 保険薬局も無料低額診療事業の対象とすることを求める意見書の提出に関する請願                                    |
| 日程第 9 | 一般質問 2 名   |

○ 散 会

○議 長（町野昌弘議員） ただいまから令和7年第6回三川町議会定例会を開会します。  
(午前 9時30分)

○議 長（町野昌弘議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議 長（町野昌弘議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番 小林茂吉議員、  
4番 土田市子議員、以上2名を指名します。

○議 長（町野昌弘議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。1番 志田徳久議員。

○1 番（志田徳久議員） 議会運営委員会報告。過般、議長の要請により、去る11月27日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として、令和7年度各会計補正予算4件、条例設定及び制定6件、事件案件2件、以上12件があり、この他に諸般報告3件、請願1件、一般質問9名であります。

本定例会にあたり、副町長並びに総務課長の出席を求め、内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日2日から5日までの4日間と決定をみたものであります。

なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告3件、令和7年度の各会計補正予算4件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。次に、請願1件が上程され、紹介議員からの請願の趣旨説明のあと、所管の委員会に付託となります。次に、一般質問は、9名の議員から通告があり、本日は、通告順に2名の議員が一般質問を行い、これで本会議は散会となります。本日はこれで散会となります。

第2日目の3日は、本会議は休会となり請願審査委員会が開催されます。

第3日目の4日は、午前9時30分から本会議を開き一般質問を行います。

この日は、通告順に5名の議員が一般質問を行います。次に、追加議事日程として、請願審査委員会報告が予定されており、これで本会議は散会となります。

第4日目の最終日、5日は、午前9時30分から本会議を開き、初めに一般質問について、2名の議員が行います。次に、町長提案の条例設定及び制定6件が上程され、質疑、討論、採決を行い、その次に、事件案件2件が上程され、質疑、討論、採決となります。

なお、請願採択の場合は、追加議事日程として意見書提出1件が予定されております。

これで付議事件は、全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位からは活発なる質疑、町当局からは明快かつ分かりやすい答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いいたしまして議会運営委員会の報告といたします。

○議 長（町野昌弘議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日から12月5日までの4日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議ありま

せんか。

(異議なしの声あり)

○議 長(町野昌弘議員) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月5日までの4日間に決定しました。

○議 長(町野昌弘議員) 日程第3、「諸般報告」を行います。

「三川町議会議員行政視察研修の報告」、「山形県町村議会議員研修会」、「荘内地方町村議会議長会議員後期研修会」について、派遣議員からその報告を求めます。9番 鈴木重行議員。

○9 番(鈴木重行議員)

### 三川町議会議員行政視察研修の報告

#### 1. 目 的

本町議会議員は、国内の先進自治体等の行政の取り組みとその効果を学ぶことにより、議会議員としての識見を深めるとともに議会活動の活性化を図るため、行政視察を実施した。

2. 研修日程 令和7年10月8日(水)～10日(金)

3. 参加者 議員9名

4. 研修地 栃木県下野市  
栃木県壬生町  
栃木県上三川町  
東京都江東区

5. 研修内容 下野市  
・「1市2町デマンド交通相互利用運行及び広域連携バスの取り組み」について  
壬生町  
・「論語教育」並びに「ゆうがお English イノベーションスクール」等、特徴的な教育事業の展開について  
上三川町  
・「中小企業販路開拓支援事業補助金、農業収入保険補助金、空き店舗等利活用促進事業及び企業誘致と施設再整備支援策」について  
東京都江東区 東京ビッグサイト

・第52回国際福祉機器展&フォーラム

令和7年12月2日

三川町議会

副議長 鈴木重行

山形県町村議会議員研修会の報告

1. 目的

激動する内外情勢に伴い、自治体運営においても幾多の時代的要請が提起されている。町村議員の識見を広め、これからの議会活動の円滑化に資するとともに議会機能の高揚を図ることを目的に参加した。

2. 研修日程 令和7年10月27日（月）

3. 参加者 議員全員

4. 研修地 山形国際交流プラザ

5. 研修内容 講演「災害時の議会・議員の役割」

講師 中央学院大学社会システム研究所教授 福嶋 浩彦 氏

講演「議会改革・議会活性化のための議員活動」

講師 東京大学大学院法学政治学研究科教授 金井 利之 氏

令和7年12月2日

三川町議会

副議長 鈴木重行

荘内地方町村議会議長会議員後期研修会の報告

1. 目 的

地域の自主性及び自立性を高めるため、住民自治によるまちづくりのあり方に対する地方議会議員の役割と議会活動の重要性を再認識し、地域主権確立に向けた取り組みと議員の資質向上を図ることを目的に参加した。

2. 研修日程 令和7年10月30日(木)

3. 参加者 議員9名

4. 研修地 庄内町役場

5. 研修内容 講演「庄内総合支庁における主な取り組みについて」  
講師 山形県庄内総合支庁  
支庁長 荒木泰子氏

令和7年12月2日

三川町議会

副議長 鈴木重行

以上、3件の研修をいたしましたので、報告いたします。

○議長(町野昌弘議員) お諮りします。日程第4から日程第7まで、以上4件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(町野昌弘議員) 異議なしと認めます。したがって、日程第4から日程第7まで、以上4件を一括議題とすることに決定しました。

○議長(町野昌弘議員) 日程第4、議第63号「令和7年度三川町一般会計補正予算(第4号)」、日程第5、議第64号「令和7年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」、日程第6、議第65号「令和7年度介護保険特別会計補正予算(第2号)」、日程第7、議第66号「令和7年度三川町下水道事業会計補正予算(第2号)」、以上4件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま一括上程されました、議第63号「令和7年度三川町一般会計補正予算(第4号)」、議第64号「令和7年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」、議第65号「令和7年度三川町介護保険特別会計補正予算(第2号)」及び議第6

6号「令和7年度三川町下水道事業会計補正予算（第2号）」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議第63号「令和7年度三川町一般会計補正予算（第4号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億328万5,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を5億8,336万4,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。職員の給料、手当及び共済費に係る人件費について精査をいたし、各款にわたり所要の補正をいたすものであります。

次に、人件費以外の主なものを申し上げます。2款総務費については、一般管理費、財産管理費、企画費、電子計算費及び税務総務費の追加及び減額の補正と財源更正、3款民生費については、社会福祉総務費及び国民年金費の追加及び減額の補正、4款衛生費については、予防費及び塵埃処理費の追加補正であります。

6款農林水産業費については、農政対策費の追加補正、7款商工費については、商工振興費及びいろり火の里施設費の追加及び減額の補正と財源更正であります。8款土木費については、道路維持費、道路新設改良費、河川総務費及び下水道費の追加補正であります。

9款消防費については、常備消防費及び防災費の追加補正、10款教育費については、小学校費の学校管理費、中学校費の教育振興費及び学校給食費の追加補正と財源更正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

なお、第2表地方債補正につきましては、事業費の補正により、起債限度額を3億3,500円に減額補正いたすものであります。

続きまして、議第64号「令和7年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を7億1,168万5,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。1款総務費について、一般管理費における人件費を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。3款県支出金について、保険給付費等交付金に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第65号「令和7年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ264万3,000円を追加いたし、補正後の予算総額を9億2,103万6,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。1款総務費について、一般管理費の追加補正、4款地域支援事業費について、包括的支援事業及び任意事業における人件費を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第66号「令和7年度三川町下水道事業会計補正予算（第2号）」であり

ますが、一般会計補正予算と同様に、職員の給与等にかかる人件費について精査をいたし、所要の補正をいたすものであり、収益的収入及び支出をそれぞれ115万9,000円増額、資本的収入及び支出をそれぞれ86万1,000円増額いたすものであります。

なお、収入につきましては、一般会計補正予算の歳出8款土木費の下水道費について、下水道事業会計補助金として計上しているところであります。

以上、よろしくご審議くださいますと、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。

8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） それでは、補正予算に関しまして、私の方から2点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目でございます。議案書の6ページ目になります。寄附金の箇所企業版ふるさと納税寄附金とありますけれども、この申し込みに関しては1社によるものでしょうか。そして、この企業版ふるさと納税寄附金に関しては、利用の目的を企業が希望する内容に充当することはできるものでしょうか。

2点目の質問は、議案書の12ページにあります消防費に関してであります。常備消防事務委託事業、こちらの増額となりましたものは人件費の増額によるものでしょうか。

この2点を質問させていただきます。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 6ページの企業版ふるさと納税寄附金に関するご質問でございました。企業版ふるさと納税に関しましては、正式名称を地方創生応援税制と言いまして、企業が地方公共団体の行う地方創生事業に寄附をすることにより税制上の優遇措置を受けられる仕組みでございます。企業が寄附した金額の最大9割に相当する額が法人関係税から軽減され、企業の地方創生への参画を促す重要な税制措置として全国の自治体において活用が拡大している事業でございます。

そういった中で、本町も企業版ふるさと納税の必要な手続が整いましたので今回予算計上させていただきました。予算計上の100万円に関しましては、銀行などを通しての情報や町に寄附したいという興味があるようなお話もございまして、それを総合的に判断しまして、今回100万円を計上させていただいたところでございます。

また、寄附の利用目的に充当した際の考え方ということでございまして、企業が寄附をする際は、地域再生計画に掲げる基本目標の四つ、それから、いずれに活用しても構わないという回答も合わせると、五つの項目から選択しまして寄附をいただきます。その選択された項目に関わる事業に充当するということとなります。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 常備消防業務の委託料の増額要因につきましてのご質問でございました。こちらにつきましては、令和6年度決算に伴いまして、鶴岡市に支払う委託料が増額になったものでございます。その主な要因といたしましては、人件費のみならず昨今の物価高騰の影響による増額が影響しているというように考えております。以上でござ

います。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） ありがとうございます。企業版ふるさと納税寄附金に関しましては利用の目的が五つあって、それに合わせてされるということ。また、地方創生事業に関して使われているということで理解ができました。消防費に関しましてですけれども、人件費の増額に関わらず様々な物価高騰に対応するものということでありまして、例えばなんですが、施設等の維持費が何か大きなものが生じたというようになりますと、やはり鶴岡市からそれに応じて三川町にはこれくらいの割合でということ、そういった要望が来て、それに対して三川町としては負担をしていくという考え方でよろしいのでしょうか。

また、消防に関しては様々な課題が鶴岡市議会の方でも取り上げているようでして、そういった課題に関して鶴岡市の方からそういった課題に対する何か報告のようなものもあつたりするのか、そういった情報共有がなされているか、もし分かる範囲で教えていただければと思います。お願いします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） まず、常備消防の委託料に関しましては、先程申し上げましたとおり、今回の増額分は前年度分の精算という形の性格になっておりますけれども、その算定根拠といたしましては、主に地方交付税において基準財政需要額というものがあるんですけれども、そちらには様々な項目がある中で、消防費として本町ではいくらかの消防費がかかるだろうという交付税の算定基準をもとに按分をさせていただいております。当然、消防に関しましては、火災が発生した場合もそうですし、救急車の応援でもそうですけれども、本町にある部分だけの施設・設備で賄えるというのではなく、近隣の消防署からの応援というのも駆けつけたりとかするわけですので、当然本町だけである部分で精算という形にはならないところでございます。

そういった細かい部分の相談があるかということ、そういったところはないわけではあるんですけれども、やはり大きな投資がある部分、例えば消防本部において通信の施設の設備の更新が必要になった場合ですとか、新たに三川町として三川町も応援の範囲になっている分署の設備の更新、修繕とかが発生した場合に関しましては、その都度相談がこれまではございました。以上でございます。

○議長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員） 14ページの教育費の方から質問させていただきたいと思います。社会教育費の社会教育総務費の方がだいぶマイナスになっておりますが、これはどなたかお辞めになったとかそういうことだったのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 社会教育総務費減額の要因でございます。年度当初におきましては、生涯学習推進員が4名おったところなんです、うち1名が途中で退職したことに伴いまして減額をしたものでございます。

○議長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4 番（土田市子議員） 今、社会教育の生涯学習の方でわくわく体験塾というのを開催して、今週の土曜日あたりにもそれが開催になるんですけれども、これは30名の募集に三川町の60名の子どもたちが申し込まれました。それでAIによる抽選により30人に絞ったところですが、それと申しますと、ボランティアと職員の人数不足によって安全面を考えて30人に減らしたということです。これだけ町の子どもたち、60人もの子どもたちが、毎回授業をするたびに100人とか来ることもあります。それによってAIによって抽選でいつも20人とか30人に抑えているところが現状です。このわくわく体験塾というのは、自然体験を通して生きる力と知恵と友達との交流を目指してマナーを学んだり、家庭でも学校でもできないような体験をしている事業であります。そこにこのスタッフが今お辞めになったということですが、補充などは考えてはいらっしゃるのでしょうかお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） まず補充を考えていないのかというようなお話でございました。こちらにつきましては、推進員という形ではありませんが、いわゆる一般の会計年度任用職員ということで登用をしたところでございます。また、議員からはわくわく体験塾等のお話もいただきました。こちらの事業につきましては非常に人気の高い事業でありまして、まずは人数の関係もございまして、半分程度に抑えたりということもいたしたところでございます。過去には最大限受け入れようという形で枠を大幅に広げたこともございましたが、やはり現場の方でなかなか指示・伝達とか危険性というところで、安全面を考えますとなかなか難しかったというようなこともございまして、半分程度の定員にしているところでございます。引き続き職員の協力体制を持ちまして、事業が円滑に進むように進めてまいりたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7 番（砂田 茂議員） 私から3点ほど確認の意味で伺いたいと思います。

初めに7ページになります。2款1項6目の企画費のところですが、その結婚推進事業、112万円の増額となっておりますけれども、こちら対象となった件数はどのくらいあったのか、まず最初に伺いたいと思います。

それから、11ページの7款1項5目いろり火の里施設費、こちらの減額についてですが、これは先に説明を受けておりましたけれども、それによりますと、照明の工事に関わるものと聞いております。足場を組んでの工事から、高所作業車とでも言うのでしょうか、そのような工事に変わったというようにお聞きしていた記憶がありますけれども、改めまして、この具体的な作業方法といいますか、その辺を確認したいと思います。

それから、14ページ、10款5項3目学校給食費支援事業のところですが、この補助金の増額要因、それとそこの財源、特定財源のその他のところからとなっておりますけれども、これはどのような財源が充当されたのか、最初にお聞きしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 7ページ、結婚推進事業の結婚新生活支援事業補助金の増額に関してのご質問でございました。こちらの事業は、新婚の方を対象に、新生活のスター

トアップにかかる家賃、引っ越し費用等を補助する事業でございます。申請が多く見込まれるということで増額をさせていただいているところです。現在の申し込み見込みといたしましては、継続が2件、それから29歳以下の世帯で1件、39歳以下の世帯で2件という状況でございます。

続きまして、11ページの「いろり火の里」推進事業の工事の具体的な作業方法ということでございました。当初は足場を組んでのLED交換工事ということで計画をしていたところですが、実際作業で現場に入ったところ、高所作業車をホールの中に入れて作業ができるということで、工事の効率性、それから安全性も十分配慮、確保できるということで、また予算も少なく済むということで、今回このような計画をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） それでは、学校給食費に関するご質問でございました。2点ございました。まず1点目、今回の補助金の増額の要因でございます。現在、給食の単価であります。小学校は290円、中学校が360円を給食単価としております。このうち町が負担しております補助金は、小学校1食当たり30円、中学校1食当たり60円でございます。残りが保護者の負担額という形になっております。しかし、昨今の原材料費、また調味料等も含めまして、こういった価格の高騰が続いておまして、給食提供に係る経費というところは増加しているということで、現行の単価では引き続き栄養基準を満たした質の高い給食を安定的に提供することが困難になりつつある状況でございます。

このため、今回の補正では、1食当たりの給食単価を、小学校は290円から325円へ、中学校においては360円から395円へと見直すものでございます。また、これに伴いまして、町の補助金についても、小学校は30円から65円へ、中学校は60円から95円へと増額をいたしたいというものでございます。保護者負担額は変えないというようところでございます。これによりまして、保護者負担の増加は避けつつ、現場の方で必要な食材を十分に確保し、子どもたちに安全で安心な給食を引き続き提供できる体制を整えたいというものでございます。

そして、2点目の財源のお話でございました。こちらにつきましては、ふるさと基金を繰り入れて充当をするというところで提案をさせていただくものでございます。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） それでは結婚推進事業のところから、見込みが2件、それぞれ29歳、39歳、それぞれ見込みのところを教えてくださいましたけれども、例えば、近くにありますテオトルタウンの宅地分譲、その辺との関係、また旧町内会とのその辺の見込みの関係等、どういう関係があるのかなど。分譲によって見込みが多くなったのか、その辺をもう一度伺いたいと思います。

それから、いろり火の里の工事についてですけれども、高所作業車というお話がございました。その際、当然中を移動しながら工事されると思うんですけれども、その際に、床への影響とかその辺の方は大丈夫なのか。きちんと保護されるのか少し心配なところがあります。

ので、その点を確認させていただきたいのと、作業性が良くなるということで、こちらの工事期間は短縮になるのかどうか、その辺も確認したいと思います。

それから、学校給食費の方、町の方から食材等の高騰に対しての補助ということで、これまでもたびたび支援してくださっていると思います。その辺ですね、財源はふるさと基金からというお話もございました。更に踏み込んだ補助ということをお考えできないものか、お聞きしたいと思います。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 新婚生活の内容でテオトルタウンとの関係ということでございましたけれども、直接テオトルタウンとの関係というところまでは正直分析はしていないんですけれども、現在の申し込みの内容的には、町外から町内のアパートへの利用の方というようになっております。

続きまして、いろり火の里の工事の関係でございますが、まず1点目、床への影響でございますが、なの花ホールのホールは当然カーペットといたしますか、絨毯を敷いてありますので、そういった影響がないようにしっかりとした養生をしながら対応していくように注意をしていきたいというように思います。

また、期間ですが、1ヵ月ほど短縮できるというような話も聞いております。今までは3月までの工期となっていたところですが、できるだけ工期を短縮して、なの花ホールが速やかに営業できるように対応を検討してまいりたいと思います。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 学校給食の補助金について、更に踏み込んだ補助はというようなお話もございました。こちらにつきましては、現在の考えにおきましては、学校給食費に特化するというような形ではなく教育予算、もちろん限りがございますので、他にも様々支援するというところで、総合的な形で考慮したものでございます。三川町においては、様々特別支援教育であったり学用品費等においても様々な教育の場面で様々保護者の負担が過度にならないようにというところで、総合的に財政支援を行っているところでございますので、ご理解をいただきたいというように思います。

○議 長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5 番（小野寺正樹議員） それでは、私の方から1点お聞きしたいと思います。議案書のページ数で言うと11ページ、7款1項2目商工振興費の中で、三川町ふるさと応援寄附金推進事業4,778万3,000円の増額要因についてお聞きしたいのですが、これに関しましては、当然お米の部分の今後もまだ伸びるといったような考えのもとにそういった数字を打ち出しているかと思っておりますけれども、例えば今回、特に米が上がった分、例えば一般野菜の方が、例えばお米だけでなく三川町に関しては肉、そして野菜等に関して、また果物等に関しても、そういったふるさと納税の品目があったと思うんですけれども、そういった部分に関しまして、米以外の部分に関して伸びの幅とか、例えばそういった数字があれば教えてもらいたいと思います。

また、これに関しまして、特に米などを主体とした寄附金が増えた部分としては推測され

た部分は大変喜ばしいと感じておりますけれども、同時に気をつけなければならないのが、事業者側のチェック機能が実際にどのようになっていたのか、まずはお聞きしたいと思いません。

特に新聞等でもマスコミ等でもニュースになっておりましたが、飯豊町では業者の取り間違いから別の産地の米が送られるといった記事がありました。三川町としては特にそういった内容の問題にはならないと感じておりますが、現在発送は特に三川町の場合は事業者側に任せている部分が多く、在庫のチェック、また保管期間の状態などもやはり定期的に、三川町に関してもそういったチェック機能が必要なのではないかと感じ取りました。現在、今のそういった機能に関しましてどのようになっているのか、まずお聞きしたいと思いません。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） ふるさと納税に関するご質問でありました。まず1点目の米・野菜の伸び幅ということの質問でございました。本町におきましては、本町の返礼品の主力がお米とパックライス、これが全体の8割を占めているというような状況になっております。その中で、野菜の伸び幅ということではありますが、2割の中で半分が大体野菜というような形になっておりますが、さほど変わっていないというような状況であります。

2点目の管理体制の関係でございまして。11月下旬に飯豊町の方で実施するふるさと納税におきまして、返礼品が届けられるはずのもの、飯豊町産のお米が実際に飯豊町産ではなくて、熊本県のお米が誤って送付されたということが明らかになりました。この関係で、本町については同じような事例というのは発生していないわけではございますが、本町でも同じことが起きないように発生防止に努めてまいりたいと考えているところでございます。

本町では現在、今年度、三川町ふるさと応援寄附金返礼品提供事業者マニュアルというものを作成しまして、本町が返礼品として提供できるもの、返礼品の取り扱いの数量の設定、寄附者からの問い合わせに対する対応など、事業者に対応の徹底をお願いしているところであり、その中で、実際に担当者が現場に出向き、作業の工程の確認、また在庫の管理のあり方などを確認しているところであります。寄附者の信頼を損ねることのないよう、引き続き作業工程、在庫の管理等の体制をしっかりと確認してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員） ありがとうございます。私もその言葉を聞いて大変安心しました。やはり一度なくした信用はなかなか戻らないし、戻ったとしてもやはりそういった部分の数字は大きく作用するといった部分で、やはり大きな問題に繋がるといった部分を、今回特に飯豊町のニュースを見ながら、私自身も知り合いにそういった事業者がいますので、いま一度気を引き締めながらそういった商品に関しての責任を持てるように、私以外にもそういった事業者の皆さまにそういった確認をお願いし、またそういったチェック体制を今後もしっかりと、そういった関係の構築もお願いしたいと思いません。ありがとうございます。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 私から、それでは3点ほど質問させていただきます。

初めに10ページの4款1項2目予防費、予防接種委託料199万円増額しておりますが、この増額の要因についてお伺いします。9月補正でも同様の予防接種委託料468万円が計上してあったと思いますけれども、このことと関連があれば併せて説明をいただきたいと思います。

次に、6款1項7目農政対策費にあります、三川町農林水産物等災害対策事業費補助金67万円計上しておりますけれども、この内容、対象となる災害、また補助内容等について説明をお願いしたいと思います。

3点目に、13ページの10款3項2目教育振興費、県大会以上出場選手派遣費助成金13万5,000円増額になっておりますけれども、この要因についてお伺いしたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 予防費の増額要因についてでございますけれども、こちらの増額の内容としましては、高齢者带状疱疹、高齢者インフルエンザ、それと季節性インフルエンザということで、そちら3点に対する増額となります。前回9月の補正に関しましては、新型コロナウイルスの感染対策のワクチンに関する増額ということで、今回の補正の内容とは別のものとなっております。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 三川町農林水産物等災害対策事業費補助金についてのご質問でございました。今年の6月から7月にかけて高温少雨、また渇水がありまして、その対策として庄内赤川土地改良区が農業用水の確保のために緊急的に揚水機場を稼働したことから、その対応に係る電気料の割り増し分について経費の1/2を補助したものでございます。なお、今回この揚水機場の稼働につきましては、渇水に伴いまして農業者に断水をお願いしたことから、揚水機場のポンプの稼働時間が通常より長くなったことから、町内で受益エリアに当たる16ヵ所の揚水機場の電気料の追加分について予算を計上したものでございます。

○議 長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 中学校の県大会以上出場選手派遣費助成金増額の要因でございます。本補助金におきましては、その名のとおりであります。県大会以上の大会に出場した場合に助成するものであります。県大会以外にも東北大会、この度は体操におきましては全国中学校体育大会の方にも出場した選手もございました。そういったところで支出が増えたものでございます。また、今後におきましても、吹奏楽関係でもこういったところが見込めるといようなところで、今回増額補正を提案いたしましたものでございます。

○議 長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 最初の予防接種委託料につきましては、9月補正の高齢者の新型コロナワクチンの接種の分だということでありました。もし分かればですけれども、高齢者の新型コロナワクチンの接種状況と申しますか、どのぐらいおられるか。中には副反応が怖いとか

様々なうわさがある中で接種が伸びていないというようなこともお伺いしますが、本町での高齢者の接種状況はどのぐらいになっているのか、お伺いしたいと思いますし、この接種補助の期間ですけれども、いつまでのものを対象とするか決まっていればお伺いしたいと思いますし、できるだけ多くの方に、特にインフルエンザが今流行っているということで、罹患してからの接種では遅いのかもしれませんけれども、早めの接種を進めるべきだと思いますけれども、啓発活動等どのように行っているのか、お伺いしたいと思います。

次の農林水産物等の補助金につきましては、本当に雨の少ない年になりまして、水が少ない中で、用水が少ない中で様々な工夫をしながら何とか被害を最小限に抑えたというようなことでありました。国の補助事業でもあったのかとは思いますが、今後ともこういった事例があった場合には速やかな補助をお願いしたいと思います。

最後の県大会以上の出場選手派遣助成金であります。当初予算を超えるほどの優秀な選手があったのかなと思うところでありますし、スポーツ三川等を見ていまして県大会以上、東北大会、全国大会に出場する選手がちらほらと見えるようでありました。こういったやはり優れた選手の活躍というのは、家族や友人のみならず、私たち町民にも励まされると申しますか、とても元気になるような活躍を目にするわけでありますが、やはり県大会に限らず、やはり東北大会とか全国大会、遠方への遠征になりますと費用もかさむということで、県大会以上の大会だと上乗せするような支援はないかどうか。また、宿泊費が高騰していると聞きます。優秀な成績を収めても県大会等に行くのが負担になるようではおかしいのではないかと思いますけれども、こういった補助の上乗せの考えはないか。また、更に上位大会への出場への上乗せ等の考えについてお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 新型コロナワクチンの接種状況等に関するご質問でございました。接種は10月から開始しておりまして、実施した医療機関等から請求、報告を含めて請求等が来るのが大体2ヵ月ぐらい遅れて来るものですから、今現在正式な数字というのは把握していないところです。ただ、聞いている話の状況としましては、想定していたより少ないと聞いております。これはインフルエンザが例年より1ヵ月早く流行してきているということもあって、関心がインフルエンザに向いていることもあるのではないかなと推測しております。期間に関しましては、今年度を目途に実施しておりますけれども、その啓発に関しましては、まず広報などで第一には啓発しておりますし、その他、引き続き健康教室を含め、機会がある際には事業の実施を紹介しているところであります。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 県大会以上の補助金、助成金につきまして上乗せの考えはというふうなご質問でございました。この助成金、補助金につきましては、一定額で、例えば県大会のときはいくらか東北大会のときはいくらかという形で、一定額で助成をしているのではなく、係る経費の8割以内を助成するという補助金でございます。昨今、宿泊料、旅費等高騰しているところですが、まずはその8割を補助する、割合で補助をしているというふうなところでございますので、高騰に対しても対応しているものという認識でおります。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） それでは、私から5点ほど確認の質問をさせていただきたいと思  
います。

まず最初に、一般会計7ページ、2款1項8目の電算費であります。8目の電算費電子  
自治体推進事業の増額要因として、印刷製本費という電算事業に関して、印刷製本費110万  
円もの予算というような、この発生した理由等について教えていただければと思います。

次に、8ページになりますけれども、2款2項1目税務総務費の中で、物価高騰対応重点  
支援金調整給付金ですか、当初4,300万円、途中6月で1,200万円を補正しながら総額4,000  
万円を超える予算事業費だったわけですが、この45%にあたる1,450万円を返納  
するといったことについての原因等について、また、制度的な部分について、どういった考  
え方だったのか含めて、この経緯をご説明いただきたいと思います。

続いて13ページの10款2項1目の小学校費になりますが、この中で、樹木管理業務委  
託料、当初でも80万円を超える予算を計上している中で、また40万円近くの増額とい  
った要因等についての説明をお願いいたします。

次に、国民健康保険特別会計についてお伺いします。国保特会の4ページにあります  
が、会計年度任用職員の手当分9,000円の増額ということにつきましては、職員全体の人  
件費の見直しというようなことで状況等は理解できるんですけども、この財源が特定財源  
にしたという理由がいささか納得できないなというように感じております。わずかな金額で  
はありますけれども、会計年度任用職員の給与について、通常であれば一般財源で構成す  
るのが通常のパターンかと思うのですが、敢えてここで特別会計、いわゆる県納付金、  
保険給付費交付金という特別財源を使わなければならなかったという、その考え方につ  
いての説明をお願いいたします。

次に、介護保険特会の4ページになりますが、4款2項1目の包括的支援事業、任意事  
業についてありますけれども、この中で総合相談事業円滑化負担金100万円を超える増額に  
なったわけですが、今日のマスコミ報道でも介護保険制度については負担が増額する一方  
であって、非常に国民全体の課題というような捉え方になっておる状況です。こうした中  
で、この任意事業というのは町独自の判断で実施される事業であるわけですので、従来  
の社会福祉協議会で行っている、以前も一般質問等で指摘させていただきましたが、社会  
福祉協議会で行っているボランティア事業で十分カバーできるサービスまでも介護保  
険事業として有償化に繋がるような、保険料の増額に繋がるような事業が展開されてい  
るというような状況の認識の中で、この相談事業といったものについてどういう体制で  
行っているのかということを含めて、増額にせざるを得なかった要因等についての説明  
をお願いいたします。

○議長（町野昌弘議員） 暫時休憩します。 (午前10時31分)

○議長（町野昌弘議員） 再開します。 (午前10時50分)

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長から9番 鈴木重行議員に答弁漏れの申し出  
がありましたので、これを許可します。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 先程鈴木重行議員から予防接種の期間について  
のご質問

がございまして、事業期間ということで今年度ということでお答えしたのですが、予防接種の期間もありまして、予防接種をする期間というのが10月1日から1月31日までの期間となっておりますので、補足として説明させていただきます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 7ページの電子自治体推進事業の印刷製本費に関するご質問でございました。こちらの内容に関しましては、令和8年2月に情報システムの標準化が実施されることによりまして、各種納付書等が全国共通様式に変更されるための印刷費用でございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 本多町民課長。

○説明員（本多由紀町民課長） 2点のご質問だったかと思えます。まず初めに1点目の物価高騰対応重点支援金調整給付事業でございます。こちらにつきましては、議員おっしゃるとおり、当初予算3,200万円の計上に対しまして、6月補正で1,200万円を補正いたしまして、現在予算4,400万円のところでございます。これに対しまして、現在1,450万円の減額補正をお願いしているところでございます。

内容といたしましては、当初予算の計上に当たりましては手計算で集計をいたしました。その後6月補正におきましても手計算と専従者の方も増えるだろうということで、足りなくなる見込みだということで、追加で増額補正をいたしたところでございますが、その後、システムを入れまして精査したところ、当初含めておりました対象とならない48万円以下の収入の方の見込みが多くなってしまったこと。また、転入者につきましても、転入前で交付されていなくて、こちらに来てから交付対象となる人数を多く見積もっていたんですが、そちらの方も転入前の市町村での交付がされていたことなどもありまして、精査いたしたところ補正額よりも少なくなってしまうというのが現状でございます。

2点目の国民健康保険特別会計でございます。こちらの方の財源につきまして、特定財源を使った理由でございますけれども、こちらの県の繰入金分につきましては、事業の内容といたしまして、後発医薬品の通知をしているだとか、レセプト点検員、医療の適正化に対する事業ということでレセプト点検員を雇っている場合が、その人件費等が対象となる県の繰入金というメニューがあるものですから、そちらの方を充当いたしたく、今回の財源といたしたところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 小学校管理費の樹木等管理業務委託料の増額の要因でございますが、こちらにつきましては、小学校にクロマツがありますが、松くい虫被害等で枯れてしまったために、その樹木の伐採、また枝の処理を行うためのものでございます。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 介護保険特別会計の地域支援事業における増額要因でありますけれども、こちらの100万円ほどの部分ですけれども、こちらの内容としましては、なの花荘から派遣をいただいている職員の人件費の増額になります。今年度からまた新たな方を派遣いただいているわけですが、昨年度と比較して役職が上の方を派遣いただい

ておりまして、その分、人件費が増えるということで、増額分を補正で上げさせていただいたものであります。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） まず最初に松くい虫被害というようなことで、先日も議員控え室で松くい虫の問題が議論されたというようなところもありまして、十分状況は理解できました。ありがとうございました。

それから戻りまして、電算費の印刷、各種納付書をすべて印刷というようなことでありましたが、どの範囲までのこういった種類の納付書というように考えたらよろしいものか、ある程度具体的な内容等を追加で説明をいただければと思います。

物価高騰対応重点支援金調整給付事業については、状況等理解できますので承諾したいと思います。

それから、国保特会の県の支援金等については対象になるというようなことでありましたが、確かにその対象になるということは理解できるのですけれども、通常はこれに伴って、国・県からの交付金に対しては、当然町の一般財源との負担割合というものが発生するものと理解しておりますので、いくら定額の補正であっても、その負担割合に基づいたそれぞれの数字を補正予算化するべきではないかというように理解しているところであり、その必要性はなかったのか改めて説明をお願いしたいと思います。

介護保険特会に関しましては、今の説明ですと、いわゆるなの花荘に相談業務を委託しているということかと思いますが、その対応のあり方等について、特に相談員が給料単価の高い方というようなところでの説明もあったように受けとめたのですけれども、先程も指摘しましたとおり、介護保険制度運営費そのものが非常に年々増額傾向にあるということは誰しも認めているところですし、それぞれの被保険者の負担割合もどんどん増額しているというようなこともありますので、ぜひ保険料負担の軽減を図るような方策で各種事業の展開を求めたいと思いますので、答弁はいりませんけれどもよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 各種納付書ということでしたが、もう少し具体的にというお話でした。各種納付書といたしましては、まず町に関わる税金等に伴う各種納付書、それから医療証、介護保険証、障害福祉受給者証等でございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 本多町民課長。

○説明員（本多由紀町民課長） 国保特会におきます一般財源との区分でございましたけれども、先程申し上げましたとおり、県の繰入金につきましては様々なメニューがあるところがございますが、その中での医療費適正化特別対策事業ということで、レセプト点検員の人件費につきましても見込んでいるところがございます。最終的には他のメニューも合わせまして精算という形になるかと思っておりますけれども、現在のところ精算までは至っていないものですから、全額見込める分ということで、特定財源の方で見させていただいた状況でございます。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6 番（佐久間千佳議員） 私から2点ほどお伺いしたいと思います。まず1点目、補正予算書の11ページ、タブレットで言いますと15ページになります。同僚議員が先程質問されておりましたけれども、商工費の中にあります、いろり火の里施設費に関連する質問であります。先程の答弁ですと、なの花ホールの照明のLED化の工事ということで減額が生じたということでありました。1カ月の工期短縮ということで、当初予算策定する際に想定した工期と違うというところでもありますので、まずはこのように減額にできた要因、先程も説明ありましたけれども、工事内容が変わってくると思いますので、当初予算を査定する段階で想定できなかったのかどうか。また、1カ月短縮することによる、いろり火の里全体への経営の影響はどのような形にあるのかを1点お伺いしたいと思います。

次に14ページになります。タブレット上ですと18ページでありますけれども、教育費の中にあります学校給食費支援事業であります。こちら先程同僚議員が質問しておりましたけれども、こちらの増額に関しましては、質と量の確保はされているというように思いますけれども、来年度の当初予算を編入する際においても、この単価の基準で当初予算を編入されるのかどうか、その辺に関しましてお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） いろり火の里の工事の内容についてのご質問でしたが、当初設計をした際も足場を組むか高所作業車を入れるか、そういったところを検討しながら設計を考えたというように認識しておりますが、設計段階ではより安全な方法ということで足場を設置するという方法を採用をしたというように認識しております。現場に入って高所作業車でも十分対応できるということで、入札契約業者と設計、また町担当の3者で検討した結果、このような結果になったというように認識しているところでございます。

また、1カ月工期が短縮することへの影響ということでございましたが、1月の新年を祝う会以降、予約を現在ストップしている状況です。工期が実際のところ2月で終わるかもしれないという状況ですので、工事終了の目途がつき次第、予約を再開して、なるべく使用していただけるように努めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 1食当たりの給食単価を先程お話させていただきましたが、来年度もその単価を基準とするのかというようなご質問でございました。来年度の単価におきましては、また、いわゆる物価の上昇、食材価格の高騰というところが予想されるところでございますので、今回お示した金額を基本としつつも、単価につきましては、そういった物価上昇等も加味しながら視野に入れながら、単価については改めて設定をしたいというように考えております。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6 番（佐久間千佳議員） まずは、いろり火の里の関係でありますけれども、設計段階で様々な想定をされると思われるのですが、高所作業車による工事というものが想定されなかったのかどうか。その現場を見て入れそうだねという話で今回変更になったということでもありますけれども、そもそも設計段階でそれは検討されなかったのかどうか。そちらの方の状況

をお伺いしたいと思いますし、今後のこういった工事、様々な学校施設等も検討されているかと思われませんが、そういった今後の工事に対しても同じような形で、やはり安全を確保した上で、更に安価な単価で工事できるようにするべきと考えておりますが、その他の工事に関しての設計の取り方、そちらの考え方を伺いしたいと思います。

短縮した影響はあまり想定されていないということではありますが、やはり一旦休止するとなかなか使えるというような情報が出回るまで時間が、タイムラグが発生すると思いますので、その辺も併せて工期が確定したら早めに情報提供するなどの対応をしていただきたいと思います。その辺の考え方についても併せて伺います。

学校給食の関係でありますけれども、当初予算においてはまた新たな考え方ということでありました。物価高騰をしている中で、先程同僚議員、やはり負担軽減を図るべきだというような意見もございます。様々な方向で教育に関しては支援しているという答弁でありましたけれども、やはり給食、町内で自校給食ですので、できるだけこの地産地消であったり食育の観点を生かした給食を進めていただきたいと思います。それに対するやはり予算的な措置というものも少し弾力的に見ていただけないかなというように思います。今回の増額におけるそういった観点、入っているのかどうか。また、今回の質と量を確保した上での当初予算に対する考え方、再度伺いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） いろり火の里の工事をする際に、高所作業車、それから足場、どちらで工事をするかということを検討したかどうかというような最初のご質問でございましたが、実際検討したかどうかまでは正直把握はしていません。ただ、やはり慣例としては、高所作業車を入れたり足場を設置するということは当然それは、設計業者としては当然それを検討した上で、より安全な方法ということで今回採用した結果だというように思っております。

それから、今後のそういった高所作業車を採用したということで経費の削減、それから安全確保にどのように結びつけるかというようなお話でした。当然やはり現場を見ながら設計業者を入れる場合は設計委託業者と当然検討しながらしていかなければならないですし、このように今回高所作業車を入れて作業ができるということが経験値ということで残っていくわけですので、そういったことも踏まえながら、やはり公共施設の維持管理費の削減、あるいは安全確保に努めていかなければならないと考えております。

最後に、工期が短縮したことによる啓発の早めの対応ということでもございました。もちろん、こちらの方も先程お話をしたように、工期が正直まだいつという形では把握していないところですので、工事をしながら、できるだけ早く工期を確定して皆さまにお知らせしたいというように考えております。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 学校給食における地産地消を進める予算的措置、また、質と量というところでの改めてのご質問でございました。まず現状におきましても、地産地消という観点からは、農家でありましたり農協からご尽力をいただきまして、積極的に県内産また

は町内産の食材を活用しているところでございます。これにつきましては、今後も当然引き続き行いまして、子どもたちに三川町のおいしい食べ物を知っていただきたいというように思いでございます。

そして、質と量というところでございました。こちらにつきましては、学校給食において栄養バランスを整えて、そういった給食を継続的に提供するという観点のもと進めているところでございますので、先程の地元の食材をなるべく活用するということもそうですし、また、効率的な食材の調達でありますとか、また食材の無駄をなるべく省いてというような形も踏まえて、総合的な対策を行いまして、1食当たりの単価は抑えつつもバランスのとれた給食を提供したいという思いでございます。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから採決します。各会計補正予算4件を一括して審議いたしましたが、採決は区分して行います。

最初に、議第63号「令和7年度三川町一般会計補正予算(第4号)」の件を採決します。  
お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第63号「令和7年度三川町一般会計補正予算(第4号)」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（町野昌弘議員） 次に、議第64号「令和7年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第64号「令和7年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（町野昌弘議員） 次に、議第65号「令和7年度三川町介護保険特別会計補正予算(第2号)」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第65号「令和7年度三川町介護保険特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（町野昌弘議員） 次に、議第66号「令和7年度三川町下水道事業会計補正予算(第2号)」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議 長(町野昌弘議員) 起立全員であります。したがって、議第66号「令和7年度三川町下水道事業会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

○議 長(町野昌弘議員) 日程第8、請願第1号「保険薬局も無料低額診療事業の対象とすることを求める意見書の提出に関する請願」の件を議題とします。

本件について、紹介議員より請願の趣旨説明を求めます。7番 砂田 茂議員。

○7 番(砂田 茂議員) ただいま上程されております、請願第1号「保険薬局も無料低額診療事業の対象とすることを求める意見書の提出に関する請願」について趣旨説明をいたします。

無料低額診療事業は、生活困窮者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療を行う事業を実施している医療機関で診療を受けることができます。しかし、医薬分業が進展する昨今において、保険薬局は無料低額診療事業の対象事業者になれないことから、院外処方箋を発行する無料低額診療事業の医療機関を受診された患者さんの薬の窓口負担金は患者さんの負担となっています。医療にかかる経済的な負担の軽減のため無料低額診療事業が保険薬局も対象とすることは、患者さんの切実な願いです。

本請願は、国が社会的に負うべきすべての国民への医療保障を実現し、院外処方箋をもらった患者さんにおいても安心して無料低額診療事業を受けられるよう、国への意見書の提出を求めるものです。

以上、説明といたしまして、審査の程よろしくお願いいたします。

○議 長(町野昌弘議員) 以上で、請願の趣旨説明を終わります。

○議 長(町野昌弘議員) ただいま議題となっております請願第1号について、会議規則第91条第1項の規定により、産業建設厚生常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りします。ただいま付託いたしました本件は、会議規則第45条第1項の規定により、明日中に審査を終えるよう期限を付けることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長(町野昌弘議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、明日中に審査を終えるよう、期限を付けることに決定しました。

○議 長(町野昌弘議員) 暫時休憩します。 (午前11時17分)

○議 長(町野昌弘議員) 再開します。 (午後1時00分)

○議 長(町野昌弘議員) 日程第9、「一般質問」を行います。

一般質問は、9名の議員から通告がありましたので、通告順に行うこととし、本日は、日程の都合上2名の議員より一般質問を行い、後の7名の議員については、3日目に5名を、4日目に2名を行うことといたします。

なお、一般質問は、議会運営規程第86条第1項の規定により、答弁時間も含めて質問者一人につき、1時間以内といたします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は

除きます。

従って、質問者は、簡潔に要点を、また、答弁者は、明快、簡潔に各々その要点を得るよう、特にご留意を願います。

最初に、5番 小野寺正樹議員、登壇願います。5番 小野寺正樹議員。

○5 番（小野寺正樹議員）

1. クマ対策について	1. 今年はクマの目撃情報が数多く防災行政無線等で周知されているが、クマ出没時の町民の安全確保策について伺う。 2. 三川町内の各学校現場における通学時の安全対策や、児童がクマと偶発的に遭遇した場合の対応策について伺う。 3. クマ対策の一つとして果樹、生ゴミを放置しないことが重要と聞いているが、指導体制について伺う。
2. 押切バス停留所の待合施設について	1. 特に冬場の通学時、多くの学生が吹きさらしの中バスを待っている姿を目にする。安全確保の観点から待合施設の設置に対する考えを伺う。
3. 三川音頭の継承について	1. 各地域のイベントや運動会等で踊る機会も無くなり、三川町の大切な文化が継承されず消えてしまう不安が頭をよぎるが、今後の学校や地域での指導について見解を伺う。

令和7年第6回三川町議会定例会において、通告に従い、一般質問を行います。

質問事項1、クマ対策について。

1、今年はクマの目撃情報が数多く防災行政無線等で周知されていますが、クマ出没時の町民の安全確保策について伺います。

2、三川町内の各学校現場における通学時の安全対策や、児童がクマと偶発的に遭遇した場合の対応策について伺います。

3、クマ対策の一つとして果樹、生ゴミを放置しないことが重要と聞いておりますが、指導体制について伺います。

質問事項2、押切バス停留所の待合施設について。

1、特に冬場の通学時、多くの学生が吹きさらしの中バスを待っている姿を目にします。安全確保の観点から待合施設の設置に対する考えを伺います。

質問事項3、三川音頭の継承について。

1、各地域のイベントや運動会等で踊る機会もなくなり、三川町の大切な文化が継承され

ず消えてしまう不安が頭をよぎりますが、今後の学校や地域での指導について見解を伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 小野寺正樹議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項1の2点目、各学校現場におけるクマへの対応策及び質問事項3の三川音頭の継承につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1のクマ対策について、1点目の町民の安全確保策に関するご質問であります。クマの出没については、町で策定したクマ等出没対応マニュアルに従い対応することとしており、所管課においてクマの目撃情報を受けた場合には速やかに職員間で情報共有を図り、状況に応じて町民に対して防災行政無線及びLINEでの注意喚起と、学校、保育施設、学童保育施設等へ情報提供するとともに、職員によるパトロールを実施し、不測の事態が生じないよう努めているところであります。

3点目の果樹、生ゴミの放置に関するご質問であります。ご質問にもありましたとおり、果樹、生ゴミなどクマの餌となるようなものを放置しないことは、クマを呼び寄せない方法の一つとされており、広報や町ホームページ、LINEなどを活用した注意喚起において、その周知を図っているところであります。

次に、質問事項2の押切バス停留所の待合施設について、待合施設の設置に関するご質問であります。押切バス停留所の待合施設として活用していた建物は、令和6年10月に取り壊されたことは認識いたしております。バスの待合施設の設置については、地域や自治体、バス運行事業者等で設置するものであり、路線バスを運行している事業者を確認したところ、単独での設置は考えていないと聞いております。本町といたしましても、周辺施設との関連や駐車帯の状況等の安全性、建設費用、維持管理費など総合的に考え、町が主体になっての新たなバス待合施設の設置は、現時点では考えていないところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 小野寺正樹議員にご答弁申し上げます。

質問事項1のクマ対策について、2点目の通学時の安全対策とクマ遭遇時の対応策に関するご質問であります。町内の学校では、登下校における児童生徒の安全確保も重要な課題としており、地域の協力も得ながらできる範囲での取り組みを行っております。

クマの出没情報が確認された場合には、防災行政無線やLINE、保護者への緊急メールで注意喚起を行い、地域全体で警戒を共有しております。また、地域の皆さまからは、もちろんご自身の安全を確保した上でありますけれども、主要な場所で朝夕の見守り活動にご協力をいただき、児童生徒が安全に登下校できる環境づくりを支えていただいております。更に、出没場所や出没時間によっては、保護者による送迎を依頼するなど、状況に応じた対応も実施しております。

学校では、特別な訓練という形ではなく日常の生活指導の一環として、過度な不安を抱か

せないように配慮した指導を行っており、児童生徒が不意にクマに遭遇した場合には、落ち着いて行動すること、複数で歩くこと、むやみに走らずゆっくり立ち去ることなど、基本的な心構えと安全意識を身につけることを目的として行っております。

今後も、学校、家庭、地域との連携を密にし、現場の状況に即した対応を進めるとともに、教育委員会といたしましても、情報共有と必要な支援を継続し、児童生徒が安心して登下校を行える環境の整備に努めてまいります。

質問事項3の三川音頭の継承について、学校や地域での指導に関するご質問ではありますが、三川音頭は長年にわたり地域の祭礼や運動会などで親しまれ、町民同士の結びつきや地域への愛着を育んできたものであります。しかしながら、近年では地域行事の縮小などに伴い、踊る機会が減少し、町の大切な文化が失われる懸念があるものと受けとめております。

まず、学校での指導ではありますが、学校の教育活動は学習指導要領に基づくカリキュラムの中で計画的に進められており、今後新たな取り組みを行うためには、各学校現場の意向や実施体制、教職員の指導体制など、多方面での調整が必要であります。また、業務の負担増や教育的な意義・効果等を総合的に考慮すると、現時点において当該取組の実施は困難であると考えております。

次に、地域での指導ではありますが、希望するグループなどがあれば、町の芸術文化協会に加盟する踊りの団体などに依頼をし、必要な支援をいただけるよう取り計らうことは可能であると考えますので、このような取り組み等を行うことにより、三川音頭を次世代へ継承し、町が誇る伝統が途絶えることのないよう努めてまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員） それでは、クマ対策から再質問させていただきます。環境省は、4月から10月のクマによる人身事故件数は176件、また被害者は196人となり、いずれも記録のある2006年度以降の同期比で最悪だったと発表し、専門家からは例年ならばクマが冬眠するはずの今後も被害が続く恐れがあるとして警戒を呼びかけ、県でも山形県版クマ被害総合対策施策パッケージ、不要果樹の伐採支援、春季捕獲強化などを打ち出し、対策を検討していますが、三川町でのここ近年のクマの目撃情報では、令和3年に成田新田で1件、令和5年度で横山、東沼の3件、そして令和7年1月から11月16日までに12件の目撃情報が入っており、今年に入り極端に増えていることが伺えますが、町として防災行政無線やLINEでの情報発信、また車でのパトロールなどを行っているといったような答弁がありました。

町長答弁では、今、不測の事態が生じないように努めるといったような言葉があったと思われませんが、神出鬼没のクマに至っては、不測の事態、例えば突然目の前に現れたり、人に襲いかかるなどの人身事故などが想定されますが、防ぐのも限界があると思われませんが、緊急銃猟の発令などは想定しているのか、再度伺います。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） クマの出没については、昨今の報道でも災害に近いと、あるいは災害と同等という言葉がよく用いられていると認識しております。災害ですので、い

つ何どき起こるか分からないという、その部分を住民の皆さまから念頭においていただきまして、まずは人ごとではないということをもまずは強く認識していただく必要があるのかなと思います。幸いと言っては何ですけれども、最近のマスコミ報道では連日クマの報道がなされておりまして、その中で注意事項ですとか、そういったことも報道の中で触れていただいておりますので、町としましては、LINE、防災行政無線、あるいはホームページ等でクマの注意喚起を行わせていただいておりますけれども、それ以外にもそういったマスコミの情報なども活用いただきながら各々がクマに対して備えていただくというのが重要かと思いません。

緊急銃猟についてのご質問でございますけれども、この緊急銃猟という制度、これにつきましては鳥獣保護管理法という法律、こちらが今年の9月に一部改正になりまして、市町村の判断で銃を用いてのクマ等の駆除ができるという、そのような規定になっております。庄内管内におきましては、鶴岡市、酒田市、庄内町ですでに実績がございまして、本町では幸いそのような事態はまだ至っていないわけですけれども、庄内管内の担当課レベルでございまして、そういった情報交換も常に庄内総合支庁を中心に実施しております。

そういった中で、私どももそういった実際に経験された自治体の運用、そういった部分の情報をいただきながら、現在、クマの対策マニュアルを持っておりますけれども、そちらをまず改訂する作業を現在進めておるところです。これにつきましては、当然本町だけではなく、警察あるいは猟友会、そういった関係機関との意見調整、考え方のすり合わせも必要ですので、残念ながらまだ現時点でまだ完成には至っておらないところですが、ただ、幸いに先行自治体の事例、あるいはそのマニュアルの改訂作業中に知り得た注意事項、留意事項等、そういったところを踏まえながら、万が一、今この場でクマが出たと、そういった事態が生じた場合でも、まず対応し得るだけの準備は現時点で整っているというように認識しております。

○議 長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5 番（小野寺正樹議員） ありがとうございます。想定内といった部分は私も分かるんですけども、当然クマの出没時に関しましては、不測の事態といった言葉が本当にどのような形で遭遇するのかわからないという部分がありますので、ぜひそういったことにならないように私も願うばかりではありますが、この件につきましては、後程再度触れたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

吉村知事は、今も言われたとおり、現在のクマをめぐる状況を災害と同じとした上で、県民の安全安心を守ることが一番大事。職員間で助け合って取り組んでいきたい。また、現場対応力ということで、市町村、猟友会、警察官の装備品も支援する。また、安全を確保しながら対策をとってほしいと述べ、県は12月の補正予算案にクマ被害防止の緊急対策費として5,300万円を盛り込み、まずは人の生活圏への侵入を防ぐ対策、人とクマの棲み分けを進めるために県が現在行っている管理河川の藪の刈り払いの継続や、地域が行う不要果樹の伐採を支援。過剰な個体を確保し、被害を軽減する対策として、猟友会や市町村の職員が使うヘルメットなどの装備品の購入や訓練費用の支援をするほか、また、ガバメントハンターの確

保、育成についても議論を続けていくとしていますが、三川町として具体的にどのような対策を考えているのか、再度伺いたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 今お話にございました河川の樹木伐採、こちらにつきましては、県の方でも大山川、本町でいきますと尾花付近の大山川について一部手をつけていただいているところであります。ただ、県といたしましても、全体の予算の枠がございますので、局所的な対応にならざるを得ないというところでお話をいただいております。

また、国の直轄河川赤川ですけれども、こちらにつきましても、ご認識いただいているかとは思いますが、樹木あるいは藪もかなり繁茂している状況でございます。こちらにつきましても、国土交通省酒田河川国道事務所、こちらの方に樹木の伐採等について要望は申し上げているところです。また、機会はまた別となるんですけれども、先日、町長と中央要望に行かせていただいたときにも、町長から国土交通省の河川局長の方にその旨も申し伝えていただいているところであります。

また、ガバメントハンターという言葉もございました。こちらにつきましては、行政職員、公務員ですね、行政職員による銃を使っての駆除ということでの定義かというように考えられますけれども、広く言われておりますのが、例えば鶴岡市が実施しているように、そういった資格を持っている職員を任用して、その任に当たらせるというケースもございますし、あとは今、国の方で案として示されているのが、自衛隊、警察のOBを任用して、その資格、すでに銃の扱いの経験のある方、そういった方々に狩猟の免許も取得していただいで任用するというような、そのようなことも案として示されております。

また、我々の行政職員がその資格をとってということも考えられるわけですが、ただ、その育成には相当な費用と期間を要するというのが現状でございます。特に本町の場合、その狩猟をする場がない、山がない町ですので、その訓練、養成するにあたっては、やはり他の市町村の協力が必ず必須になってきますので、そこにつきましてはなかなか課題が多いものとして捉えております。

また、警察官が銃を使っての駆除にあたるという部分、これについては11月に入りまして、国家公安委員会規則が一部改正されまして、この中で市町村が行う緊急銃猟に対して警察官が協力することができるというような、そのような規定が盛り込まれたところであります。これまでですと、クマ等の駆除につきましては市町村が行う、それに対して警察については直接的な手出しはしないというような、そういうようなルールになっております。緊急避難的に警察官の指示によってハンターが銃を使ってクマを駆除することはできなくはなかったわけですが、なかなかそのケースとしては限定的でありましたので、これについて市町村長の指示、その指揮下というか、それに協力するという形で警察官が銃を使えるというような、そのような運用に変わったところであります。

これにつきまして、警察の方に様々意見交換する場がありましたので、お話を伺ったところなんですけれども、ただ、猟銃の使用については、やはり警察官も直ちにできるようになったから、すぐにその任に当たれるかということ、そういうものでもなくて、やはり専用の銃を

使っての訓練、あるいはそれ相応の現場踏査、現場の経験が必要だということで、これについては警察の方でも課題として捉えているということで、ただ、最近の報道に触れますと、やはり警察の方としても、市町村に協力できるような体制を今後構築するための準備を進めていくというような話もございますので、その経緯を待ちたいなというように思っております。

また、最後に、県の方といたしましても、市町村の枠組みだけでは駆除がなかなか進まないという現状もありまして、これに対応するその組織なりを県の方としても今後検討していくということで情報は得ておりますので、そちらの推移も見ていきたいというように考えております。

結論、再度申し上げますけれども、町単独でハンターを行政職員の中で養成していくというのは、なかなか本町の場合、ハードルが高いというところもありますので、現時点でのその最有力としての選択肢には現時点では成り得ないのかなというような認識でおるところです。

○議長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員） ありがとうございます。自衛隊、そして警察のOBの方の協力を得ながらといった話も分かりましたし、また11月に入り改正がされ、警察の協力も得ることができるといったような内容も分かりました。やはり専用の銃が必要だといった話も十分には分かったんですけども、やはり今答弁にあったように、三川町に関してはハードルが高いといったような内容も十分に理解できるんですけども、三川町のように、やはり独自の猟友会がない町では、現在も鶴岡市の猟友会にお願いし、出動を要請しているようですが、実際調べてみると、鶴岡市の猟友会にしても、高齢化の問題や、特に銃を持つ維持費に負担増しで後継者がなかなか出てこないといったような問題が深刻化しているようです。

やはり三川町として緊急時どうあるべきかも踏まえ、やはり考えている時期に私は来ていると思います。やはり今、ただし、言われたとおり、三川町独自といったような考え方が果たしてこの町の財源として厳しいといった部分は十分に理解できますので、やはり今後そういった警察のOBなどの、また自衛隊、今言われた警察の協力を得ながら進んでいければと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、通学時の安全対策について伺います。県では、学校の保育園などに専門家を派遣し、研修会を行うとありますが、どのような中身だったのか、まずお聞かせ願いたいと思いますし、また、小学生向けの冊子「クマに注意！－思わぬ事故をさけよう－」の中に、通学路のクマとの出会いを避けるためにクマ鈴などの音が出るもので存在を知らせることとありますが、三川町管内の小学校では、一部の学年では保護者会で準備している学年もあると聞いています。押切小学校を調べてみますと、15名の児童が自主的に600円くらいのクマ避け鈴をつけ、学校側では自主的に1万円くらいのクマスプレーを買い求め、備えているようでした。児童個人や学校側で自主的に用意するものなのか、現在どのようになっているのか、今後どのような対策を検討しているのかも踏まえ、再度答弁をお願いいたします。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） まず、県における学校等への専門家の派遣、研修会の内容であります。確認いたしましたところ、県の委託先であります東北野生動物保護管理センターがその委託を受けているようでありまして、学校においてのその研修の内容としましては、クマの習性等の理解、クマを寄せ付けない対策、クマに遭遇した場合の具体的な対処法、また学校周辺の危険箇所や対策の現地調査を行うものというものでございました。

また、クマに関する学校での対策状況についてのご質問であります。まず、クマスプレーにおきましては、町の学校配当予算での購入を可能としているところです。現状としましては、小学校1校においてはクマスプレーを購入済みであります。他の小中学校においては現在発注済みではございますが、全国的な需要の増加により、まだ納品をされていない状況にあります。また、クマ鈴につきましては、学校によっては鈴を所有しており、希望される家庭に貸し出しをしている状況もありませんが、それ以外につきましては、必要に応じて各ご家庭の判断でご用意をいただいているところでございます。

また、今後どのような対策をとというようなご質問でありましたが、まず、先程の県による専門家の派遣研修会というものもございました。また、このクマ、最近様々頻発しております。クマに対する対応のマニュアル的なところも最近よく新しく変わっている状況にございますので、こういったところを踏まえまして、必要に応じてマニュアル等を更新しまして対応をしてみたいというように考えております。

○議長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員） 分かりました。当然予算の部分も絡みますので、すべてがすべてといった部分には当然入らないとは思いますが、私の見解では、600円ぐらいのものであれば、やはり貸し出しの部分というよりは、各家庭から準備していただくよりも、ぜひ町側で準備をしていただきたいと思います。中にはやはりもう買っている方もおりますし、保護者間の中でそういった問題提起がやはり今後出てくるようであれば、ぜひ検討をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。まずは、緊急時には迅速な対応をしてもらえよう心がけていければと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、果樹木や生ごみを放置しない指導体制に関しまして再質問させていただきます。三川町のように河川敷には多くの柿畑があり、家の周りには園芸施設などもあり、クマが好きな果物や野菜を栽培している生産者も多く、怖くて行きたくないが、収穫時期のためやむを得ず作業に行くしかないといったような嘆きの話を聞いております。作業時にはラジオなどを鳴らし、クマと遭遇しないように努めているようですが、それでも不安から精神状態が不安になったり、専門家の話では、クマの中には鈴などの音に慣れ、人里に入り込んでいるため警戒心が薄れているなどの指摘もあるようです。せめて町内会を通じ、生ごみの出し方や作業時の注意喚起を継続して行い、クマから命を守る行動を身につけるよう再度指導をお願いしたいと思います。

ここで、私が家で経験したクマとの遭遇体験に関して話をさせていただきます。11月9日、日曜日、朝の7時前のことでした。その日はちょうど地域の育成会の資源回収事業があり、私は新聞紙などを整理していました。その時間帯にシイタケの収穫をするため、従業員

が家の前にあるシイタケ小屋に入ろうとしたら、突然、小屋の裏から1 mくらいのクマが出てきて、目の前を走っていたというではありませんか。私もその話を聞き、すぐに駆けつけたのですが、クマらしき影が裏の方に逃げていきました。現場にはクマの足跡がはっきりと残っていました。すぐにこれは大変な事態になることに気づき、大声を出しながら近隣にクマが出たことを告げ、その日は運悪く子どもたちが資源回収に8時ごろから集まる日だったので、クマ目撃情報を話し、すぐに中止をさせ、同時に日曜日の朝方だったので役場よりは警察の方が連絡が付きやすいと思い、すぐに110番しました。内容的には「クマが出たのすぐ防災行政無線で連絡してもらいたい」。特に近隣の町内会でも同様の育成会による資源回収がある可能性があったため、「一刻を争う事態だ」と告げました。

防災行政無線が鳴るまでの間、私はその間に近隣の住宅にふれたり、大声を出しながら通行人に状況を話しました。幸いにもすぐに警察の方でも巡回してきてくれましたので、ほっとした部分はありました。その後、資源回収は大人だけで行い、無事に終わったと報告があり、連絡をもらい本当に助かった部分もありましたし、また私自身も本当に大惨事にならなくて良かったと思えた1日でした。後日聞いたのですが、我が家で目撃されたクマと思われるが、みかわ幼稚園の前を通り対馬に向かい、庄内たがわ農業協同組合三川支所の入り口まで来ていたそうです。農協の入り口の扉にははっきりとクマの手形がついていたそうです。その後の行方は定かではありませんが、クマの出没は神出鬼没であり、なかなか対応が難しいとは感じますが、町民には山間部でない三川町といえ、クマがいつ出てきてもおかしくないといったことを再認識することが大切であり、各々が不測の事態に備える必要があると感じたクマ遭遇体験でした。

ここで改めて今後の対応も含めて認識したいのですが、町長答弁でも言うておりましたが、クマ類の出没対応マニュアル、令和7年度版を拝見いたしますと、クマ対策について様々な活動に関しての細かい部分が書かれておりました。その中を見ますと、先程課長答弁でもあったように、有害鳥獣捕獲許可申請手続に関しての流れ、またクマ等の捕獲に関する手続に関しての流れが入っておりました。また、条件的には、市街地及びその周辺に出没した場合の駆除地域の内容、例えば各戸が50 m以内の間隔で建物が50戸以上連担している地域、また、集落内に出没し人畜等に被害を与える恐れがある場合といったような内容、また、通学路を横断した場合、または通学路に近接する地域に出没した場合といったような内容が書いてありました。

これを見ますと、大きく二つに分かれておまして、状況別の担当業務を見ますと、例えばクマ等の痕跡などのみでクマ等が視認できない場合など、また、緊急時対応としましては、クマ等を視認し、人畜等に被害を与える恐れのある場合などに関して、大きく二つに分かれておるようでした。これを見ますと、先程私が言った体験に関しては、間違いなく目の前でクマを目撃した情報がありますので、後半の部分に言ったクマ等を視認し、人畜等に被害のある恐れがある場合といったように読み取れることができました。また、先程言ったとおり、通学路を横断した部分もございますし、また、特に押切上内に関しましては、建物自体で160軒の戸数があるわけですので、50戸以上の連担をしている地域にも十分入っているように

私は感じておりました。

その中で、緊急時の対応時フローといった部分で図解で細かく説明されておりますけれども、私、かいつまんで話をしますと、目撃者、これに関しましては私といった部分に認識されますけれども、私から鶴岡警察署に連絡を行いました。そして、鶴岡警察署からは、建設環境課環境整備係、建設係、そして総務課危機管理室の方に連絡がいくようになっており、これからすぐ建設環境課か危機管理室か分からないんですけれども、健康福祉課、また企画調整課、産業振興課、また場合によっては消防団、農協、土地改良区、生産組合といった部分で、そして先程言ったように鶴岡市、山形県猟友会鶴岡支部の方にも連絡をする体制が図解として書いておりました。今回のように緊急対応時のマニュアルに書いてあるとおり、具体的にこの中身のとおり行ったのか伺いたいと思いますし、担当課の方には、例えばメールで一斉発信になるのか、例えば担当の方が1件ずつ連絡をしながら回っているのか、その辺に関しましては一度お聞きしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 今ご覧いただいているマニュアルですけれども、先程も答弁の中で申し上げましたとおり、現在そちらを改訂中でございます。ですので、そのマニュアルそのものがそのとおり今現在動いているかということ、否でございます。特に駆除の部分に関しまして、そちらは鳥獣保護管理法第9条、いわゆる捕獲に関する内容を前提とした内容となっておりますので、ご覧いただいているとおり、緊急銃猟という言葉、文言は一切入っていないかと思っております。その後、そのマニュアルは年度初めに改訂したものでありますけれども、実際それをベースとしながら、緊急銃猟という新たな制度、こちらを加味したものを今策定中ということで、それを準拠しながらの運用にはなるんですけれども、それがすべてがそのとおりということではないということをまずご認識いただきたいと思っております。

また、情報共有の部分でございますけれども、現在、LoGoチャットというチャット機能、スマホで随時連絡を取り合えるアプリでございますけれども、こちらを幹部職員、町長、副町長、教育長、課長職、あとは危機管理及びクマ対策に従事する担当主査も含めてですけれども、そういった職員がチャット機能を利用して、瞬時に情報を共有しているという体制をとっております。

また、先程細かい詳細の部分のこういった条件というところを読み上げていただいておりますけれども、そちらはあくまでも捕獲許可、こちらが庄内総合支庁から三川町に捕獲許可を得て、それを根拠に駆除にあたるという、その流れのパターンでございますので、それは一つの手段、方法、法的な流れの一つではございますけれども、それがすべてだというのは当然ございませんので、またその捕獲にあたる条件、こちらについても緊急銃猟とはまた別の条件になってきますので、それをベースにお話をされると、少し今様々混乱を招くので詳細な説明はいたしませんけれども、それは一旦置いておいていただければなというように思います。

繰り返しになりますけれども情報共有の部分、必要な箇所につきましてはマニュアル、先程ご覧いただいたマニュアルの中に則った形で対応させていただいておりますけれども、特

に猟友会、そちらへの連絡につきましては、実際にそのクマを捕獲、駆除できるような体制に至らないと、実際に猟友会の方では対応しないというのが原則になります。いるかもしれないから来てくださいでは、猟友会はなかなか協力いただけないというのが現状ですので、その状況が生じた場合、あるいはその可能性が極めて高い場合に、猟友会に連絡をしてハンターを派遣していただくという流れになっておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員） 時間も限られておりますので、あまりこれだけで質問をしていると、他の二つの質問ができないので、ある程度の時間で終わりたいと思いますけれども、先程も言ったとおり、近隣に朝の運動といった部分で多くの人が歩いていたようですし、たまたま子どもたちが通学していない時間なので、日曜日で、確かに職員に関しても日曜日、このような連絡等で騒がせるのも大変かなと思いましたがけれども、私も一番本当にびっくりしたのが、私の前にどこから来たのか、なぜ私の家に来ているのか、そもそもそこからびっくりしております。

全く想定しないものが突然目の前に現れてしまったもので、日頃から私もそういった、例えば黒森の方に畑がありますので、よくあちらの方では足跡があるとか、近隣でも畑でもクマらしきものがあつたとかといった部分でかなり気をつけていた人間なんですけれども、それでも改めて突然目の前にやはりそういったものが現れることは想定していなかった部分があり、そういった判断基準としましては、今言われたとおり、緊急銃猟に関する部分、私はああいった場合の判断基準が誰がしているのかよく分からない部分があつたので、例えば私の話を例えば警察で110番したときに、この話を聞いて警察が判断するのか、例えば警察からそういった情報を聞いて、町長が建設環境課から連絡が入つた部分で町長が判断するのか、やはりそういった細かい部分が見えなかつた部分がありましたので、質問させていただきました。また、新しくそういった改訂版が出たときに、そういったものを読み比べながら認識していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

次に、押切バス停留所の待合施設について伺います。町長答弁にあつたようにその場所に関しましては、一般商業者兼バス停留所の待合施設がなくなり、昨年冬から吹雪の中でバスを待つ学生の姿が多く見受けられました。中にはバスが来るまで親御さんでしょうか、送られてきた車の中で待っているお子さんもいるようでしたが、その車も駐車スペースが除雪されていないため、中に入りぬかっている車も見受けられました。整備し、待合施設もできれば、バスの利用者の拡大にも繋がるのではないのでしょうか。先日、普通日にどのくらいの利用者があるのかを調べてみると、朝の7時から8時の1時間で、高校生だけで12人の利用者がバスを利用していました。この利用者は三川町管内でも多い場所であり、利用拡大や利用者の安全確保からも検討してはいかがでしょうか。

昨年の冬場、バス停の脇にある電話ボックスに数名入り、入れない人は精米機の中に入っていました。私はこのような状態を知りながら注意をすることもできませんでした。答弁にあつたように、待合施設は地域の自治体などでバスの運行業者等で設置するものであるといった部分は、私も前から話は聞いておりましたが、やはり町として単独的なものが無理な

のであれば、予算的な部分で仕方がないといったような話もございましたが、やはりバス待合施設に関しては、学生はもとより、地元住民、特に車の免許を持たない多くの高齢者から多くの要望があること、そしてそれ自体も無理なのであれば、デマンドタクシーを町外の医療機関まで行けるようお願いしたいといった話はいただいております。

現在のその場所に関しましては、私が調べましたら、押切上、中、小雑用の共同資産でありました。また、その施設には先程言った米の精米機、そして近くにある商店の駐車場としてスペースが借りられているようでした。そういったものでありますので、そこには全くと言っていいほど風雪を防げる場所がないのでといった要望の中でお願いはしているんですけども、実際のところ、私もやはりこういった問題に関しては、地域バランスのために押切だけ特別といった考えはならないかと思ひまして、事前に、例えば精米機を持っている方、そしてその駐車場を借りている商店の皆さまに、やはりそういった駐車場を整備しながら、待合施設等も含め、特に我々、特に押切だけになるかもしれないんですけども、小さいころから学生、そして車の免許を持つまで大変お世話になった施設でございます。ぜひ我々がいいからと言って、車を持っているからもういいんだではなく、やはりそういった次世代の子どもたちのために、そういった安全対策も考えながら取り組んでいければと私は思っております。

ぜひそういった、先程言った地元のそういった小雑用的な組織も協力は惜しまないといったような話も聞いておりますし、商店の方に関しても、例えばプレハブ的なものであれば何百万円もかかるようなものでもないので、協力してもいいよ、そして、特に高齢者の方からは、地元の方も含めていくらでも協力していきたいよといったような声もありますので、私はそちら方面を逆に進めていきたいと思ひますが、例えばそれに関して、三川町として、例えば安全対策として、建物はあっても外灯等は必要だといった場合に、そういった協力体制を望むことも可能なのか、再度伺いたいと思ひます。

○議 長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 今ご質問がありました押切のバス停につきましては、特にご質問にもありましたとおり、朝方に多く学生が利用しており、また、駐車帯で保護者の車に乗りながら待っている状況を私も確認しております。また、その土地は押切上町、中町の小雑用の土地であるということも私の方でも認識しております。そのため、設置するにはその土地を町が購入したり、あるいは借り受ける必要があります。また建造物として設置すれば、その維持管理費、安全確認等の責任も町の方に出てくるというように思っております。また、冬に吹きさらしの状況でバスを待つのは、庄内地方のこの季節柄といいますか、天候を考えればどの状況も同じという状況の中で、なぜ押切のバス停のみ町が設置するのかということで、公平性、平等性等も問われるというように思ひます。

そういった中で、町が主体で設置するのではなく、受益者負担という形で設置することに対し、町で今議員から質問がありましたように、電気等とか、そういったその費用にかかる経費分の補助というような話でしたけれども、そういったことも含めまして、そういった要望があれば町で何が支援できるか検討したいというように思ひます。

○議 長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5 番（小野寺正樹議員） ありがとうございます。私、個人的にどうのこうのできるような問題ではないといった部分は十分把握しながら、やはり地元の一人間として自分たちが何ができるのか、やはりその辺から再度考えていきたいと思ひますし、また、今答弁がありました公平性、平等性を十分に理解しているつもりです。しかしながら、あそこのバス停のイメージを考えていただくと、河川敷にあり、河川敷の風が直接当たるといった部分に関しては、なかなか町内を見ましても同じような環境のバス停はないように私は感じておりました。また、特にあの押切バス停に関しましては、横山地域から来る方はなかなか少ないとは思ひますが、特に押切地域はもとより、東郷地域の方も多く利用しており、私はそういった人間が利用している部分も多く拝見しております。

ですので、決して地元のためにとかといった部分を私は言いませんし、では逆に言えば、横山から押切、東郷だけの部分だけにといった部分の話はなるかとは思ひますが、やはり何らかのそういった体制も整えながら、私はやはり今の子どもたちの安全を第一に考えていければと思ひますし、また、先程言った高齢者からの強い要望がありますので、ぜひ前向きに、まずは地元で声を上げていければと思ひますし、その際、町の方にも何らかの状況を説明しながら、一緒にそういった部分の問題を解決できればと思ひますので、今後ともご協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、最後になりますが、三川音頭の継承について再質問させていただきます。先程、教育委員会からの答弁をいただきましてありがとうございます。特に教育委員会的な考え方は十分理解できましたし、私も現状の方は十分理解しております。なかなか運動会の方を1日延ばしてもらいたいといった要望もありながら、会議に行くと今の時代、半日で収めてもらいたいといったような声も多く上がっているといったような状況を鑑みますと、やはり運動会等での時間を割くことはたぶん厳しいのかなと想定されますし、やはり運動会自体の時間帯を今後、例えばやはり半日でなく1日にしてほしいといった部分があったときには、そういった時間帯の配慮もお願いしていければと思ひますので、再質問に関しましては、もしかしたら担当課答弁の方が変わるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。最終的には三川町に対する質問ですので、よろしくお願ひしたいと思ひしておりますので。

特に三川音頭の由来を調べてみますと、いつごろから踊られるようになったかを示す具体的な記録や、公式な制定年を明確に確認することができませんでしたが、町の名前の由来である赤川、藤島川、大山川と町の豊かな自然や地域性を表現した町民の心を一つにするために作られたと聞いています。現在は望郷みかわ会の総会でしか踊っていないように感じますが、コロナ禍からは運動会も半日に縮小され、踊る時間もカットされた部分は今言ったとおりでございます。

また、大人はもとより、子どもたちが覚える機会も実際なくなったのではないのでしょうか。正直なところ、私も音楽はイメージがつくんですけれども、踊れと言われたらうまく踊ることができるのか正直不安ではあります。実は調べてみますと、8年前の納涼祭、8年前と言

いますのは今のなの花ホールの脇で行っているといったようなイメージではなく、農村環境改善センター前で8年前には納涼祭が行われておりました。それは題名としましては、「みんなで踊ろう三川音頭」で、参加者には特にお菓子のプレゼントも企画されながらも、子どもが数名しか集まらず、次回から取りやめになったといったような内容を聞いておりました。当然、3名、4名しかいなかったといったような中で、それを次回も継続するといった点に関しては厳しいといった部分で、それは承諾できますが、しかしながら、反省点を確認したところ、子どもにある程度の規制がありまして、まず子どもは着物を着た児童が対象になり、子どもだけの参加をお願いするといったような中身が確認されました。といったことは、着物を着ていない子どもはまず踊れない、そして子ども自身として恥ずかしくて一人では行きたくないが、親御さんと一緒だった場合は踊れるのにといったような逆に解釈がとれるようでした。

そう確認しますと、やはり反省点を確認しながら問題を整理すると、例えば着物はいらない、自由参加でもいい、子どもでも大人でも自由参加で飛び入りできるといったような踊る場があれば、さてはこの問題を解決できるのかなと思いますし、逆にそういったプレゼントの費用もかからなくて済むのではないかとといったように、私は解釈しました。当然そういったプレゼントがあれば、大勢の子どもたちが参加してもっと盛り上がるようには感じておりますが、しかし一番肝心なことは、そういった場所がなくなってしまうということ自体が、やはり三川町にとっては大きな問題だと思っております。ですので、まずは子どもだけでなく大人も一緒に踊れる場、私も様々想定しましたが、先程言ったとおり運動会も無理、例えば全員で東京の望郷みかわ会の総会に行くのも無理、だったら地域の方をお願いして、地元で町内会の盆踊りを再開してもらおうといった部分もかなり強引なように思われますし、でしたら、今、例えば三川町で開催している中で何が可能であるかと考えた場合に、例えばですけども、夏場に行っている納涼祭でございます。

先程も言ったとおり、納涼祭は行っていた部分ですけども、今は場所も変わり、私も毎年参加させてもらっていますけれども、多くの子ども、多くの人が集まる一大イベントになっているようです。商工会から店を出し、大いに人が盛り上がり、そして踊り手の皆さんも町外から集まり、大勢の人たちで盛り上がる踊りになっております。その中で見ますと、どうもやはり休憩時間帯に何もしない場所がありまして、ステージはあるんですけども、その前の方が広い駐車場、踊れるような広い空間もあるようです。若干ですけども、踊り手の皆さんに前聞いたことがあるんです。「休憩時間帯に何をしていますか」と。「ずっと続けているとくたびれて踊れなくなるから休憩しているんだ」という話も聞いていますし、ある程度の休憩時間を持たないとトイレ休憩もできないといったような話も聞いておりました。

しかしながら、三川音頭のように簡単な踊りであれば協力は惜しまないというような声も聞いておりますし、実際に納涼祭のイベントの企画者側から話を聞いたところ、実は私、実行委員長の方が知り合いだったので聞いたところ、例えばそういった企画を持ちかけた場合にお願ひできるものかと言ったら、その方個人の意見ではありますが、そういったことに関してであればいくらでも協力したいといったような前向きの個人的な答弁をいただいております。

ます。ですので、もしそういったものが再度可能であるならば、私は敢えて今想定つくのが、私の頭の中では納涼祭しか浮かんでこないんですけども、やはり納涼祭というのは夏に踊るといったようなイメージからいきますと、とてもいい場所でありまして、逆に三川音頭を町外の人が集まるイベントでやるというのは、やはり三川町でそういったものを継承していく部分もありますし、町外の人にも知ってもらいたい機会だと私は思っております。

ですので、可能であるならば、そういったことも考えてはいかがでしょうかといったような再質問になりますけれども、少し答弁的に、たぶんこの問題に関しては教育長にお願いしても厳しいと思いますので、もし答弁できる方がおりましたらよろしくお願ひ、当然一般質問に関しては町長に質問するといった部分がございますが、ちょっとこのイベントに関しては、先程から言っているとおり、実行委員体制となっておりますので、誰か対応をできる方をお願いしたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 納涼祭につきましては、いろり火の里を会場に毎年8月、第4土曜日に開催いたしまして、今年も町民はじめ多くの方々から来場いただき、楽しい時間を過ごしていただきました。納涼祭は、議員がおっしゃるとおり、三川町納涼祭実行委員会が主催しまして、町そして観光協会が後援する形で開催しているものでございます。議員がおっしゃるとおり、8年前、7年前もそうだったんですが、2018年の第13回の納涼祭の際も、やはり三川音頭の方を踊っておりまして、その際にもやはり参加者が非常に少なかったというような結果であります。

しかしながら、実行委員の役員の方々から前向きな発言があったということでもありますので、そちらの方につきましては、来年度以降、納涼祭に組み入れることも可能ではないのかなというように感じているところでございます。会場の踊るスペースもあります。三川音頭の時間を設けることにした場合、多くの方々から踊り手として参加していただくようにしなければいけないかなというように思います。実際、踊る際には、議員の皆さまからも踊り手として参加していただき、祭りの方を盛り上げていただければなというように思うところでございます。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5 番（小野寺正樹議員） ありがとうございます。やはり我々大人が先頭を切り踊り、時間をかけながらも踊り手を増やしていく仕組みが私は大切だと思っております。私もそういう機会があれば先頭を切って踊っていきたくて、毎年納涼祭に行きますと、町長、そして現副町長もいたように私も思っております。ぜひ我々が先頭を切り、誰だから踊らないといけないということではなくて、皆さんと一緒にそういったところに参加しながら踊っていくことに意義があると私は思っております。前回、一般質問でも触れたように、大切な地域文化をどのように守るかの仕組み作りが大切であり、絶やすことのないよう我々大人が示していくよう心がけて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で5番 小野寺正樹議員の質問を終わります。

○議 長（町野昌弘議員） 暫時休憩します。 （午後 2時01分）

○議 長（町野昌弘議員） 再開します。

（午後 2時20分）

次に、8番 佐竹優子議員、登壇願います。8番 佐竹優子議員。

○8 番（佐竹優子議員）

1. 「いろり火の里」施設を  
活用したウェルビーイング  
向上策について

1. 温泉施設を活用した健康講座やフレイル予防事業を行っている自治体もある。本町においても「なの花温泉 田田」は、働き盛りの世代や、子育て世代も多く利用していることから、医療機関や栄養学の専門家と連携することで、質が高く、幅広い世代が気軽に参加しやすい事業が展開できると期待する。町民の健康づくり拠点として最大限活用すべきと考えるが、所見を伺う。

2. 町内事業者が従業員への福利厚生に活用できるよう、施設利用料減免などの優遇があれば、企業の「健康経営」の取り組みが促進し生産性向上にも繋がると考える。町独自に温泉施設を活用した健康経営の応援制度を設け、企業誘致活動にも生かしていくべきと考えるが、所見を伺う。

3. なの花ホールの空きテナントを、コワーキングスペースとして整備することで、異業種交流によるビジネスチャンスの創出や、サークル活動など地域住民のコミュニティ形成の促進に役立つものとする。空きテナントスペースについて、今後の活用方針を伺う。

2. 情報セキュリティ対策に  
ついて

1. 高度化するサイバー攻撃のリスクに対応するため総務省が示したガイドラインでは、2026年4月1日を期限として、すべての地方公共団体において「サイバーセキュリティ基本方針」の策定・公表を義務付けている。すでに策定している団体でも一定以上のセキュリティ水準を確保するための見直しを求めているが、三川町の対応状況について伺う。

2. サイバー攻撃によりシステム障害が発生した際、住民サービスへの影響をどのように想定しているのか、また、早期の復旧に向けた体制構築について伺う。

3. 職員のセキュリティ研修や、標的型攻撃メール訓練の実施状況について伺う。

4. 業務委託先や関係機関のセキュリティ水準の確認と、管理・監督の強化について考えを伺う。

通告に従い、一般質問を行います。

質問項目1、「いろり火の里」施設を活用したウェルビーイング向上策について。

1、温泉施設を活用した健康講座やフレイル予防事業を行っている自治体もあります。本町においても「なの花温泉 田田」は、働き盛りの世代や、子育て世代も多く利用していることから、医療機関や栄養学の専門家と連携することで、質が高く、幅広い世代が気軽に参加しやすい事業が展開できると期待します。町民の健康づくり拠点として最大限活用すべきと考えますが、所見を伺います。

2、町内事業者が従業員への福利厚生に活用できるよう、施設利用料減免などの優遇があれば、企業の「健康経営」の取り組みが促進し生産性向上にも繋がると考えます。町独自に温泉施設を活用した健康経営の応援制度を設け、企業誘致活動にも生かしていくべきと考えますが、所見を伺います。

3、なの花ホールの空きテナントを、コワーキングスペースとして整備することで、異業種交流によるビジネスチャンスの創出や、サークル活動など地域住民のコミュニティ形成の促進に役立つものと考えます。空きテナントスペースについて、今後の活用方針を伺います。

質問事項2、情報セキュリティ対策について。

1、高度化するサイバー攻撃のリスクに対応するため総務省が示したガイドラインでは、2026年4月1日を期限として、すべての地方公共団体において「サイバーセキュリティ基本方針」の策定・公表を義務づけております。すでに策定している団体でも一定以上のセキュリティ水準を確保するための見直しを求めています。三川町の対応状況について伺います。

2、サイバー攻撃によりシステム障害が発生した際、住民サービスへの影響をどのように想定しているのか、また、早期の復旧に向けた体制構築について伺います。

3、職員のセキュリティ研修や、標的型攻撃メール訓練の実施状況について伺います。

4、業務委託先や関係機関のセキュリティ水準の確認と、管理・監督の強化について考えを伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐竹優子議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の「いろり火の里」を活用したウェルビーイング向上策について、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。「なの花温泉 田田」を町民の健康づくりの拠点としての活用するご質問ではありますが、健康づくり事業や介護予防事業については、対象人数や健康状況に応じて、子育て交流施設テオトルや三

川町社会福祉センターを会場にして実施しております。また、本町では健康相談、生活指導の役割を担う保健師を健康福祉課に配置し、医療機関等と連携し健康づくり活動等を実施しておりますが、なの花温泉田田を健康づくり拠点とすることにあたりましては、職員の配置、一般の利用者との導線、会場の大きさ等の課題があり、総合的に判断すると困難な状況であると捉えております。一方で、温泉施設が町民の健康づくりに寄与している点は重要であることから、母子保健事業や健康づくり推進事業等の開催について、スポット的な実施については、検討の余地があるものと考えております。また、利用の減免制度に関しましては、一般利用者、町内外の事業者に関わらず、飲食を伴う利用をした場合は4時間当たりの基本料金を無料にするサービスを提供していることから、みかわ振興公社と連携しながら、一層の広報周知活動を展開したいと考えております。

次に、3点目の空きテナントスペースの活用に関するご質問ですが、この場所はホットルームという名称で、飲食ブースとして整備されていることもあり、飲食店を中心に声掛けを行ってきたところではありますが、コロナ禍の影響から飲食経営の落ち込みもあり、テナントが決まっていない状況であります。最近では飲食店以外の入店相談が数回ありましたが、残念ながら条件が整わなかったところであり、こうしたことから令和6年度からは、ホットルーム及び入口周辺のスペースもまちづくりサロンとして一般貸し出しも行っている状況であります。また、コワーキングスペースとしての整備に関しましては、現在、子育て交流施設テオトルに無料のコワーキングスペースが設置されておりますので、こちらの利用状況やニーズを注視してまいりたいと考えております。

質問事項2の情報セキュリティ対策について、1点目の「サイバーセキュリティ基本方針」の対応状況に関するご質問ですが、平成27年9月に、行政サービスの継続性と住民の信頼を守るために、保有する情報資産の機密性・完全性・可用性の確保を目的とした「三川町情報セキュリティポリシー」を策定しております。この基本方針は、サイバー攻撃や内部不正、システム障害といったあらゆる脅威から重要なデータを保護し、行政運営を安定的に行うための組織全体の方針と規範を示すものであり、これに基づき情報セキュリティ対策に努めているところであります。なお、社会情勢や国のガイドライン等の改定があった場合には、随時、見直しを実施することとしております。

次に、2点目のサイバー攻撃によるシステム障害が発生した際の体制構築に関するご質問ですが、本町のネットワークシステムは三層分離されており、業務と情報の重要度に応じてネットワークを明確に分断することで、サイバー攻撃等に対する被害の拡大を防ぐことを確保しているところであります。ご質問のシステム障害が発生した際の住民への影響といたしましては、システムの停止により各種証明書の発行や申請受付等ができなくなり、また、個人情報の漏洩など、行政サービスが滞り町民の生活に混乱が生じ、それにより行政の信頼が失墜するなど、多くの影響を及ぼすものと危惧いたしております。そのため、本町といたしましては、情報システムの停止、外部からのサイバー攻撃、盗難・紛失が発生した場合に備えて、山形県と連携し、迅速かつ適切に対応するため、必要な情報の収集力等を備えた緊急即応チームとして三川町シーサート（CSIRT）を設置しているところであります。この

シーサートの役割といたしましては、情報システム障害等の発生時の対応として、検知・連絡受付、初動対応や暫定対策の復旧措置等であり、企画調整課に組織されているところであります。

次に、3点目の職員のセキュリティ研修等に関するご質問であります。「地方公共団体情報システム機構」通称「ジェイリス（J-LIS）」による情報セキュリティ対策研修を毎年、全職員と情報資産に携わる会計年度任用職員を対象に実施しており、標的型攻撃メールへの対応もその研修の一項目として導入しているところであります。

次に、4点目の業務委託先等のセキュリティ水準の確認等に関するご質問であります。「三川町情報セキュリティポリシー」において、委託業者の選定基準を示しており、委託業者の選定にあたっては委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されているかを確認することになっております。また、情報システムの運用、保守等を業務委託する場合には、委託事業者との間で必要に応じて情報セキュリティ要件を明記し契約を締結することになっており、更に、事業者側のセキュリティ対策が確保されているか定期的に確認することになっているところであります。

以上、答弁といたします。

○議 長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8 番（佐竹優子議員） 丁寧なご説明ありがとうございました。まずは、いろり火の里を活用したウェルビーイング向上策について再質問を行いたいと思います。9月定例会の場でも質問した内容ではありますが、現状、健康づくり教室には男性の参加が少ないといったことも三川町の課題の一つであったかと思えます。一方で、田田を利用している男女比なんですけれども、聞きましたところによると、男性2に対して女性が1ということで、男性の方が圧倒的に多く利用している状況だということに聞きました。こうしたことからですね、温泉施設を活用することで、男性が参加しやすい健康づくりの事業、そうした企画が作れるのではないかなというように私は考えました。

温泉施設を健康づくりに活用する事例は全国でも様々あるようなんですけれども、例えば隣の鶴岡市ではゆ〜Townを会場にしてフレイル予防の事業を行っているようです。ヨガ教室だったり、健康教室だったり、気軽に参加しやすいような企画を仕事終わりの平日の夜などに実施をしているようでありました。単にリラクゼーションのためだけではなく、健康づくりの入り口として、そういった施設を生かす、こうした活用について三川町としても取り組めることがあるのではないかとこのように考えますけれども、再度その点についてお聞きしたいと思えます。

先程人員配置の問題であったり、スペース的な問題、一般客との導線の確保の問題等を挙げられておりました。例えばですけれども、田田の方に大広間があるわけです。今は休憩スペースとして活用されているようでありまして、そこを利用されている方もいるというようには聞きましたけれども、スポット的な使い方であれば、この日は町の事業で使いますなどといったような、そういった占有というかもできるのではないかなというように考えますが、そうした施設の一部を町の事業で使うという、そういった考え方もできると思えますが、そ

の点を含めまして再度質問をさせていただきます。

○議 長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 田田を使った健康教室等の活用についてですけれども、まず1点は、町長が言ったとおりスポット的な開催ということで、答弁は第1回目にしておりますけれども、男女比では男性が多いということでありまして、一つ思うのは、まずは町内住民がそのうちどれだけいるのかというのがありますので、田田をそのように活用するとなったら、一つはやはり町民に限りということが可能なのかという課題もあるかと思っております。

休憩スペース等の活用につきましては、施設管理者との協議といたしますか、打ち合わせ等が必要だと思っておりますけれども、やはり一般利用者の利用を制限してしまうところにもなりますので、こちらの担当課だけでは判断できないので、そういうところに関しまして、施設の方との打ち合わせが必要かなと考えております。

○議 長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8 番（佐竹優子議員） みかわ振興公社、その現場の方とのそういった一般のお客さんの利用の制限に繋がってしまうというところに関しては、やはり協議等も必要であろうかと思っております。また、みかわ振興公社の方の現場の方では常々人手が不足しているということを知っておりまして、新たな事業をみかわ振興公社が主体となって実施するのは難しい状況なんだというように伺っております。そうしたことから、もし何か新しいことをやるのであれば、やはり町の方から主導してもらいたいといったようなご意見もありまして、やはりみかわ振興公社に任せて何かしてもらおうというよりは、町の方で今実施している健康事業も含めて包括的に考えていただければなというように私は思ったところであります。

また、三川町の6月の定例会においてもみかわ振興公社の経営状況が報告をされました。27期と28期にわたり、風呂場の天井改修工事によって大きな打撃となったこと、そして、コロナ禍前と比較をいたしますと、利用者が減少していて、それがまだ回復に至っていないといったような状況が伺えました。一方で庄内地域全体としては人口減少が進んでいるような状況でありまして、みかわ振興公社の経営努力だけで温泉事業の利用拡大を図るのは難しいのかなというように私は考えました。そこで、新規需要の掘り起こしをしていく必要があるかなと考えます。

町内の企業や団体と連携して、働く人に対して利用を促すための対策として、例えばですが、経済産業省の方で実施をしております健康経営優良法人認定を受けた企業、あるいは協会けんぽの山形健康企業宣言登録の企業など、健康経営に取り組む事業者の健康づくりを後押しするような温泉施設の利用料優遇の制度が検討できないかどうか。そういったことを検討できるかどうかを含めましてお聞きをしたいと思います。

先程は飲食を伴うようなことであれば利用料の軽減ができるよといったようなご説明もあつたんですけれども、そういった現状の制度もあるかとは思っておりますが、どちらかといえ、その温泉施設を更に使ってもらえるきっかけになるような取り組みとして、やはり企業の健康経営を応援していく。例えばですけれども、三川町健康応援パスポートのようなです

ね、そういった新たな制度を考えて、企業と連携して取り組んでいくような取り組みができないかどうか、そこのお考えをお聞きしたいと思いますが、新たな需要の掘り起こしと優遇制度を含めまして、みかわ振興公社の代表取締役でもあります副町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 佐藤副町長。

○説明員（佐藤 亮副町長） ご質問がありましたいろり火の里の活用についてであります。ご提言あったように、健康経営を行っている事業者との連携というようなことについては可能な一つの方法かと思えます。ただ、先程町長答弁にもありましたし、健康福祉課長も申し上げている中にもありましたが、対象となる住民、町民がどれだけいるか。田田の利用者、入浴者等を含めた利用者については、町内の人も確かにいるわけですが、町外の方も多く利用されているという状況でありますので、そういった部分のすみ分けといいますか、区分分けといいますか、そういったところが今後課題になってくるのかなというように考えております。

私の立場として、みかわ振興公社の方の代表ということもありますので、多くの方々から利用していただくということは非常に歓迎するところではあります。やはり経営という部分を考えて、あまりにも減免し過ぎるとなかなか経営改善に結びつかないというところもありますので、そういった部分について、町としてできることとみかわ振興公社ができることをバランスよく調整していく必要があるのかなというように感じております。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） ぜひ、そういった課題があるということは承知をしておりますけれども、前向きに検討いただきたいなというように思います。なぜかと申しますと、従業員の健康が維持されることで、生産性であったり、そして従業員満足度が向上する。それによって休職だったり、離職の低減に繋がっていく。そうしたことは企業経営の継続への支援にも繋がっていくものと思います。それが長期的に見ますと、地域経済の活性化にも寄与するものだと思えます。

大きな企業であれば、独自に福利厚生を充実というのはできるんですけども、中小企業であると、単独でそういったメニューを充実させるというのも難しいのかなというのが現状だと思います。そうしたことで、町として健康経営に取り組む企業を応援していく姿勢、こういったものを見せていくことによって、これからは三川町に新たに進出をしてくる企業に対してもPRになると思います。そういった積極的な姿勢を見せるということでもあります。これから健康経営に取り組みたいと思っている企業にとってもインセンティブになりますし、後押しになるものと考えますので、ぜひとも前向きにご検討いただきたいなというように思います。

そして、住民のウェルビーイング向上ということに関しますと、やはり社会的な繋がりを維持していくことも欠かせない要素だと考えます。孤立しがちな高齢男性を含む多様な住民が気軽に集える場として、温泉施設を活用できるのではないかと。コミュニケーションの機会が増えていけば、将来的には認知機能を維持することにも役立つというように思います。

お風呂上がりに気軽に語り合える語りの場として定期的な集会の開催などをしてはいかがでしょうか。例えばですけれども、副町長と語る会などというような企画があれば非常におもしろいかなとは思いますが、それも田田の利用促進にも繋がっていくものと考えます。ぜひこの点につきましても副町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（町野昌弘議員） 佐藤副町長。

○説明員（佐藤 亮副町長） ご提言ありがとうございます。確かに三川町内の地域的な繋がりでずとか、人との繋がりが薄れているという状況は分かるわけでありまして、そのための方策という提案でありました。確かに現在温泉を使っている方々、特に住民の方々は本当に毎日のように利用している方が多いというように聞いておりますし、議員の方々も多く利用されているというように聞いております。

そういった温泉利用が人との繋がり、会話をすることにより様々な波及効果があるだろうということも十分想定できますので、副町長と語る会というのはどうかとは思いますが、そういった場の創出というのは、みかわ振興公社側から見てもある程度のメリットがあると思いますので、今後の検討課題というように捉えております。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） ありがとうございます。ぜひこちらも前向きに検討いただきたいと思えます。やはり定期利用者の伸び悩みというところにおいては、現場の方からも聞いておりまして、ぜひそうした定期的にここに来たくなる、来たくなる理由づけとして集いの場の設置、そういったこともぜひ考えていってほしいなと思えます。

続きまして空きテナントの件でありました。先程募集の状況だとか、今レンタルとして希望があれば貸し出しができるといったようなこともお聞きをいたしました。現状、その現場の方から聞いたところによると、例えばですけれども、イベント出店などに来られる業者の休憩、ちょっとした食事の提供場所としてもあの場所を使っているというように聞きました。それは月に数回程度あるということでありまして、やはり数回程度しか使わないのであれば、定期的な利用を促進していった方がよいのではないかなというように考えたところでありました。

コワーキングスペースとして考えてはと申し上げましたのは、やはりあの場所が道の駅という施設に近い場所にあるということ。ですので、立ち寄りが多い、非常に出入りのある場所であるということから、ニーズがあるのではないかなというように考えました。現状、テオトルの方にもそういったスペースはあるわけなんですけれども、仕事としてあの場所を使いたいというと、なかなか少し難しい側面もあるのかなと思うんですけれども、そういった点で、やはり定期的な利用に関してですけれども、コワーキングスペースとしては、あの場所は使えるのかどうか、またその活用方法として町からこういった使い方がよいのではないかなといったことがみかわ振興公社に対して提案したような、何かそういった使い方に関して提案したことがあるようであれば、そういったことも教えてください。お願いいたします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） まずホール利用した際のスタッフの飲食や控え室等を利

用されているというご説明がありましたとおり、現在なかなかそのスペースの利用が、定期的な利用と申しますか、飲食店でぜひ使ってほしいわけですが、そういった申し込みがない状況の中で、先程お話をしたようにスタッフの飲食や控え室という形で現在使われている状況です。

また、今回コワーキングスペースの利用というようにお話でしたけれども、コワーキングスペースだけの利用という話になりますと、使用料がどれだけ見込まれるのかということもやはり課題になるかと思えます。更に、先程お話をしたような控え室とコワーキングスペースの併用利用ということも可能ではあるとは思いますが、予約の確認がやはり煩雑となってしまうと、手軽に利用できるようなコワーキングスペースのイメージとは少しかけ離れてしまうのかなというところもあると思えます。そういったことも含めまして、やはりコワーキングスペースとしての利用に関しましては、もう少しそのテオトルの利用状況であったり、そういったところを見ながら検討していきたいというように思います。

また、町からの提案ということですが、町から直接提案というよりも、様々な機会アンテナを高くして飲食店等の方に声をかけたりも、実は実際は少しですがしているところですが、また、なの花ホール、みかわ振興公社の方でも声かけ等は行っている状況ですが、まだ飲食店等としての利用というのは少し難しい状況であります。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） 定期的な利用に関して、飲食店に声かけも行っておられるという状況を把握できました。定期的な利用が行われれば、あの場もこれまでのように物置に使われたりだとかそういったことがなく、活用されていくことを本当に期待しておりますし、コワーキングスペースに関しては、やはり現在のテオトルの状況などの利用状況の確認等も含めて、また再度ご検討いただきたいと思えます。

なるべくであれば、あそこは厨房施設がありますので、それを活用した形で定期的な利用があるといいのかなと思えますし、コワーキングスペースなど、例えば町民の方が気軽に使える、あるいは町外の方が気軽に使えるという場であれば、やはり交流人口の活性化だとかそういったことにも繋がっていくのかなというようにも考えますし、また、私のようなフリーランスの人間であれば、空いたスペースを活用することで他の事業者の方と様々な交流の機会を設けることもできますし、そういった交流にも繋がり、新たなビジネスチャンスが生まれることにも繋がるのかなというように思いますので、そこも含めて前向きにご検討いただきますようお願い申し上げます。

なの花温泉田田は今年で35周年を迎えたということでもあります。長く町民に親しまれてきた温泉施設であります。一方で、施設の老朽化から今後も多額の修繕費用がかかると推測しております。施設修繕に伴う売上減少から指定管理料の増額等の措置を行ってきたという背景もございます。今後もそうしたことが避けられないことは容易に想像するものであります。

町の財源を投入するからには、町民と町内の事業者に対して何らかの価値を提供し、還元をしてもらいたいというのが私の率直な考えであります。それは、健康を維持して社会的繋

がりを作って、みんなが幸せを感じられる地域のウェルビーイング向上に資するものであるべきだというように私は思います。大きな設備投資をするのではなくて、既存の状態をなるべく活用しながら、柔軟な考え方を持って、今後のいろり火の里施設の運営を検討いただきたいなと思います。

続きまして、情報セキュリティ対策について質問をさせていただきます。先程町長の方から情報セキュリティポリシーの策定に関する状況などを詳しくご説明をいただきました。今回、総務省が新たに示したガイドラインに関しては、私は概要を見たんですけども、なかなか難しい内容であったというように個人的には感じました。ページ数は大体 400 ページぐらいあって、非常に細かなネットワークの構築であったりだとか、そういった内容が記されておりました。このガイドラインは、運用を徹底することについては非常にハードルが高いなというように感じたところであります。内部の所管となる課の方で、情報セキュリティの専門知識を持つ人材を急に増やすことは、三川町のような小規模自治体においては難しいのかなというように考えます。

そこで、セキュリティ対策全般において、総務省であったり、先程ありましたが J-LIS などからそういった支援が受けられるのでしょうか。質の高いセキュリティ水準を維持していくための運用体制について、外部の支援状況、そうした体制、またコストに対する考え方など、そういった状況をお伺いをいたします。

○議 長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） ご指摘の令和 7 年 3 月に改定されましたガイドラインについては、やはり運用を徹底するには一定のハードルがあるというように私も認識しているところでございます。特に、今お話がありました情報セキュリティの専門知識を持った職員を増やすということは、職員の数の少ない小規模自治体ではやはり容易ではないと思います。

また、本町では、そもそもそういった専門知識を持った職員がいない状況であります。それもまた一つ課題と言えらると思っております。そのため、公的機関や民間機関などの支援を活用しながらセキュリティ対策を進めている状況であります。具体的には、公的機関からは職員研修や助言、民間施設からは技術的支援などを受けることにより、限られた人材でも高いセキュリティ水準を維持できるように努めているところでございます。

一方で、外部支援の活用には一定のコストが必要であり、予算面での制約や対応可能な範囲にも限界があるというような課題も認識している状況です。今後も効果的かつ運用体制の構築を推進していきたいというように考えているところであります。

○議 長（町野昌弘議員） 8 番 佐竹優子議員。

○8 番（佐竹優子議員） ありがとうございます。やはり民間企業からも技術支援があるということでもありますけれども、やはりそういった対策に対して何かしらの助言がありますと、こういったものを導入してはなどという提案も受けるかと思えます。そういったところにもすごいコストが毎年かかっているんだということも認識しておりまして、それに対しては今後やはり予算面の確保についても考えていかなければいけないのではないかなというよう

に考えたところであります。

ガイドラインに関して、先程運用に関しては、従来からあります三層分離を徹底しているということでご説明があったかと思えます。三層分離というのは、マイナンバー利用事務系と、それからLGWAN接続系と、あとインターネット接続系を三つに分離する形で、それらの行き来を制限することによってセキュリティを強化する、そういった従来の考え方でありませぬ。

今回の新しいガイドラインの中では、例えばインターネット経由でクラウドサービスを利用することを前提としているというような新しいネットワーク構築モデルが示されております。限られたオフィス空間で端末数を増やせない、要はパソコンを何台も置くことが難しい、そういった場合などは利便性が高まって有効であるというように考えます。しかしながら一方でネットワークがかなり複雑化してしまう。そうしたことで現場の混乱が生じるのではないか。ガイドラインの中でプリンターも分けなさいといったような記述も実はあるんですね。そういったところでかなり混乱が生じるのではないか。それによって何か管理上の問題が生じるのではないかというようにも考えました。

現状の三層分離でもって何か混乱が発生しますとか、こういった問題が生じるといったような課題があれば教えてください。お願いします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 現在の三層分離という話を議員の方から丁寧にご説明していただいたところです。LGWAN、それからインターネット接続系、基幹系と言われるマイナンバー利用事務系の三層分離という形でそれぞれ分けてネットワークを構築しているという状況であります。目的といたしましては、外部からのサイバー攻撃の侵入を防ぐ、また、万が一侵入されても三層に分かれていますので被害の広がりを抑える、マイナンバーなどの重要情報を厳格に保護する、そういった目的の中で取り組みを行っているわけですが、課題としましては、やはり三層分離、多い方で三つのパソコンを机の上に、あるいは机の近辺に配置しているということもありまして、やはりパソコンの機器による机が占領されるだとか、あるいはファイルのやりとりが煩雑になるだとか、そういった課題があるというように認識しております。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） やはりパソコンを何台も置くということは、業務でパソコンを変えながらファイルを共有することができないなどの様々な支障があると思えます。総務省の方でこのガイドラインを出したときに、新しいネットワークモデルを示したということは、やはりリモートワークなど様々な業務の体制が考えられるだろうということ。というのは、災害時においてそういったことが必要になるのではないかと、そういった想定のもとに書かれてあるんだと思うんですね。そういったことに対応が今後必要であるというようになれば、やはり三川町でも今後そのガイドラインに示してあるような新しいセキュリティモデルに対応していくことも必要であるかなというようには感じたところであります。

また、今回のセキュリティポリシーは常に運用を見直していくというようなことも、先程

の町長答弁の中にもあったかと思えますけれども、常に運用だったり評価だったり見直し、この PDCA のサイクルを定期的に繰り返して環境変化だったり新しい脅威に対応していかなければいけないというような趣旨の内容も総務省のガイドラインにはありました。

この評価見直しのステップ、これを適切に実施するためには、情報セキュリティ監査の仕組みが重要であると考えます。この体制や手順について、そして、この外部監査の業務委託の状況についても教えてください。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 監査の実施体制の整備、それから外部の監査の状況ということでございました。まず、情報セキュリティ監査の本町の状況ですが、本町では三川町情報セキュリティポリシーの基本方針において、情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的または必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施することというようになっております。本町では、企画調整課が定期的にサーバールームの点検やコンピューター管理を行うほか、住基システムや個人番号等においては国の基準に従って担当課で点検を行っているところです。一方で、全体での自己点検までは実施していない状況でありますので、やはりチェックリストで点検するなど、セキュリティ対策の向上を図っていく必要があるというように考えております。

また、外部監査の委託状況については実施していません。ただ、情報システムの安全性や適正な運用については、保守業務委託業者と毎月ミーティングをしまして、点検であったり注意喚起を行っております。今後必要に応じて外部の専門家による監査等については検討してまいりたいと考えております。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） ありがとうございます。先程の町長の答弁の中でも CSIRT を組織して対応しているというようなこともありましたけれども、何かサイバー攻撃によってシステム障害が起こった際の対応、そういった体制づくりをしているということではありましたが、やはり普段からそういった専門家の知見を利用できる、相談がすぐにできる体制づくりというのが非常に重要だなというように考えます。

そうしたことで、ここのネットワークにこういったことが生じると、やはり機器としてはリスクとしてあるんだということを認識できると思います。昨今、やはり不正プログラム対策だけでは、いわゆるエンドポイント対策ですね、そういったものを導入してもなかなか高度化していて対応が追いつかないといったようなこともありますので、やはり日頃の業務において基本的なルールを守って、先程もありましたが、チェックリスト等も活用しつつ点検をしていくことは必要であろうというように思います。

今申し上げましたとおり、ランサムウェアといったそういった攻撃ですけれども、インターネット接続系のネットワーク、すなわち一般の職員の方が多く利用されているネットワークから端末によって侵入してくる、そういったことが可能性としては大きいのかなと考えます。やはり情報リテラシーの向上は全職員を対象として継続して実施していかなければならないというように考えます。

先程職員向けの研修が実施されているといったようなことをご説明いただきましたけれども、また、その実施されている内容が適切なのかどうか。標的型攻撃メール訓練の実施もされているということでありましたけれども、この実施されたときの様子や課題について伺いをいたします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 議員のご指摘のとおりランサムウェアはインターネット接続系ネットワーク、つまり多くの職員が利用する端末が侵入経路になる可能性はあるというように私も認識しているところでございます。そのため、情報リテラシーの向上、いわゆる情報を適切に収集、評価、利用、表現する能力の職員を対象にした研修というのが非常に重要であり、これを継続的に取り組む必要があるというように、私も同じ思いであります。

三川町では地方公共団体情報システム機構、いわゆる J-LIS による研修を毎年 1 回職員それから情報資産に携わる会計年度任用職員に実施しております。また、企画調整課職員は、更に情報システム担当向けの研修を受講しまして、情報リテラシーの向上に努めているところであります。

一方で、先程お話がありました標的型攻撃メール訓練の実施内容というようにお話でございましたが、こちらの方は実施しておりません。といいますのも、県のセキュリティクラウドのオプションとしてメールの無害化処理という処理をしていただいております。メールによる攻撃に関しては、研修等で攻撃の手段、それからこういった事例があるというようなことを学ぶことによって、一定の水準を維持しているものというように考えているところであります。今後も職員一人ひとりの意識を向上するということが重要だと思っております。

○議長（町野昌弘議員） 8 番 佐竹優子議員。

○8 番（佐竹優子議員） ありがとうございます。やはり標的型攻撃メールの訓練の実施なんですけれども、民間企業でもやはり行っているところも実際にはあるけれども、行っていないところがほとんどなのだと思います。本当の抜き打ちの訓練を実施したところ従業員がトラウマになる、そういった事案もあったというようにニュース等で読んだんですけれども、そのくらいやはり深刻な事態がいざ起こってしまったらどう対応するかというところ、本当にそこは想定していたことだけではなかなか対応が、初動の対応ですね、に焦りが生じるなどなど様々なことがあるんだなというように感じます。

昨今のやはり標的型攻撃メールですけれども、かなり巧妙化しております。職員の実際の連絡をとっている相手方を装ってメールを送ってくる、そういったことも当然あると思います。民間企業の場合ですと、やはりそういった事案もあるようでした。そういったことから、やはり訓練の実施も今後検討していただければなというように感じました。

申し上げましたとおり、最近も大手企業が身代金要求型ウイルス、ランサムウェアによってサイバー攻撃を受けまして、大量の個人情報が流出しているというようなニュースを本当に多く見聞きいたします。製造や流通を停止するといった事案が大きく報道をされております。そして、自治体においても不正アクセスの事案は現実として発生をしております。住民の大事な個人情報が流出してしまう。先程町長がおっしゃいましたとおり、それは信頼の失

墜に繋がる大変大きな問題であると私も思います。

最近の大手飲料メーカーの事案においては、侵入検知システム（EDR）ですが、これを設置していながらも数日間にわたって不正なアクセスに気がつかなかった。そのことによって何度も何度も侵入、それから中の偵察ですね、そういったことを繰り返されて、大事なデータを抜き取られてしまった、個人情報も抜き取られてしまった、そういったことであります。

そのような高い水準の対策を講じている企業であっても、そのようなことが起こり得るんだということ、このことは完璧な仕組みはないというようなことを我々に教えてくれているように感じます。万が一、被害を受けた場合の備えとして事業継続計画、いわゆるBCPを整備して、初動から迅速に対応できる体制の強化が不可欠であろうというように考えます。

いざというときに限られた人員の対応を強いられる、それが過重労働に繋がる、そういったことも避けなければいけないと思います。先程企画調整課の方で対応するというようなこともご説明がありましたけれども、やはり限られた人員で情報セキュリティにあたっていくことになると、そういったことに繋がりがかねない、そういったことを踏まえまして、適切なセキュリティ対策を講じていただきますように引き続きお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で、8番 佐竹優子議員の質問を終わります。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。  
これをもって散会とします。

(午後 3時10分)

令和7年第6回三川町議会定例会会議録

1. 令和7年12月4日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 志田 徳久 議員    2番 鈴木 淳士 議員    4番 土田 市子 議員  
5番 小野寺 正樹 議員    6番 佐久間 千佳 議員    7番 砂田 茂 議員  
8番 佐竹 優子 議員    9番 鈴木 重行 議員    10番 町野 昌弘 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

3番 小林 茂吉 議員

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部 誠 町 長	佐藤 亮 副 町 長
齋藤 正志 教 育 長	中條 一之 総 務 課 長
鈴木 亨 総務課危機管理室長	鈴木 武仁 企画調整課長
本多 由紀 町民課長兼 会計管理者兼会計課長	齋藤 一哉 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
菅原 勲 産業振興課長併 農業委員会事務局長	本間 純 建設環境課長
渋谷 淳 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
黒田 浩 監 査 委 員	大川 里美 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

加藤 善幸 議会事務局長	林 愛書 記
遠渡 蓮書 記	佐藤 裕太 書 記
高橋 歩書 記	

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 3 日            12月4日(木)          午前9時30分開議

    日程第 1          一般質問            4名

    日程第 2          請願審査委員会報告(産業建設厚生常任委員会)

    請願第1号        保険薬局も無料低額診療事業の対象とすることを求める意見書の提出に関する請願

○ 散    会

○議 長（町野昌弘議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議 長（町野昌弘議員） お諮りします。議事日程は、お手元に配布のとおり追加議事日程第1号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第1号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議 長（町野昌弘議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

4番 土田市子議員、登壇願います。4番 土田市子議員。

○4 番（土田市子議員）

- |                       |  |
|-----------------------|--|
| 1. 人口の将来展望について        | 1. 第4次三川町総合計画実施計画の地域開発推進事業における新たな住宅団地形成に関する事業展開について進展状況を伺う。  |
|                       | 2. 子どもの人数が少ない東郷地区の逼迫した現状を踏まえた住宅団地形成の事業展開の見通しについて伺う。  |
|                       | 3. 人口増に繋がる移住促進体制について、どのような施策をとっているか伺う。   |
| 2. 公園の多面的活用の推進と整備について | 1. 8月に行われた中学生との議場懇談会で「地元に残る（戻ってくる）ために求めることはなんだと思いますか。」「三川町がさらに“いい町”になるにはどのようなことが必要だと思いますか。」とテーマを掲げたところ、公園整備の意見が多くあった。町が管理する公園の現状と今後の機能充実への考えを伺う。 |
|                       | 2. 町民いこいの広場の利用状況と有意義な活用のあり方を伺う。  |
| 3. 三川町図書室の活用について      | 1. 小・中学校、保育園・幼稚園それぞれに図書はあるが、町の図書室の利用状況について伺う。  |
|                       | 2. 入口ドアに小窓はあるが密室状態であり、そして二階であるため死角となっている。図書室の防犯対策について伺う。   |

令和7年第6回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

1、人口の将来展望について。

(1) 第4次三川町総合計画実施計画の地域開発推進事業における新たな住宅団地形成に関する事業展開について進展状況を伺います。

(2) 子どもの人数が少ない東郷地区の逼迫した現状を踏まえた住宅団地形成の事業展開の見通しについて伺います。

(3) 人口増に繋がる移住促進体制について、どのような施策をとっているか伺います。

2、公園の多面的活用の推進と整備について。

(1) 8月に行われた中学生との議場懇談会で「地元に残る(戻ってくる)ために求めることはなんだと思いますか。」「三川町がさらに“いい町”になるにはどのようなことが必要だと思いますか。」とテーマを掲げたところ、公園整備の意見が多くありました。町が管理する公園の現状と今後の機能充実への考えを伺います。

(2) 町民いこいの広場の利用状況と有意義な活用のあり方を伺います。

3、三川町図書室の活用について。

(1) 小・中学校、保育園・幼稚園それぞれに図書はあるが、町の図書室の利用状況について伺います。

(2) 入口ドアに小窓はあるが密室状態であり、そして2階であるため死角となっております。図書室の防犯対策について伺います。

以上、1回目の質問とします。

○議長(町野昌弘議員) 阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) 土田市子議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項3の図書室活用に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の人口の将来展望について、1点目の新たな住宅団地形成の進展状況に関するご質問であります。テオトル東側で分譲しておりましたテオトルタウン三本木の37区画については、本年9月に完売したところであります。今後の事業展開といたしましては、テオトルタウン三本木の北側に第2期事業として70区画の造成事業の計画があり、すでに実施設計まで完了しているところであります。事業の実施時期につきましては、三川町土地開発公社による産業団地の分譲が令和8年度から開始されることから、その販売状況や、公社の財政状況、社会情勢、近隣市町、地域の実情等も踏まえ、適切に判断してまいりたいと考えております。

次に、2点目の東郷地区における住宅団地形成の事業展開に関するご質問であります。国営赤川2期農業水利事業の完成に伴い、本町の全面積がその受益面積となっているため、令和12年3月31日まで農振農用地からの除外が規制されており、農振農用地を転用しての新たな宅地造成等の開発はそれまでの間、難しい状況にあると考えております。

次に、3点目の人口増に繋がる移住促進体制に関するご質問であります。本町は鶴岡市、

酒田市の間に位置し、就業にかかる通勤圏として利便性が高いことを魅力として、庄内地域はもとより都市圏にも情報発信するとともに、移住イベントへの出展、住宅補助支援、県と連携した移住支援金の交付事業に取り組みながら、移住促進に努めております。しかしながら、人口減少には歯止めがかからない状況であるため、今後も、国・県、庄内地域と連携し、人口減少が緩やかになるように、「三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基に継続して取り組んでまいりたいと考えております。

質問事項2の公園の多面的活用の推進と整備について、1点目の町が管理する公園の現状と今後の機能充実に関するご質問であります。町では三川町都市公園条例などに基づき8カ所の公園を設置しており、その維持管理につきましては、造園業者及び地元町内会へ委託しているほか、定期的に専門業者による遊具の点検を実施するなど、安全・安心に利用していただけるよう適正な管理に努めているところであります。

また、今後の公園機能の充実に関するご質問であります。先の9月議会定例会において補正予算をご可決賜りましたように、袖東公園へ新たに遊具を設置する計画であります。限られた行政資源の中でその効果の最大化を図りながら、より多くの方から楽しく安全にご利用いただくということを念頭に、引き続きその充実に努めてまいります。

2点目の町民いこいの広場の利用状況と、その活用に関するご質問であります。町民いこいの広場の具体的な利用者数は把握していないものの、社会福祉センターや農村環境改善センターの近傍地ということもあり、小中学生などが利用している姿が見受けられるところであります。

また、この広場の新たな活用について、現時点では考えていないところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 土田市子議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項3の三川町図書室の活用について、1点目の利用状況に関するご質問であります。貸出冊数について過去3年間の状況をみますと、令和4年度は9,856冊、令和5年度は8,237冊、令和6年度は7,366冊となっており、減少傾向であります。なお、図書室の利用者数については、集計を行っていないところであります。

次に、2点目の防犯対策に関するご質問であります。現在、図書室に2カ所、図書閲覧室に1カ所、防犯カメラを設置して録画を行っており、異常が発生した場合には、後で状況を確認できる体制をとっております。併せて、「防犯カメラ作動中」の掲示を行い、利用者に監視体制が整備されていることを明示することで、不審な行動の抑止に繋がるよう配慮しております。

また、図書室には合計3カ所の出入口があり、そのうち2カ所は上半分が透明ガラスの引き戸となっております。この構造により、内部の状況や人の動きが外側からも把握しやすく、入室前に一定の環境を確認できるようになっており、更に、管理人が一定の間隔で館内を巡視しながら、図書室や閲覧室の状況に異常がないか確認することで、安全性の維持に努めております。

防犯カメラの設置、出入口の工夫、管理人による巡回という三つの対策を組み合わせること  
で、利用される方が安心して滞在できる環境の整備に取り組んでいるところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員） 毎月の広報で人口の動きを見ておりますが、毎月1名から2名、3  
名と徐々に人口減少が進んでおります。これは三川町だけの問題ではないと思います。死亡  
者が多いが、まず出生数が少ないことが人口減少の一因だと思います。令和6年には三川町  
に35名の赤ちゃんが誕生しているようです。東郷地区におきましては、出生数3名とお聞  
きしております。子どもの出生減少が本当に近い将来の東郷小学校存続にも不安でしかあり  
ません。

これまでテオトルタウン、民間開発の横山ニュータウン等住宅開発が人口増に繋がったこ  
とは間違いありません。東郷地区の人口減少が進んでいる中、みかわ産業団地完売以降に第  
2期、第3期の地域開発事業の計画があるということをお聞きしましたが、三川町の人口増  
には繋がるかもしれませんが、3地区の均衡にはいかがなものかと思っております。  
今回様々調べましたが、あまりにも大きな問題が散在していると思えました。過去、何人も  
の同僚議員が質問に立っており、令和12年まで農業振興地域であり除外ができない、地域  
開発推進事業は東郷地区においては無理だということも承知しています。ですが、東郷地区  
においては、子どもの人口の減少が喫緊の問題となっております。

それでは、お伺いします。Mターン戦略の三川町人口ビジョンで示されている将来の人口  
動向分析では、人口減になることが数字化され見通せていたのに、なぜこのような偏りになっ  
たのか。また、三川町3地区の人口のバランスに対してどのようなお考えだったのか、お伺  
いします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） まず、Mターン戦略に関しましては、人口減少と地域経済  
の縮小の克服といった重要課題に特化した計画でありまして、総合計画が示すまちづくりの  
方向性に従って、人口の目標実現に向けた取り組みを示すものということで取り組んできた  
ところでございます。そういった中で、3地区の均衡性がなかなかとれなかったというよう  
なご質問でございましたけれども、やはりそれだけではなくて、本町だけではなく、全国的  
に新型コロナウイルスの影響であったり、結婚に対する多様化であったり、そういったとこ  
ろの意識で人口が減少してきているというところは全国共通の課題であるというように認識  
しているところでございます。

そういった中で、3地区の均衡を図るというのは非常に難しい取り組みであり、なかなか  
難しいことが議員の質問の中にもあったかと思えます。国土利用計画の中でバランスをとっ  
た均衡を保つということで、それぞれその時代時代で人口のバランスを考えながら、住宅開  
発、それから産業団地の開発等を計画してきたわけですが、やはりそういったところも含め  
ましても、新型コロナウイルスの影響等もあり、なかなか計画どおりにはいかなかったとい  
うようなことだと私的には思っております。

このような偏りが生じてしまったというところも、やはり未来といえますか想定以上の様々なことが起きてしまったということもあり、なかなか均衡はとれなかったというように分析しております。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員） Mターン戦略改定年度であるということですので、じっくりとPDCA、今C時点だと思えます。点検評価し、ぜひ良い三川町に導くA、改善計画策をお願いするところでは。

さて、地域開発ができないのであれば、人口増に繋がることとして、移住者を対象とした空き家の利活用が考えられるかと思えます。3点ほどお伺いします。毎年、自治振興委員に空き家の調査をお願いしているようですが、調査内容と調査後はどのように処理されているのですか。それと、町では平成29年9月に三川町空家等対策計画を策定しておりますが、これまでの6年間の間にどれぐらいの実績といえますか、事業がどのような動きがあったか伺いたいと思えます。

もう1点、また、三川町の11月の広報みかわで空家等対策計画に対する意見の募集がありました。移住者に向けた施策もございました。何かご意見などはありましたでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 自治振興委員会議を通しまして、各町内会長の方をお願いしております空き家の実態調査、こちらに基づいてどのようなことを行っているかというところがございますけれども、こちらにつきましては、本町といたしましても、不適切な状態にある空き家、それを早期に発見、把握することによって、その改修をその所有者、権利者の方に促していくということで活用させていただいております。また、その取りまとめの結果につきましては、その年度内のうちに各町内会長にお示しさせていただいているところであります。

続きまして、現行の空家等対策計画の成果でございますけれども、こちらにつきましては、本町の空き家の状態を把握した上で、今後どのような対応をとるべきかというところを定めたのがこの計画でございます。これに基づきまして、本町といたしましては、空き家に対する解体の補助ですとか、あるいは空き家バンクへの登録促進、あるいは計画に従った相談会の実施等を行っておるところであります。特に空き家相談に対しましては、各界の専門家、具体的に申しますと司法書士、土地家屋調査士、あとは不動産業者、そういった方々からのご意見をいただきながら、その相談会に加わっていただきまして、どのような形で空き家の問題を解消できるかという個別相談に対応いただきまして、その中で、例えば相続関係の問題の解決ですとか、あるいは実際にその空き家を解体しようという流れになったときは、町の方でも伴走型支援と申しますか、どのようなことをクリアすればその空き家の解体に向かえるかというところを一緒に考えながら、実際に空き家の解体に至ったというケースも複数ございます。

また、今般改定を行っております三川町空家等対策計画に対する意見募集、パブリックコ

メントの結果でございますけれども、パブリックコメントにつきましては、12月1日までの期間をもって、町ホームページ、あとは役場の建設環境課のカウンターでの閲覧によつての意見募集ということとさせていただいておりますけれども、その意見募集を締め切つた結果、いただいた意見というのはございませんでした。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員） 平成29年からの空家等対策計画策定は、現在の計画から大幅に変わったわけですか。それでしたら、今回、この度、このように大きな空き家問題に真剣に対策計画を見直しするということですね。先日の大分県の大規模火災も空き家が大きな原因と報道されておりました。住民の命を守る、財産を守ることです。早々に見直し、防災や衛生、生活環境の保全を図るため、ぜひ早めに進めていただきたいと思ひます。付け加えまして、先日配布された三川町暮らしの便利帳の相続や空き家の放置に関する漫画もとても分かりやすく、良い啓発になったかと思ひ、大変良かったと思っております。

さて、移住に関してですけれども、10月に東郷地区に2歳になる子どもがいるご夫婦が移住されました。もう何十年も放置された空き家で、道路も狭く、草も生い茂り、条件が良くない場所だったのですが、空き家を取り壊し新築されました。なぜこんなところにと思ひお話を伺いに行つたところ、やはり町長もおっしゃつたようにお二人のお勤めが鶴岡市、酒田市であり、中間地点であるということ、敷地が広く手頃だったと話されておりました。また、その物件に対しては自ら探したそうです。更に近くの空き家にも取り壊し、建築中のお宅があるのですが、建て主は30代で、ご主人の会社のお友だちということでした。その方の話では、町の子育て支援の充実や近所の交流もあり、満足の様子でした。「これから子どもさん2人、3人お願いします」とハラスメント的な言葉がけをして挨拶をしてきました。

このように、特に更地でなければ売れないということはないと思ひます。大きな住宅開発に行かれなくても、人口増に繋がることには一人ひとり、このように1人、2人と地道に東郷地区を広げるしかないとと思っております。やはり空き家バンクの情報発信が鍵になるのではないかとと思ひます。

お伺ひします。空き家バンクの登録内容と移住者に向けた発信にはどのように計画をしておりますか、伺ひます。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 本町の空き家バンクの今の状況でございますけれども、3件物件の登録がございます。いずれもかなり年数の経過した建物でございます。古いものですと昨年度に登録したものの、なかなか引き合いがないというのが現状であります。地区については少しこの場では申し上げませんが、やはり空き家という市場性、それを考えたときに、私が今回、空家等対策計画を改定するに当たりまして、様々な方から意見をいただきました。具体的には不動産関係の方、あるいは建築・建設業の方、そういった方々から様々なお話を聞いたところなんですけれども、実際庄内というこの地において人口減少という段階、その中で空き家の市場性というのはどこまであるのかということとかなり突っ込んだ部分までお話を伺つたところなんです。結論から申しますと、やはり酒田市、鶴岡市の中心

市街地であっても、なかなか空き家に対しての需要というのが乏しいというところの中で、三川町のような、特に集落部に関してはなかなか正直難しいというように様々な方から言われております。

その原因は何かというと、少し建築的な話にもなるんですけども、空き家というのは大概、大体築50年前後のものが庄内の場合は多いのかなというように捉えておりますけれども、片や建築という見地から物事を見たときに、50年前の建物の今の、例えば建物の強靱性、耐震性能の問題ですとか、一番あとは生活環境、今の住まいの生活環境ですかね、そういったものとその50年前の建物がマッチしているのかどうか。リノベーションをかけることによって、今の住みやすい暮らしを実現するというのはもちろん可能ではあるんですけども、それに対する費用と、だったら新しいものを建てた方がという天秤にかけたときに、なかなか中古物件を求めてそれをリノベーションしてそこに住むという選択肢というのは、正直需要として、今土田議員から2件ほどそういった事例が東郷地区であったというお話を伺いましたけれども、それに過度に期待するというのは正直現実的ではないのかなという話に私としては結論に至ったところです。

そういった意見も踏まえまして、今回改定する空家等対策計画におきましては、当然その中古住宅の市場化、そういった部分を念頭に置きながらも、それが叶わないことも想定をしないと、その空き家を中古で何とかという、そこだけに力点を置くというのは、かなりこの先を見たときにリスクの先送りになりかねないのかなというような整理をさせてもらっているところです。

他に東郷地区というお話がございましたので、では、空き家を解体して例えばそこに民間のアパートを建てていただく、そういったことも人口の維持あるいは増加の施策として有効性があるのではないかとということで、そういった観点でも意見を様々な方からいただいたんですけども、それについてもなかなか色よい返事というのはいただけなかったというのが現状です。民間の賃貸住宅、その件につきましても、やはり事業期間が非常に長い。30年かけてその初期投資したものを回収していくというように、そういうような形になりますので、民間企業として考えたときに、まだ飽和状態とは申しませんが、やはりかなり三川町は賃貸住宅がすでに様々建設されているという現状がありまして、古いものにつきましても、築20年前後経過して、だんだん空き家も出始めているというように、そのような話も聞き及んでおります。そうなってくると、今新たに建てて30年後、30年間その収益を確保できるのかという、そういう難しさもありますし、まして建設資材や人件費の高騰、あとは今後の金利動向がどうなるかという不透明感、そういったところも踏まえると、なかなか庄内町で行っているような例えば子育て支援住宅、あるいは舟形町で行っている民間賃貸住宅に対する補助、そういったものをもってしても、その事業化というのは難しいのかなというように、そういった意見をいただいているところです。

町といたしましては、空き家の利活用という部分は当然重要な人口減少の歯止めの対策の一つと位置付けることはできるかと思っておりますけれども、ただ、住まいを求める方、その方々の意識を町が変えるというのは、やはりそれは実際問題できない話ですので、そういった中

で一つの選択肢として提示するという姿勢はとりつつも、そこに過度にウエイトを置くというのはいかなものかなというように今捉えておるところです。

○議長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員） 今おっしゃられたように、なかなか先程私が申し上げたのはほんの一例で、たまたまのお話だったかと思えますけれども、様々この問題に取り組んだときに、遊佐町の方は、神奈川県から越した方はやはり神奈川県で一軒家を求めるには子どもも4人もいらしたものですからきついと、それで探して地代が安いので中古住宅で遊佐町の方に移住してきました。もう一人の方はアメリカ人と結婚してアメリカの方で3、4年ほど生活して日本に戻ってきて、では日本のどこに住むかといってインターネットで調べて、鮭川村に来ました。そういう方も先日お会いして様々お話を聞きましたところ、そういう話も近くにもあるんだなと思ひまして、では三川町も何とかどうにかして上手く発信していけば、そういう方が来るのではないかという思いで今回のお話をさせていただきました。

この空き家問題に対しては、先程も申したように、防災関係からにしても、やはりどんどん進めていくべき事業だと思います。令和6年で空き家は140軒あったそうですが、今後は所有者一人ひとりに対し、今後の利用活用の意向を尋ねたり、意思決定、どうするかということですね、放置することなく、力を入れて取り組んでいただきたいと思ひます。登録物件の情報はSNS、町のホームページにも掲載し、首都圏を含む広域から物件を探すためのアクセスしやすい環境を整える。ぜひ子ども人口増に繋がる魅力的な発信をしていただきたいと思ひます。

次に、2番、8月に行われました中学生との議場懇談では、各委員会の委員が議場に来られました。14名の中12名の方がそれぞれの委員会の目線で公園についての意見がございました。少し紹介いたします。小さい子どもから中学生が外で体を動かせる公園がほしい。メディアだけの生活にならず、健康な体で過ごすために体を動かす公園、また町民の人と触れ合うきっかけを作ることができる公園、子育て世代の親たちがともに相談や話が気軽にできる憩いの場を設置してほしいと提案されました。自分たちのことばかりではなく、町のこと、親のことまで考えている意見だと思ひました。子どもでもなく大人でもない、心の成長の多感な時期でありながら、周りにも思いやりを持つ心を大事にして育てていきたいと思ひます。

3点質問させてください。一方的に見ますと、赤や青、黄色の遊具があればイコール公園と思いがちで、確かに中学生に対応した公園、例えばアスレチック設備とか、中学生が行く場所がないのではないかと。町の公園はどのようなことを考えて設計したのか伺いたしたいと思います。維持管理にも多額の支出がされているようです。袖東公園については、広いけれども奥の方には座るところも木陰や東屋などもなく、高齢者の散歩にも足元が悪いようでした。今後、各公園の維持管理だけでなく、少し手を加えるなどの考えはありますか、お尋ねします。もう1件は、町の公園は8カ所であるが、それ以外のかっぱ広場とかアスレ的な花の隣にある芝張りのところには中学生等誰でも使えるのか、お尋ねいたします。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 公園の遊具があればそれでいいのかというようなご趣旨のご質問かと思うんですけども、公園につきましては、基本スタンスとして、やはり小さいお子さんが自由に遊べる、その中で親子で、あるいは友だち同士で体を動かしていただくということ、そういったことを念頭に整備させていただいております。中学生をターゲットにした視点ということのお話ございましたけれども、中学生に特化したというような、そういった考え方は現時点では持ち得ていないところであります。

また、現行の公園に対して、より使いやすいように手を入れるべきではないかというご意見でございましたけれども、こちらにつきましては、実際、維持管理している町内会等からも意見を聞きながら、改善できるところについては改善していきたいというように考えております。

○議長（町野昌弘議員） 質問者に申し上げます。質問は1問1答ですので、質問は一つずつにしてください。

4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員） かつぱつ広場とかアスレなの花の隣の芝生の部分にはあまり一般町民が入るような様子が見られなかったものですから、あそこの取り扱いなどはどうなっているのか、中学生でも気軽に利用できるのかどうか、お伺いしたかったんです。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） いろり火の里のかつぱつ広場、いわゆるグラウンドゴルフをしている芝生のところでよろしいですか。そちらの場所に関しましては、一般開放と申しますか、利用したいお話があれば利用はできるんですけども、基本的には今、グラウンドゴルフを中心とした活用をしているという状況でございます。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） アスレなの花の隣接します芝生のところでございますが、現在はパークゴルフ場として利用をしておるところでございます。特に何か中学生が使ってはいけないという制限をかけているものではございませんが、用具等の問題もありますので、現実的には少し難しいのかなというように考えるところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員） 芝張りのところを保全というか壊さないような使い方でしたら、町民だれでも使えるということと受けとめました。遊・ゆうパークランドにおいては、広報みかわ10月号に載っておりました保育園、幼稚園の元気に走り回る様子が伺え、大変有効利用されているようです。園児の安全のためかフェンスで囲われており、ここも一般町民は入って良いものか少し疑問には思いましたが。また、パルク赤川も町のイベントを開催しているためか、より多くの方に知れ渡り、テントを立てたりして賑やかな光景が日曜日だけでなく頻回に見られるようになり、町の豊かな息遣いが感じられ、大変うれしく思っております。先日の70周年記念事業開催時に、職員のどなたかの提案か分かりませんが、三川町のマークの「み」の字に草が刈られており、橋の上から身を乗り出して見て眺めてとても感動しました。これもパルク赤川でなければできないこと、有効な公園活用であったと思います。

さて、お膳立てしないと公園に行くことができないのはおかしい話ですが、町民に町の公園の紹介、または公園ごとに何かイベントも用意したりして、いま一度知っていただき、有効に活用していったらいいでしょうか。町の公園は憩いの場であること、中学生、高校生、町民の誰でも行けて交流の場であること。またフレイル予防にも効果があること。議場懇談での中学生の公園への思い、地域に対する思いに私たちは共感し、公園利用を通して地域と多く繋がりを持つことが郷土愛を育むこととなり、進学や就職で三川町を離れても、やがて知識を蓄えて地元に戻ってきてくれることを期待するものです。町の財産である公園を有意義に活用し、町の活性化に繋げていければ良いと思っております。

次に、町の図書室のことですが、町の図書室は私も利用させていただいております。皆さんは本を読むというよりは、フリースペース的に利用しているようです。6人がけの椅子が3脚、ほかに壁際に3席ありますが、隣人とあまりにも接近していますし、見ず知らずの方同士で並んで座ることはなく、なかなか椅子の数のほど利用には至っていないようです。椅子は21脚あるのですが、せいぜい7人ぐらいの利用になっているようです。利用者が少ないのではなくて、利用しにくいということです。テスト前とかになりますと座りづらいのが現状です。また、集中している中にお母さん、子ども、一緒に本を借りに来たりしますと、子どものことなのでじっとしていないのが当たり前なことなんですが、楽しい本に興奮して声が高くなったりします。お母さんは恐縮し困った様子で叱ったり、なだめているのがほとんどです。家族と対話しながら本を選ぶことは、親子愛や情緒、絆が深まる大事な時間です。それができないのです。

これが現状ですが、何が問題であるか、図書室の配置、レイアウトにあると思います。奥のスペースは薄暗く、ほとんど動きのない本が鎮座しております。この配置は図書室ができて以来何十年も同じ配置になっていると思います。今求めている親子が気兼ねなく、また多くの町民が利用しやすいよう、またスペースが広がるよう配置替えはできないものか伺います。

○議 長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 図書室のスペースを広げたりするための配置替えが必要ではないかというようご質問でございました。議員おっしゃられますとおり、現状におきましては、配置替え等行っていないというような状況でございます。私も最近図書室の方に行ってみましたけれども、やはり暗いといいますか、建物の構造的な問題もございまして、やはり配置の問題もありまして、暗いなというように思うところもございました。この度議員からこのようなご指摘をいただきましたので、配置替えにつきましては様々なジャンルの本を揃えるような形で改めて再配置を検討したいなというように考えております。

○議 長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4 番（土田市子議員） 見ましたところ、書棚の移動を加えるだけで窓から光を入れるなど、窓際に本棚があるものですから、その辺にフリースペースみたいな椅子を並べるだけでも随分利用価値は上がるような感じがします。質の高い豊かさを感じられる空間を提供していただきたいと思っております。

本に関しても、かなり古い本とか貸し出しの取られていないような本がありましたので、鶴岡市の辺では産業まつりとか、人の集まるときにコンテナに入れてほしい方はどうぞというような感じで整理をなさっているようでしたので、そういった手入れとか整理とか、そういうものも今まで見たことがないので、三川町も少し整理した方がいいかと思います。年6回発行されているほかほかを見ますと、一度に20冊ぐらいつつの購入をされているようなので、かなりの冊数がどんどんと増えていっているかと思いますので、少し入れ替えなどもして見やすく配置ができる、外からの光が入る、そのような空間を作っていただけたらありがたいと思います。

先程防犯カメラが設置になっているということで安心しました。私も何度か利用しておりますが、カメラがあることは知りませんでした。しかし、防犯カメラというのは事件後の犯人探しには有効ですが、何か起きてからでは遅いのではないかと。私も図書室で見ず知らずの男の人に執拗に話しかけられ恐怖を感じたことがありました。もし女子高生とか弱い立場の方だったらと本当に心配です。防犯カメラの前に、事件が起きる前に助けを求める、新たにSOSボタンの設置などのお考えはお持ちでないか伺いたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 事件が起きる前にSOSボタンなどの設置をしてはというようなご意見でございました。現状におきましては議員おっしゃられますとおり、防犯カメラによる記録、管理人による巡回ということで、一定の防犯的な効果はあるものという認識はしておりますが、ただ、緊急時に即時の対応ができるものではないというように考えております。これはやはり利用者の安全性、安心性を高めるためにも必要、重要なものであるというような認識をしたところでございます。

こういったこともございますので、図書室、また閲覧室におきましては、SOSボタンという形になりますか、もしくは何か呼び出しチャイムのようなものになるか、そういったものを設置しまして、ボタンを押すと1階の管理人室の方にアラームが鳴るような機械の設置につきましては、準備を進めてまいりたいというように思います。これを設置するにあたりましては、当然その設置の場所ですとか、また機器の仕様、費用面等もございまして、こういったところを精査しまして、利用者が安心して図書室を利用できるよう環境の整備に努めたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員） 早速いいお返事をいただきまして、前向きに検討していただけたことでしたので、ありがとうございます。三川町は子育て支援情報を見ましても、妊娠から始まり、切れ目なくきめ細やかに手厚く、子育てに充実している町と見てとれます。しかし、中学生、高校生は思春期にあたり、自我の確立と将来への不安、人間関係の悩みなどで心が不安定になりやすい時期です。この部分を見落とさず目を向け、子どもが育つ町となるように期待し、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 以上で、4番 土田市子議員の一般質問を終わります。

○議長（町野昌弘議員） 暫時休憩します。 （午前10時17分）

- 議長（町野昌弘議員）再開します。 (午後 1時00分)  
次に、2番 鈴木淳士議員、登壇願います。2番 鈴木淳士議員。  
○2番（鈴木淳士議員）

1. 各般にわたる行政運営の適否について	<p>1. 次の事務処理等について、適正であると判断した所見を伺う。</p> <p>①「旅費」の緊急的予算不足に対して、専決処分による補正予算は計上できないと判断した件</p> <p>②「三川町地域公共交通会議設置要綱」を例規集へ掲載していない件</p> <p>③所定の運行規程により町内運行限定のデマンドタクシーを、行政区域から先を普通タクシーに切り替えて継続運行することを容認している件</p> <p>④営利目的と推断される「終活大相談会」を「共催」で開催した件</p>
2. 高齢者世帯向けエアコン設置補助金の新設について	<p>1. 「猛暑」に対する連日の防災行政無線放送があった今夏を省みて、全世帯へのエアコン設置を推進することは有効な一策であると以前も提案していたことから、改めて町としての対策案や考え方を伺う。</p>
3. 町政全般にわたる「論語」活用について	<p>1. 「論語」の考え方などを広く行政運営や教育活動に活用すべきと思われるので、「論語」への評価や活用方策等についての所見を伺う。</p>

令和7年第6回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問いたします。

初めに各般にわたる行政運営の適否についてであります。次の事務処理等について、適正であると判断した所見を伺います。

初めに、「旅費」の緊急的予算不足に対して、専決処分による補正予算は計上できないと判断した件。

続いて、「三川町地域公共交通会議設置要綱」を例規集へ掲載していなかった件。併せて所定の運行規程により町内運行限定のデマンドタクシーを、行政区域から先を普通タクシーに切り替えて継続運行することを容認している件。

そして、営利目的と推断される「終活大相談会」を「共催」で開催した件についてであります。

次に、高齢者世帯向けエアコン設置補助金の新設についてであります。「猛暑」に対す

る連日の防災行政無線放送があった今夏を省みて、全世帯へのエアコン設置を推進することは有効な一策であると以前も提案していたことから、改めて町としての対策案や考え方を伺います。

最後に、町政全般にわたる「論語」活用についてであります。 「論語」の考え方などを広く行政運営や教育活動に活用すべきと思われますので、「論語」への評価や活用方策等についての所見を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木淳士議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の各般にわたる行政運営上の事務処理について、1点目の「旅費」の予算不足への対応に関するご質問であります。旅費に関わらず、すべての予算科目において、やむを得ない事情により予算不足が生じた場合、その必要性が認められれば、補正予算による措置は可能であると理解しております。しかしながら、専決処分による補正予算は、議会を招集する時間的余裕がないなど、緊急を要する場合に限定して許される例外的な措置でありますので、単に予算が不足したからという理由のみで、専決処分により補正措置するという考え方については、議会軽視に繋がる恐れもあり、慎重な議論が必要であると認識いたしております。

なお、最終的には、既決予算の残額なども考慮しながら判断しているところであります。

次に、2点目の「三川町地域公共交通会議設置要綱」を例規集へ掲載していないことに関するご質問であります。要綱は、町が定める行政内部の事務処理や基準を定めた文書であり、行政手続等の基準や手引きとしての性格が強く、町民の生活や住民サービスに直接影響を及ぼすものや、行政運営の透明性の向上の観点から公開すべきと思われるもの以外は、例規集に掲載する必要がないものと認識いたしております。また、例規集の改正には厳密な手続と時間が必要であり、要綱すべてを例規集に掲載し、そのたびに改訂作業を行うことは、管理コストと事務負担の増加が予想されます。以上のことから、ご質問いただきました「三川町地域公共交通会議設置要綱」は設置、協議事項、構成員等を定めているものであるため、総合的に判断し掲載していないところであります。

次に、3点目のデマンドタクシーを行政区域から先を普通タクシーに切り替えて継続運行することに関するご質問であります。デマンドタクシーの運行範囲に関しては「三川町デマンド型交通システム運行事業実施規程」において、三川町の区域内と定めており、町内であれば乗降場所を自由に選ぶことが可能となっております。行政区域外への継続した乗り方を容認しているものではありません。なお、事業者からは、毎月、運行実績として1日ごとの乗車回数だけでなく、誰が、どこからどこまで乗車したかの運行記録も提出していただいておりますが、その記録においてもそういった乗り方をしている方の報告は受けていないところであります。

4点目の「終活大相談会」の「共催」に関するご質問であります。この「終活大相談会」につきましては、行政書士などで構成される「庄内終活を考える会」という団体が主催した

ものであり、相続、登記、遺品整理、墓じまいなど終活に関する相談を弁護士、司法書士、社会福祉士等それぞれ専門の知識を持つ方より無料で対応していただいた個別相談会であります。住民の方々の日頃からの困りごと等に関する課題解決の一助となり、有益な社会貢献事業であると判断できることから、共催という形の実施を承認したところであります。なお、本相談会は酒田市、庄内町、遊佐町でも同様に開催しており、いずれも各自治体から後援や共催、協力を受けて開催されているものであります。

質問事項2の高齢者世帯向けエアコン設置補助金の新設に関するご質問であります。高齢者の自宅における熱中症対策として、エアコンの設置が非常に有効である点については、町としても認識いたしております。

近年、エアコンは多くの家庭に普及しており、高齢者世帯においても、すでに自費で設置済みの世帯も多く、公平性の観点からも、補助金の新設については現時点においては考えていないところであります。

なお、町では共助の観点から、今夏、町内会地区公民館におけるクーリングシェルターの機能の提供を促しながら、それに係る電気料金の増額分を協働のまちづくり推進事業で支援できるよう提案したところであります。

残念ながら希望する町内会の申し出はなかったところでありますが、今後とも町民の皆さまが安全で快適に生活できるよう、引き続き可能な支援を図ってまいりたいと考えております。

質問事項3の町政全般にわたる「論語」の活用についてのご質問であります。 「論語」には、人としての普遍的な道徳観や倫理観、そして社会の構成員として不可欠な規範など、現代においても色褪せない数多くの教えが含まれているものと評価されており、特に、人格形成や公の精神を涵養する上では、価値ある古典の一つであると認識しております。

また、一部の自治体において、論語の精神を行政運営や教育の一環に応用している事例があることも承知しているところであります。

しかしながら、その具体的な活用方策の検討にあたっては、現代の法令や多様な価値観との調和、義務教育における普遍的、かつ中立的な教育内容との整合性を考慮する必要があることから、慎重に議論する必要があるものと考えているところであります。

本町といたしましては、「論語」の持つ現代的な意義を尊重しつつも、行政や教育の現場への具体的な導入については、その効果と課題を十分に検証する必要があるものと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） それでは、お示ししました課題等について、一つずつ細かな確認をさせていただきながら、どうあるべきなのかというところを求めていきたいというように思っています。

最初に旅費の問題についてであります。これにつきましては、私ども議会の行政視察研修に関する旅費が様々な事情から不足したというような事案でございました。当初は行政視

察先に往路は鉄路を使って行くと、その後、視察先が数カ所ありますので、帰路については空路で帰ってくるということで十分早い時期から空路につきましても、早割が適用のある時期を鑑みて、行政視察の往復路について計画したところであったのでありますけれども、様々な事情から復路の空路については早割の旅券を、航空券を入手できないということから、急遽帰日も鉄路で帰る、往復鉄路を使って帰るというようなことで変更されたという事情になります。

この相談を担当職員から耳にしましたときには、先程来答弁をいただきました、いわゆる補正予算もしくは専決処分というような方法もありますので、9月26日金曜日の私のFAX発信時刻は7時35分だったのですが、総務課長宛てに「議員の行政視察研修旅費の対応について（相談）」ということで、10月8日から10日に予定されている行政視察の帰路について早割航空券を確保できなかったという担当職員からの説明があったので、これに対する、副町長と相談して、不足する旅費について予備費充当など検討をよろしくお願ひしたいというFAXを流しておったところでありまして。口頭でもいかがでしょうかというような相談をしたところ、いわゆる旅費については充当等はできない制度になっているというような答弁があったわけですが、この経過について総務課長並びに副町長からどのような対応をなされたものか、また考え方等についても含めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 議会での行政視察研修の際の旅費の取り扱いについてでございますけれども、議会事務局等からもお話を聞いており、議員からもその内容についてのFAXもあったということは事実でございますが、まず、行政視察研修に行くにあたりまして、JRと、復路については飛行機での計画を当初立てていまして、その予算の中で、この旅費を構成するにあたりまして早割がとれなかったということで帰日もJRになったということのようでございます。この行政視察研修に関しましては、その行き先に関して、行くべき視察先にはきちんと行ける日程で計画されておりましたし、帰りについても特段このJRを活用することによって、何か視察先を視察しないとか、時間の少しの短さとかはあったかもしれませんが、視察をするにあたっての支障はなかったものというように認識をいたしたところでございます。

帰りが飛行機とJRとで少し移動時間については若干の時間のタイムラグ等があったかもしれませんが、視察においての支障はなかったというように理解したことから、今回は補正等の対応は行わないというような検討に至ったところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） 今の説明は一役場職員、いわゆる行政としての行政事務としての出張命令ということであれば、何らかの方法を変更して対応できるということであればそれで十分だったかと思いますが、こと今回の事案というのは、議会として、この行政視察の事業計画そのものを正式な会議と各常任委員会、そして全体の会議で決定した事業であるということからすると、通常の一一般の事務処理に伴う旅行計画とは全く違うということからして、軽々しく一職員レベルの判断で切り替えができるものということは到底考えに

くいというように思っております。

というところで、先程も町長答弁にありましたのですが、いわゆる財務規則第21条、旅費の増額流用は禁止しているということについては私も十分認識しているわけですが、補正予算を計上する暇がない場合は、専決処分による緊急的な増額補正を行うということについては、これまでも議会で何度となく、これが果たして専決処分に該当するのか適切なかということまでも意見交換しながら制度的な執行を行ってきたわけですが、これも検討せずに、私ども議会の事業計画上必要ということで判断した視察内容を事務レベルの段階で簡単に変更できるというような考え方が果たして適切なものかどうか、事務方のトップである副町長の所見をお伺いしたいと思います、副町長、いかがでしょう。

○議長（町野昌弘議員） 佐藤副町長。

○説明員（佐藤 亮副町長） 町の対応といたしましては、町長答弁、それから総務課長が申し上げたとおりということになります。今議員がご質問にあったように、具体的な行程、その中身まで私どもの方で掌握はしていなかったわけですが、町の予算を執行するにあたりましては、限られた予算の中で効率的、経済的な執行をするということで、節減を目指してこれまでも予算執行しているところでありますので、今回、個別具体的な例が挙げたわけではありますが、今回の事例につきましては、今回の議会の初日に諸般報告ということで、議会から報告があったように計画した視察先にすべて行って研修を終えられたというところでありましたので、そういった観点から対応としては適切だったものというように捉えております。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） どうも結果ありきというような感覚で、職員レベルですと判断しているようですが、これが実質的に言えば議員各位に対しての時間的損失を与えた航路に変更されたわけですね。そういった観点からすると、職員の過失というように考えられますので、職員管理の総括者である町長からのこの事案に対しての所見をお伺いしたいと思います。いかがでしょう。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今回の旅費の補正というような件に関してのご質問であります、鈴木議員の言うのも分からないわけではありませんが、しかしながら、町で様々な行政団体も含めてであります、よく視察研修という機会があるわけであります。その中において、議会はやはりこのような目的を達成するためには、往復の旅費の不足部分について何とか町が対応しなさいというような受けとめ方というようになられているかもしれませんが、これは議会をある面においては優遇しなさいというように聞こえる場合もあるわけですが、町においては、そのような状況の中における旅費規程の部分も含めて、やはり町の担当職員が当初予算に沿った形での事業執行を行っていただいているというような受けとめ方をしているわけですので、そういった点をご理解をいただくしかないのかなと思います。

更には、旅程の変更ということにより、往復の運賃が変更になったという部分からすれば、私もしその出張等における旅程の中における変更という部分からすれば、まさに様々な状

況においては、気象条件とか、それから運行主体の時間の遅れとか、そういった部分における事情があれば、その状況によっての対応が必要かというように思いますが、先程来、総務課長、副町長からの答弁のとおり、しっかりと研修目的を果たすことができたということからする旅程の変更というのは、これはある面においてはやむを得ないという受けとめ方ということも必要なのではないかというように考えるところであります。

○議 長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2 番（鈴木淳士議員） 町長の答弁についても、その当初の研修視察行程表がありきで、それを実行するために必要な予算の措置が必要だったという問題点が十分理解されていないようで、行き帰り途中で突発的な事件が起きたにも関わらず、何とか計画どおりの行政視察を執行できた、その際に交通機関の変更が発生したというものと全く性質の異なる課題ということでは、もう一度よくこの問題点を理解していただきたいと思います。

これ以上議論しても進まない話ですので、一つだけこういった議員研修視察に関する予算計上については、非常にこれまで厳しい旅費の予算計上状態になっているわけですが、来年度の予算編成、これから始まるわけですけれども、来年度も議会の行政視察が行われるわけです。その予算編成のあり方について、今年度のようなボタンの掛け違いも甚だしいような事態に陥らないためには、どのような予算編成をすべきか、その所見について、総務課もしくは副町長の方から考え方を伺いできればと思います。いかがでしょうか。

○議 長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 今年度の予算編成のあり方に関しましては、各課の方にもすべて通達をし、なかなかこの厳しい財政状況の中で本当に効果的な事業と、それからまた場合によっては事業の縮小や廃止なども考えながら、その事業のあり方というものをしっかりと考えた上で予算要求をしてほしいということを伝えているところでございます。

財政当局といたしましても、なかなかそういった厳しい財政状況の中で、町の住民サービスを落とさずに運営していくためには、それなりの覚悟を持ってこれからの予算編成にあたってまいりたいというように思っております。議会の方からもそういった旅費、視察研修の旅費の要求等もあるかもしれませんが、その辺については内容を確認させていただいた上で、今後査定をさせていただきたいと思っております。

○議 長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2 番（鈴木淳士議員） ぜひ繰り返しの課題が発生しないような予算計上をお願いしたいと思っておりますので、対応をよろしくお願いいたします。

次の課題ですけれども、地域公共交通会議設置要綱、これについては先程ご答弁がありました。住民生活にはあまり関係ない、いわゆる行政手続上の問題であるので、例規集に載せていないということだったんですが、どういう観点から住民に関係ない行政内部の手続だというような考え方が出るのか不思議でなりませんので、改めてこの地域公共交通会議設置要綱の重要性について確認したいと思います。この設置要綱については、庄内町ですと平成19年、遊佐町は近年だったんですけれども、制度的には確か平成19年か20年辺りだったようなんですけれども、全市町村でこの設置、いわゆる公共交通会議を設置しな

さいというような国の制度になっていたようです。

この設置会議の構成員については、行政のトップである町長はもちろんなんですけれども、町民または利用者の代表者という構成メンバーになっていますね。併せて、運輸支局、それから送迎業務等を行う事業者、また県警とか学識経験者等、必要な方々で構成されるという組織になっておったようです。

たまたま町内会長との研修会があったときに、前の前の副町長が設置しているはずだというような説明もあったんですが、その場では言いませんでしたけれども、では、なぜ例規集に載せなかったのか。一般に公開できる仕組みというものが、この設置要綱を設置した段階で、一般の方々にも広く公開できる仕組みをとらなかったのかということまでは言及しませんでしたが、もしこれが例規集に載っておれば、私どもの議会もこれまで複数回デマンドタクシーが行政区から逸脱できないんだという説明を当局から何度も受けてきたわけなんですけれども、何とかなるのではないかということ、その町の地域公共交通会議を開くことによってご検討いただけないものかということ、別の視点で提案できたのに、これまでは当局からの答弁で、いわゆる山形県主体の地域公共交通会議、この辺ですと庄内総合支庁が責任者として運営しているわけですが、その会議ではタクシー業者等から猛反対があつて、いかんとも行政区を越えて運行することはできないという経緯できたわけですが、もう少し改善策が早い段階から対応できたのではないかということで、非常に忸怩たる思いをしているところであります。

こういった観点から、改めて答弁をいただきたいと思いますが、分かっているながらも、これまでこの地域公共交通会議設置要綱を例規集等に登載して公開してこなかった、その考え方について、前の企画調整課長であった副町長から、その経緯が一番今この職員構成の中では一番状況が分かっているかと思しますので、どういった考え方でこれまで進めてこられたものか、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 法令審査に関わる部分でございますので、総務課の方から少しお答えをさせていただきたいというように思いますが、そもそも先程の鈴木議員からのお話の中に、住民に関係のないというご発言があったんですけれども、町の要綱とか規程とかといったものが当然住民の方々に関係のあるべき事項でございまして、今回のお話の中では、その例規集に載せるか載せないかという部分で、住民に広く情報を公開するのかどうかといったような観点でございまして、その辺を誤解のないようお願いしたいというように思っております。

例規集にその要綱を掲載するかどうかということに関しましては、その要綱の性質による場所もございまして、法的にはそれを必ず載せるといった義務はないということはお存かというように思っております。そもそも町といたしましては、選別をし、その要綱が例規集に掲載することが必要なかどうかということをお考えた上で例規集に掲載しております。要綱をすべて例規集に、住民に関係があるからということですからすべて載せるということは非常に膨大な要綱がございまして、この地域公共交通会議の設置要綱だけではなくて、様々な会議

の設置要綱、これもそれぞれ住民と結びつく設置要綱になるというようにも思いますので、その辺は当時の担当者のレベルでの話し合いの中で、今回の要綱に関しましては、例規集には掲載をしないというように考えたものというように判断をしているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） 例規集に載せる数が膨大になるというような説明、その前段で住民に関係あるなしに関わらずというような設定だったかと思えますけれども、数が多いとか少ないとかということでの例規集への登載というよりは、私が問題にしているのは、公開性が必要だった項目ではないかということなんです。

つまりは、内部の行政事務処理要綱といった、本当に役場職員間での取り決めというレベルのものについて、これを細かく住民に知らしめる必要性は全くないわけですが、いくらかでも住民生活に関係する規定のあるものについては、これは公開すべきでしょうということを申し上げたい。まさにそのタイトルに載せております各般にわたる行政運営の適否ということなんです。正しい行政運営はどうあるべきかということをもう少し真剣に慎重に考えていただきたい。であるからこそ庄内の各市町村とも全部例規集に載せて公開しているという中で、三川町だけですよ載っていないのは。その辺の状況等を十分反省しつつ、慎重に考えていただきたいと思えます。

一番私の質問の趣旨で詰めていきたいのが、今回、私ども議会としても、この問題については提言書をまとめて町長に提出するというところで考えておきまして、デマンドタクシーの区域外の運行が状況によっては可能になるということでありましたので、ぜひ町長からもお骨折りいただいて、少なくとも鶴岡駅前、また酒田市では日本海病院辺りまで三川町から直通のデマンドタクシーが運行できるように進めていただければと思うんですが、町長の決意のほどを一言伺いたしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） この度の鈴木議員の質問の中においては、まさに適否ということについてのご質問であります。淳士議員からすれば、その適否についての最も正しい判断というのは淳士議員であって、否という部分の答弁というような形での受けとめ方にされているというようなことになるわけでありまして、その点においては今後もやはり議論を深めていかなければならないというように思います。

特に、今回のデマンド交通システムの運行事業については、本来はこれだけの全国的な過疎の進行の中における一番は地域公共交通である路線バスの運行路線が、年々路線の廃止によりまして非常に利用者にとっての大きな影響があるというようなことから、何とかそれを解消すべきということで、国の方にも何度となくこの改正を求めてきたところであります。しかしながら、本町のような非常に地域公共交通における路線バスにおいては、やはり鶴岡酒田線というのは運行会社の方でも赤字でも継続をするというようなことを言っているというように、今年度から鶴岡市、酒田市、本町がその運行に対しての支援を行っているところであります。

しかしながら、鈴木議員が言われるように、そういう面においては町民の日常の生活の不

便さということが当然だというように受けとめておりました、県、特に庄内総合支庁でも、このような点については、町としても様々な面の支援室の方からも協力を得ながら、何とか地域公共交通という部分に対してのデマンドタクシーの区域外、町外への乗り入れを何とか実現したいというようなことで、県の方からも様々な協力を求めているところであります。先日も、県の未来企画創造部長、市町村課長が本町に訪問していただいたという際にも、改めて県からの様々な協力を求めたところでありますので、その点については、鈴木議員のやはり住民の生活に必要なデマンドタクシーの運行に対しての更なる利便性の向上のために、町としてもしっかりと取り組んでまいりたい、このように思うところであります。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） 非常に前向きなご答弁をいただいてありがとうございました。本当に振り返りますと、10年来の課題というような問題でありましたので、ぜひこの機会に1歩でも2歩でも前進できるよう誠意ある対応をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、共催という取り扱いについての考え方についてなんですが、これは全戸配布になった終活大相談会というチラシなわけですが、確か10月、この実施は先日11月30日日曜日に行われたイベントですけれども、このチラシそのものは10月15日ころの広報と一緒に配られてきたものかと思いますが、これを手元で見ましたときに、庄内終活を考える会、これの代表者が行政書士1個人、1個人の行政書士、阿蘇さんという方でのチラシということからして、三川町がなぜ共催、共催というのはともに主催団体として責任を負うという意味合いなんです。共催という言葉は、後援とは異なるんですね。にも関わらず、ちょうど真ん中に共催三川町それから三川町社会福祉協議会というようなことで配られてきました。通常、共催というようなことについては慎重な判断を行った上で決定するものというように考えておりますけれども、まず最初に担当課長、またこの案件については総務課長、そして副町長、最終的には町長の決裁を受けた上で共催を認可したと思っておりますが、その際にこの事業について共催するという点について、どのような分析と判断をなされたものか、お伺ひしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 終活大相談会の共催に関するご質問でございます。まず、この共催につきましては、先程一行政書士がということでお話がありましたけれども、まずは行政書士は窓口というか代表になっているだけでして、実施しているのは庄内終活を考える会という団体になります。この団体には、行政書士はじめ司法書士、理学療法士、ファイナンシャルプランナー、場合によっては弁護士、遺品整理事務等の専門で業務を行っている方、こういう方々が一堂に会している団体と理解しております。共催承認の申請をいただいたときも、申請書と併せまして事業計画書、そして構成員名簿で終活を考える会の会則というのを頂戴しております。その中では、その会の活動内容としては、終活に関する講演会、相談会、また終活に関する情報提供、その他目的を達成するために必要な事項ということでありまして、まずは個人の活動ではないというように捉えております。

併せまして、三川町の方には、三川町共催等事業に関する事務取扱規程というものがござ

いまして、その中で共催の定義としましては、事業に参画し、主催する団体と町が共同の責任を持って事業をするものという記載がございます。今回、議員のお手元にありますチラシにも記載してあるんですけども、相談メニューの中に一つ、町の健康福祉課コーナーというものも設置しまして行っているんですけども、それもチラシに明記しております。そういう面では、一後援に関わらずともに開催するような形で行う方がより事業効果も高いと思いましたが、何しろこれだけの資格を持った専門家が一堂に会して、それを無料で行っていただけるというものはないものですから、これは非常に有益だと判断しまして、一緒に開催したいというところで共催としたところであります。

○議 長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2 番（鈴木淳士議員） イベントの存在そのものを否定しているわけではなくて、こういった民間主体のイベントを数多く開いてもらえるというのは、これは住民にとっては非常にメリットが大きいということは誰しも思うところでしょうし、それを否定しているわけではなくてですね、私、共催、今、課長の説明にもありましたんですが、きちんと三川町で共催という、もしくは後援する場合の取り決めについて、先程来、規程規則というようなことについての取り扱いを様々確認させていただいているわけですけども、この事例ですと、三川町共催等事業に関する事務取扱規程というものがあって、これは例規集に掲載になっておりますので、誰でも見ることができるという話です。

これはなぜそういうようにこの規程までも設置しているのか。共催する、後援するというものを取り決めしているのかということについては、個人的な利益誘導を行政が後押しすることは不適切ということから、きちんとどういった条件が整った場合に後援、共催ができるのかということを謳っている、規定しているわけですけども、その規定の中では、福祉の向上、普及への寄与、かつ町政推進上有益であるもの、併せてここが問題なんです、営利または売名を目的としないものという基準が明確に規定されております。主催者となる事業実施体となる者が公益法人もしくはこれに準ずる団体や福祉等の諸団体というように明示されているわけですし、いくら説明があった、このチラシにも載っていますが、行政書士以外の社会福祉士とか司法書士、弁護士等の肩書も載っているようでもありますけれども、これはそれぞれの職種の方々が集まっているというだけのことであって、公益法人もしくはこれに準ずる団体というようにどこが認められるのかという問題なんです。

これと似たようなイベントが実は10月25日、行政書士フェスタということで、山形県行政書士会という公的な組織が主催となって山形市で行われております。これについては、さすがに後援に山形県当局、それから開催地である山形市が後援団体ということで実施されているわけですが、これとこれは全く性質の違う団体が行っているということでありまして、単純にイベント内容がいいから住民にとってメリットがあるというようなレベル、これは誰しも認める話なんです、こと三川町という名前を表に出す、後援もしくは共催ということについては、先程も言いましたが、後援以上に共催となりますと、ともに主催する責任のある立場ということになるわけですし、非常に重い判断が求められるというように考えられます。

これについては、先程も確認しましたがけれども、総務課長を経て副町長、町長が決裁して、共催でよしということ判断されたと思いますが、この内容についてどういった決裁する際にどのようにお考えになられたか、何度もすみませんが、副町長からの考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 佐藤副町長。

○説明員（佐藤 亮副町長） 今のご質問の中で、議員、決裁区分、町長までというようなお話がありましたが、庁内での文書決裁に当たりましては、ある一定の決まりをもって決裁をしており、今回の決裁については残念ながら総務課長までというようにはなっているんですけども、そういった中で健康福祉課長が今回のイベントの内容を説明したとおりでありまして、今回実施されるのは無料開催というようなところがありましたし、町としてもこのイベントの中で健康相談を実施するというところで、住民の方々が今抱えている問題や不安などについて、少しでも解消できればいいというような判断で、この事業の共催ということを判断したところであります。

今回のこのイベントについても、場所も限られていますし、時間も限られておりますので、ある限られた人数の方しか来場できなかったものというようには捉えております。この相談をきっかけに更に相談をしたいとなれば、当然、弁護士なり行政書士なり、様々な資格のある方に相談をすれば、それは当然有料になるというところをご理解いただけるかと思いますが、そのきっかけとなるイベントとしては、町の住民の方々が普段抱えている部分がある程度緩和できるものというような観点からの事業であり、その点については共催でいいというような判断に至ったものというように捉えております。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） 問題の重さというところが十分理解されているのか、少し疑問に思うんですが、こういったイベントを住民の皆さんに広く紹介する。いわゆる広報紙等に掲載するとか、結果的にはこのビラを全戸配布したというようなことであって、町民の皆さんに周知を図るというような行政処理としての後押しをするという問題と、この事業そのものを共同で主催する、開催するということは全く重みが違うということを申し上げているわけですが、その辺について、三川町行政という運営については、町民各位はじめ町内の事業所にも大きな影響を与える行政という性質のものでありますので、町が箸を上げ下げする、もう少し専門用語で言えば、行政執行を行うことによって有益を受ける町民もいれば、逆に不利益になる町民も発生するわけです。そういった面では、行政運営には慎重な対応が必要であって、十分熟慮した上で判断するということが本来の行政のあり方だと思います。今後三川町を汚すことのないような行政運営を求めるといふ意味では、慎重な対応を求めてこの質問は終わりたいと思いますので、今後の対応に期待したいと思います。

次の質問については、時間も限られておりますので所見だけお伺いできればと思うんですが、高齢者世帯へのエアコン設置については答弁にもありましており、すでに自費で数多くエアコンを設置したというようなことだったようであります。それは私も様々各方面から聞いておったんですが、であるならば、数年前に私が質問したときに、最初に質問を、高齢

者世帯への補助事業を実施すべきではないかというところがそのままになった形で、今年の夏の非常に痛ましい事故が南の地域の方では発生したわけですが、いつ庄内にも猛暑が襲いかかってくるか分からないというようなところもありますので、対象件数は少ないまでも、子育て支援の町と同様に、三川町は高齢者福祉の町という意味ではぜひとも必要な事業ではないかということで、改めて提案させていただきましたのですが、何とか予算の確保、対象世帯数も少ないというようなことであれば、確保すべき予算額も低額で済むのかなというようなことも考えられますので、町としての姿勢を示す意味でエアコン設置補助制度を実施してみるという考えはないものか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 高齢者世帯へのエアコン設置の補助の提案でございますけれども、町長答弁でもありましたとおり、町では今現在、まずできることとしまして、町内会公民館をクーリングシェルターとして開放を提案したり、その経費に対する支援というのは町の方でも実施するということでの提案等を行っているわけでありまして。引き続き可能な支援を図ってまいりたいというところはありますので、個人のエアコン設置に関わらずとも、町でもできることというのは考えていく必要があるのかなとは思っています。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） 確かに今説明がありましたとおり、公民館に皆さんが集まって楽しい会話をしながら涼むという方法も有益な方法だなというように答弁をお伺いしてはあったところですが、こと問題は夜間なんです。夜になっても温度が下がらないというような状況から、こと私も近づいているのかもしれませんが、高齢者になると体温管理ができなくなるというようなことから、夜中に発熱するというようなところもあって、敢えて夜間もエアコンをとめずに就寝するようというふうな方針が打ち出されていたと思いますので、まずは前向きに検討をお願いしたいと思います。

最後に論語についてであります。私も勉強不足の中でこの論語というものをどこまで取り上げて考えるべきかというような部分については、あまり強く意見を申し上げられるような立場にはないところですが、行政視察先でお邪魔した壬生町では、こういった「壬生論語古義抄」というような冊子を作って、広く町民にもアピールしているというようなことで、先程町長答弁にもありましたのですが、道徳観というようなものについては非常に崇高な考え方が整理されているわけです。これをなぜここで論語というものを引き出してきたかといいますと、最初の質問させていただいた行政運営の適否についてという行政運営全般にわたる考え方、心構えという意味で、論語というものを一つ参考にするということも、これからの充実した三川町行政展開に有効なのではないかなというように考えられましたので、一般質問に提言させていただくことにしました。

鶴岡市では、親子で楽しむ庄内論語というようなことで、これも冊子が頒布されているということで、致道館の方に定期的に集まって論語を勉強するというようなことであったようです。残念ながら私は参加したことはないものですから、これ以上の説明はできないところですが。一昨日の一般質問でも、三川音頭を職員と議員が一緒になって広げましようよと、

再発掘しましょうというようなご提言もあったわけですが、この論語について、職員と議員も一緒になって学び合うということも一つの行政展開にとっては有益な活動になるのではないかなというように思ったところですので、町としての論語についての考え方をもう一度ご答弁いただければと思います。

○議長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 論語について、私も詳しく論語のことをすべて把握しているわけでもございませんので様々論語というものについて概要的に聞いた中での話になってしまいますが、特に論語を否定するわけでもありませんし、町といたしましては、論語で非常に有意義な部分を取り入れながら行政運営に取り組んでいく、また、学校教育等の中でも必要な部分については取り組むということは、それはそれでよろしいことかなというようにも思うところでございます。

壬生町での論語に対する取り組みということで、非常に行政視察研修の効果というか、その効果があったのではないかなというようにも感じるところでございますし、今後もそういった行政視察等で先進的に行われている地域の様々な取り組みについてご報告をいただきながら、今後の行政運営にはぜひ参考にさせていただきたいなというように考えているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 以上で、2番 鈴木淳士議員の質問を終わります。

○議長（町野昌弘議員） 暫時休憩します。 (午後 1時58分)

○議長（町野昌弘議員） 再開します。 (午後 2時20分)

次に、9番 鈴木重行議員、登壇願います。9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員）

1. 企業版ふるさと納税について

1. 近年、企業版ふるさと納税による企業から自治体への寄附金額、件数がともに大きく増加している。制度の概要と本町での取り組みの現状、今後の取り組み予定について伺う。

2. 寄附の募集においては企業へのPRが重要と考える。企業とのマッチングや事業のPRの仕方について見解を伺う。

2. 農業振興策について

1. 将来の農地利用の姿を明確化した「地域計画」が3月までに策定された。県内では農地の3割が後継者未定となっているが、本町の将来像について伺う。また、「地域計画」は策定にとどまらず、毎年の更新により完成度を高めるべきと考えるが見解を伺う。

	<p>2. 少ない担い手で農地を維持するには、圃場の大区画化やスマート農業の導入等による効率化、省力化が必要と考えるが見解を伺う。</p> <p>3. 本町の地域農業を持続可能にするための中長期的な農業政策の方向性について見解を伺う。</p>
3. 災害時におけるトイレ環境の整備について	<p>1. 東日本大震災や能登半島地震の教訓から、大規模災害時の避難所においてトイレ環境の整備が重要とされている。停電や断水時にも利用できる災害用トイレの整備状況について伺う。</p> <p>2. 災害に備えた家庭での食料、水の備蓄とあわせて非常用トイレの備蓄も推奨すべきと考えるが見解を伺う。</p>

令和7年第6回三川町議会定例会において通告に従い質問します。

質問事項1、企業版ふるさと納税について。

近年、企業版ふるさと納税による企業から自治体への寄附金額、件数がともに大きく増加しています。制度の概要と本町での取り組みの現状、今後の取り組み予定について伺います。

寄附の募集においては企業へのPRが重要と考えます。企業とのマッチングや事業のPRの仕方について見解を伺います。

質問事項2、農業振興策について。

将来の農地利用の姿を明確化した「地域計画」が3月までに策定されました。県内では農地の3割が後継者未定となっていますが、本町の将来像について伺います。また、「地域計画」は策定にとどまらず、毎年の更新により完成度を高めるべきと考えますが見解を伺います。

少ない担い手で農地を維持するには、圃場の大区画化やスマート農業の導入等による効率化、省力化が必要と考えますが見解を伺います。

本町の地域農業を持続可能にするための中長期的な農業政策の方向性について見解を伺います。

質問事項3、災害時におけるトイレ環境の整備について。

東日本大震災や能登半島地震の教訓から、大規模災害時の避難所においてトイレ環境の整備が重要とされています。停電や断水時にも利用できる災害用トイレの整備状況について伺います。

災害に備えた家庭での食料、水の備蓄と併せて非常用トイレの備蓄も推奨すべきと考えますが見解を伺います。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木重行議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の企業版ふるさと納税について、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。企業版ふるさと納税は、正式名称を「地方創生応援税制」といい、企業が地方公共団体の行う「地方創生事業」に寄附をすることにより、税制上の優遇措置を受けられる仕組みであります。この制度は、企業が寄附した金額の最大約9割に相当する額が、法人関係税から軽減され、企業の地方創生への参画を促す重要な税制措置として、全国の自治体において活用が拡大しているところであります。

本町でも、年度途中でありますが、今年9月から企業版ふるさと納税に必要な手続が整ったところでもあります。寄附の募集にあたりましては、企業と自治体は互いの持つ情報やニーズについて十分な理解が少ないことから、地方銀行やコンサルティング会社などの外部支援機関を仲介役として、ビジネスマッチングに取り組むことにより、ふるさと納税に関心のある企業の紹介や、企業側への取り組み説明、申請手続の支援サポートなどを行っていただくことを考えております。

以上のように本町では、ようやく実施条件が整ったところであり、今後の寄附申し込みを期待しているところであります。

質問事項2の農業振興策について、1点目から3点目までのご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

本町では、農業者の高齢化が進行しており、今後10年程度で離農者が急増し、農業者数が大幅に減少することが見込まれております。地域計画の策定にあたり実施したアンケート調査では、対象者の約75%が回答し、そのうち64%が後継者不在としており、状況は極めて深刻であると認識いたしております。米価の高騰もあり、ここにきて新規就農を志す若者からの相談が増えてきておりますが、離農者数を補える状況にはなっていないのが現状であります。

農業者が減少する中において、本町農業の持続的発展のためには、「農業所得の向上」や「農業者の育成・確保」と併せて、「作業の効率化・省力化の推進」や「農業インフラの抜本的見直し」などを行うことが、不可欠であると考えております。

特に、「作業の効率化・省力化の推進」につきましては、議員のご指摘のとおり、限られた担い手で本町の農地を維持していくため、農地の集積・集約化を進める必要があります。作業の効率化や省力化に繋がる圃場の大区画化やスマート農業の導入などについて、引き続き国や県、土地改良区などと連携して取り組んでまいりたいと考えております。

また、「農業インフラの抜本的見直し」につきましては、次世代に過度な負担をかけず、営農継続できる環境を整備することが重要でありますので、特に圃場の基盤再整備や共同乾燥調製施設の再編・統合などについて早期に議論を進める必要があると考えております。そのため、将来の農地利用の姿を明確化した「地域計画」について、これまでも地域において話し合いが行われてきましたが、地域が抱える課題や解決策、農業の方向性などを農業者のみならず、地域全体で話し合い、共有して、計画を定期的に見直ししていくことが

必要であると考えております。

農業集落において、将来展望を持って幅広い世代が話し合いに参加し、議論がなされているのか、また、地域計画の内容がどれだけ地域に理解されているのかという点については、まだまだ課題が残るところもありますが、今後も地域での話し合いを重ねながら、農業者の考えやニーズを把握し、本町の農業が次代に繋がる産業として継続できるよう、中長期的な視点をもって施策に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

質問事項3の災害時におけるトイレ環境の整備について、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

本町において停電や断水が起きた場合でも使用できる災害用トイレとしては、現在86基を備蓄しております。このトイレは内部に取り付ける衛生用の袋を交換することで、1基につき20回から50回使用でき、交換用の袋の在庫数から4,400回分の排泄に対応することが可能となっています。

しかしながら、本町の地域防災計画で想定している最大避難者数と、内閣府が示す基準を比べますと上下水道の被害状況によっては不足することが予想され、また、被災者が必ずしも指定避難所に避難するものではないということを考慮すると、各家庭における備蓄も必要であると考えられるところであります。つきましては、今後、食料や水などの備蓄と併せて、自宅や車、職場等へ非常用トイレの備蓄も勧奨してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 丁寧な説明をいただきました。順を追って再質問をさせていただきたいと思います。初めに、企業版ふるさと納税についてであります。今回、企業版ふるさと納税について質問するわけではありますが、実は2回目でありまして、令和4年3月議会におきまして、ぜひ本町でも寄附受け入れに取り組み、地域活性化に繋げるべきと提案してまいったところでありますが、実現には至りませんでした。今回は先日の補正予算にもあったとおり、寄附受け入れの見込みがあるということで計上されておりましたところを見て、寄附受け入れの準備が整ったというようなことでありますので、できるだけ多くの寄附が集められるように質問したいと思います。

概要については説明がありました。企業版ふるさと納税は、平成28年に都市部に偏る企業の税収を地方に移したいといった背景により始められまして、ふるさと納税のような返礼品も必要なく、ダイレクトに町の財政運営の一助になるものと考えます。本来の計画では、令和6年までの時限措置であったものが3年延長され、令和9年までの制度とされていると認識しております。

令和6年度の実績が政府によって公表されておりますが、寄附金額、寄附件数とも大きく増加しており、過去最高になっているということでありました。企業の認知度が上がったこと、また、法人事業税の控除が9割に引き上げられたこと、そして各自治体のPRが功を奏しているものと思います。

本町でも今年度9月から企業版ふるさと納税の受け入れを開始するということですが、残

りの2年、ぜひ多くの企業から共感を得るよう取り組んでいただきたいと思います。企業から共感を得るには、具体的な事業を示して企業へPRすることになるかと思います。町の特色を出して、企業から共感される寄附に繋がるものと考えますが、寄附募集にあたってのコンセプトやPRのアイデアについて見解を伺います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 企業版ふるさと納税の寄附を募る方法として、現在考えていることに関しましては、まず一つ目としましては、町の事業内容を分かりやすく発信すること。二つ目として、企業へ直接働きかけること。そして最後に、外部の専門機関と連携することということで考えております。

町のホームページや資料で事業の目的を丁寧に説明しまして、企業に関心を持っていただける情報発信がまずは大切かと思っております。また、町と関わりのある企業や金融機関等を通じて個別に寄附をお願いすることも考えております。先程の町長答弁にもありまして、関係機関と連携し、幅広く企業にアプローチする取り組みが重要だと考えているところであります。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 町長答弁におきましても、コンサルティングであったり仲介業者を介しての紹介、また町からの直接の働きかけを行っていくというようなお話でありました。ポータルサイト等もあるわけでありまして、そちらの利用等も積極的にしていただきたいと思いますし、積極的なPR、また魅力的な事業立案に努めていただければと思います。

10月に行政視察に伺いました栃木県の壬生町、先程も出てまいりましたが、企業版ふるさと納税を原資に、中学生の英語教育として、ネイティブとの毎週のオンライン英会話、英語検定の受験費用の負担、また、海外派遣事業を行っておりまして、英語力が向上していると、その効果を伺ってまいりました。特に夏休みを利用した中学生の海外派遣事業というのは、本当に独自事業として有効に活用して展開していることを目の当たりにしてまいりました。

計画元となります、まち・ひと・しごと創生総合戦略、いわゆるMターン戦略が今年度いっぱい終わるということで、次期Mターン戦略の策定に取りかかっていることと思います。魅力的な事業の立案といったことが先程答弁にありましたけれども、それには地域再生計画への反映を考慮したものになっているかどうか、また、企業版ふるさと納税を想定した計画となっているのかどうか、策定状況についてお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） まず、この地域再生計画というのは自治体、三川町で言えばMターン戦略になるわけですが、その総合戦略に沿った内容であることが要件であるということがまず大前提であります。そういった中で、総合戦略で掲げた重点施策や目標を具体的な事業に落とし込み、企業からの寄附を誘導するのがこの地域再生計画という作り込みをしているところであります。

ご質問にありました企業版ふるさと納税を見込んで計画を作っているか、総合戦略を作っ

ているかというお話でしたけれども、やはり総合戦略は人口増加に重点を置いた目標であるので、そこでイコールには当然ならないんですけれども、やはり住んでいただけるまちづくりであったり、住んでみたいまちづくりであったり、そういったところがやはりまちづくりの重要なことであると思いますので、そういったことを含めて総合戦略の方も見直しをしながら地域再生計画にも反映させていきたいというように考えます。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 本来の目的であると思われるポータルサイトを拝見しますと、本町の地域再生計画が掲載してあります。現状の地域再生計画の目標値を見ますと、現状維持といった数値が載っているわけでありまして、これが果たして企業から見たときに魅力的に見えるかどうかといった部分があるかと思えます。

現状に即したことから言えば、減少を抑えて現状を維持するのも大変なことではあるかと思いますが、町の施策としては、やはり増加策に転じるようなことが、企業から見る寄附に値するような魅力的な施策になろうかと思えますので、その辺も考慮して計画策定にあたっていただければと思います。

更に、制度の概要を見ますと、事業への支援の他に人材派遣型の寄附もあるようでございます。企業が人件費相当額などを地方公共団体に寄附として負担した上で、社員を地方公共団体に派遣し、社員は地方公務員として働き、地方創生の取り組みを進めることで、企業側は税の軽減を受けられるという制度だそうで、人材派遣型の寄附制度を利用する企業も増えているということでした。

本町でもこの納税制度を最大限活用しまして、寄附金だけでなく企業からの人材を受け入れ、民間のノウハウを取り込むべきと考えますが、人材派遣型の活用のお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） この企業版ふるさと納税には、今議員おっしゃったように、現金寄附型に加えまして、今お話がありました人材派遣型という方式もございます。人材派遣型に関しましてはご説明もありましたので、ここは省略しますが、メリットといたしましては、行政側で言えば専門知識の活用であったり、来ていただいた社員の方が即戦力となって効果を発揮するだとか、そういったメリットがあるかと思えます。一方で、企業側のメリットといたしましては、やはり社会貢献が明確化するだとか、社員のスキルアップに繋がるだとか、そういったお互いの双方のメリットがある一方で、デメリットといたしまして、町で言えば受け入れ体制を作らなければならない、また、受け入れ体制を整えた後の職員間の業務調整であったり、そういった負担とございますか、そういったものも考えられるかと。一方で企業側のデメリットといたしましても、社員の負担であったり、実際に社員の方から町に来て働いていただいたときに、町で言えば地域課題の解決を主に手伝っていただくわけだと思うのですが、そういった際に成果が見えにくいだとか、そういったデメリットも考えられるかと思えます。

そういった相対効果とございますか、費用対効果だとか、様々なそういった部分を総合的に判断していかなければならないというように思っています。まだ実際に条件がやっと整った

ばかりですので、今後そういったことも含めながら検討してまいりたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 人材派遣型も総合的に考えなくてはいけないということで、課題も残るというようなことでありました。先日の同僚議員の一般質問にもあったように、デジタル人材の登用といったことに関して見れば、やはり民間の専門職のノウハウといったものは町の職員には持ち合わせない有意義なものだと思いますので、ぜひ検討をいただくとともに、企業側から、例えば人材を派遣したいというような声かけがあるかもしれませんので、その際に備えて検討いただければと思います。

次に、企業とのマッチングについてお伺いします。先程も直接企業への働きかけも有効なものではないかといった答弁があったようでありました。要件によれば、本社が所在する地方公共団体への寄附は対象にならないというような制度であるということでした。ちなみに、町内に事業者というものはどのぐらいあるものか。そのうち本社ではない支所、営業所というものはどのぐらいあるか、分かればお伺いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 三川町にある企業数を調べましたところ290社というところでございました。その中で、三川町に本社があるのが138社、三川町に営業所としてあるのが152社ということで把握をしております。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） これだけの事業所があるということで、先程来Mターン戦略、また立地条件から見ると、鶴岡市、酒田市の勤務圏、通勤圏であるというようなお話もたびたび出てきているわけですが、Mターン戦略を見れば、日中の昼夜間人口比率を見ますと、町から町外へ働きに出る人よりも町外からこの町に働きに入ってくる人の方が多いということで、また、庄内地区では周辺自治体よりも高い数字になっているということでありまして、考え方を考えれば、職場、働き場の多い町なのかなと思っております。

この制度、企業版ふるさと納税でありますけれども、この町の持つポテンシャルを發揮できるような制度になるのではないかなと思っております。というのも、山形銀行が隔年で発表しております民力調査というものがあるそうですけれども、それによりますと、一人当たりの民力水準というのは、三川町が県内の自治体でトップというようなことが公表されておりました。民力とは、生産、消費、文化等、地域社会の持つエネルギーを総合的に捉え、市町村単位で見たものだそうでありまして、

町長にお伺いしたいと思いますけれども、このポテンシャルを生かすためにも、町内にいる企業のうちの支所、営業所、152社あるそうですけれども、この本社は町外にあるわけでありまして、なかなか縁もゆかりもない町に企業が寄附するというのは難しいことかと思っております。この支社があるということの結び付きで町外にある本社に対してトップセールスを行っていただきまして寄附を募るといったことを展開してはいかかかと思っておりますけれども、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいまの鈴木議員の質問のように、本町が民間企業等からの様々な支援をいただいているというようなことから、これからの企業版ふるさと納税ということで、どれだけの関係というものを構築していくかということは、やはりトップセールスというのは欠かせないものだというように思っております。

幸いなことに、本町の企業においての町との関係からいたしますと、出羽商工会あるいは鶴岡商工会議所、酒田商工会議所等への様々なネットワークというか、そういったものが非常に強い部分がございます。そういったことで、今までも何度となくそういう企業からの紹介というようなこともありましたので、これはやはり言われるように、支店あるいは営業所等ということとの、その企業の本社等の繋がりということは、当然町としての積極的な誘致等も含めた関係構築のために民間企業の方にも出向くというようなことでのトップセールスの必要性は十分感じているところであります。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 町長からも理解をいただいたということで、ぜひトップセールスをお願いいたしまして、できるだけ多くの寄附を募っていただければと思いますし、望郷みかわ会等もございますので、そういった際にもチャンスを最大限に生かせるようにしていただければなと思うところであります。

次に、農業振興策についてお伺いします。先日の山形新聞11月29日付の一面にショッキングな記事がありました。この5年間に県内の農業従事者が22.9%減少したと。減少率も拡大しており担い手の減少に歯止めがかかっていないというのが、今年度の農林業センサスによって浮き彫りになったというようなことであります。また、国全体で見ましても、前回の調査から25.1%減少しまして、減少率も過去最大となっていることという報道がありました。資材費の高騰や近年の猛暑で高齢者を中心に離農が進んでおり、定年延長や企業の再雇用で定年後に就農する人も減っているのが要因とされているところであります。

初めに、町の農業者の現状をお伺いしますが、認定農業者の平均年齢と将来を担う若手農業者、20代、30代、40代、それぞれの農業者の数をお伺いできればと思います。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） まず最初に、認定農業者の平均年齢について説明いたします。認定農業者の平均年齢につきましては、今年の12月1日現在で62.91歳となっております。こちらにつきましては年々上昇しております。今年、令和7年4月1日現在では64.19歳でありましたが、その後、離農者、今年に入りまして7名ほど出ておまして、平均年齢が下がったというような形になっているところでございます。

また、農業従事者についてであります。20代が1人、30代が5人、それから40代が35人、20代から40代の計で41人というようになっているところでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 認定農業者の平均年齢としての62.91歳は全国的に見ればやはり若い方なのかなど。また、答弁にありましており、その要因としては高齢農家が離農された

ということで少し下がったのかなと思います。しかし、若手農業者がいないというのは大きな課題になるのかなと思います。

後継者育成というものは非常に重要なことと思うところではありますが、このままのペースでやはり農業者が減少していくということが予想されている中で、担い手不足といったものは大きな課題になるかと思えます。町の考えをお伺いしますけれども、このまま担い手がいなく農業が衰退した場合、住環境をはじめとする環境にどのような影響が出るとお考えか、見解をお伺いします。

○議 長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 住環境の方にどのような影響が出る可能性があるかという質問でございました。担い手も不在となりまして、農業が衰退した場合、農業の耕作放棄地が増え、そして農業の生産性が低下し、経済が縮小し、本町の税収も下がっていくことに繋がると想定しておりますが、一番影響が出るものとしたしましては、当課としましては、多面的事業ではないのかなというように思うところでございます。

農業者が減少するということによりまして、農業者が担ってきた農地や水路の維持、それから住宅地周辺の草刈りや側溝清掃といった多面的事業を担う人材が不足してしまう。結果として生活インフラの管理水準が低下することが懸念されると考えるところでございます。

これらは地域の安全性、それから環境保全、景観の維持等にも影響し、病害虫が発生したり鳥獣被害が発生したりなどと、住民生活に負の連鎖を引き起こす可能性も十分想定されるのではないのかなというように考えるところでございます。

農業がいかに日常生活に大きな貢献をしているのか。特に農業を基幹産業とする本町においては、農業が衰退しないように対策を講じていかなければならないのではないかとというように考えるところでございます。

○議 長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9 番（鈴木重行議員） 春先の米騒動の際に、米不足と同時に将来の担い手不足といったものにスポットライトが当たりまして問題になったのは記憶にも新しいところであります。今、課長から答弁があったとおり、農業者においては生産活動の他にも環境保全活動が行われてきた。多面的機能が失われていくのではないかとといった、危惧されるという町側の考えもそのとおりだと思っております。やはり耕作放棄地といったものは何としても出してはいけないものと思っておりますし、生産者がいなくなった場合、今度は誰がするのか、誰が管理をするのかといった問題も出てくるとお思いますので、何としても耕作放棄地が出ないような担い手の確保といったものが望まれるのではないかとお思います。

そのための地域計画ということになっているのかと思っておりますが、県内では3割の農地の後継者が未定となっている中で、本町の地域計画の協議の場に参加された農業者の話では、10年後のことは農業を行っているかも分からない。地域計画を作れば10年後の農業を守れるのかといった意見も聞かれました。私としても、この地域計画に期待したい反面、実効性には大きな不安も持っております。ただ、現状を的確に把握して、将来を見つめ、今から何ができるのか、将来に引き継ぐために何が必要なのかを検討する時期になっていると思いま

す。

目標地図は地区単位で策定されているところでありまして、やはり集落単位で現状に基づいた地域計画、目標地図の更新を行うべきと考えますが、見解をお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 地域計画について、目標地図につきましては、昨年度策定しましたけれども、地区単位で作成をしたところでございます。地域計画は本町で一つということになっておりますが、各集落での話を進める上で細分化し、目標地図を作成したところでありまして、実際にアンケート調査を行ったところ、実際に出し手と受け手のマッチングができなかったということで、本来であれば集落単位で目標地図を作成すべきもので、その目標地図をもとにして地域で話し合いが行われるところが理想だと思っておりますけれども、実際にはそこまで至らなかったというような状況かと思っております。

今後につきましては、アンケート調査等を実施し、できるだけ地域での話し合いに活用できるように、目標地図の方、地域計画と併せて整備をしていければなというように思うところでございます。

地域計画につきましては、生き物のようなものだと思います。将来の農業の姿を具現化するために、地域とともに地域計画を育てていく姿勢で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） これからアンケート調査を行ってというようなお話でありました。やはりこの収穫後のこの季節ですね、農閑期というより、この季節にしっかりと協議、話し合いを持ってブラッシュアップすべきと考えているところであります。

地区全体での地図ではやはり把握しづらいのかな。やはり町内会、生産組合単位で詳細な情報を得た上で地図に落とし込む、それをまた地区の目標地図に落とし込んだ方が、より正確な地図が作成されるものと思いますので、ぜひ早めに動いていただきまして、そうでないと来年の作付計画が始まっていきますと、また忙しくなってしまうので、この冬の間できるだけ進めていただければなと思うところであります。

次のスマート農業と圃場の大区画化についてお伺いします。まずは、スマート農業の推進についてお伺いしますが、町内の農業者の年齢構成が高いことから、今後、農業の労働力不足は加速度的に進行していくものと考えます。それを補うスマート農業については、労働力を補うだけでなく、働き方にも大きな影響を与えるものと考えます。

町内においても、ドローンを活用した薬剤散布やGPS等を活用した自動操舵システムの導入も始まっております。ICT技術を取り入れるための支援、スマート農業推進への見解を改めてお伺いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 本町におきましては、これまで国の補助金である農地利用効率化等支援事業、また、産地生産基盤パワーアップ事業などを活用して、大型で高機能なトラクターやコンバイン等の導入を支援してきたところでございます。また、本町独自の補

助事業である新農業所得構造改革推進事業におきましては、これまでレベリングシステムやGPSナビキャスター、それから自動操舵システムやドローン、水田の水位センサーなどといった農業機器に対しても経費の一部を支援してきたところでございます。

その中でも、導入した農業者には追跡調査を行いまして、場合によっては直接聞き取り等を行いまして効果を確認しているところであります。作業時間の短縮や作業精度の向上、労働負担の軽減など、一定の効果があつたと報告を受けているところでございます。特に、圃場の均平等の作業、また水管理の自動化などにつきましては、農地の集積・集約化の中で大変大きな助けになったということで報告を受けているところでございます。そして、何よりも農業機械が高騰する中で、老朽化が進み、更新を余儀なくされる中で、補助金を活用して購入費を抑えられたことが一番大きいとのことでありました。物価高騰が進む中で、農業者の営農意欲の向上に繋がるよう、引き続き支援をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 町としても、これまでも様々な導入支援を行ってきたということでもございました。一口でスマート農業と言っても、近年の技術革新において多様化しておりまして、栽培データの活用や温度管理の制御、自動運転、センシングやモニタリングなど可能になっているところであります。自動運転に必要な位置情報を補正するRTK基地局を、例えばですけれども、役場の屋上に設置して、誰もが利用できるスマート農業の環境整備の構築など検討いただければと思います。

今、答弁にもありましたとおり、スマート農業の導入には初期費用が非常に大きいということで、効果が大きい反面、課題が大きく残るところであります。一部の支援は行われているということではありましたが、先程の企業版ふるさと納税等を活用いただきまして、更なる導入支援を検討いただければと思うところであります。

次に、圃場の大区画化についてお伺いします。町内の圃場についてですけれども、古いところでは圃場整備から50年近く経過しておりまして、水田では水持ちの悪い圃場、また暗渠排水の機能の低下、パイプ灌漑の地域では施設の老朽化による修理の負担も大きく、将来へ引き継ぐ環境ができていないと感じられます。町では、圃場をはじめ農業施設の老朽化といったものをどのように認識しているか、また、再圃場整備への見解をお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） ご指摘のとおり、農業後継者不在が進む中、老朽化した農業施設や約半世紀前に整備された圃場などを次世代にそのまま引き継がせることは、将来の担い手にとって大変負担でありまして、地域農業の継続に支障を来すものと認識しているところでございます。

まず、共同乾燥調製施設であります。JA全中、全国農業協同組合中央会の調査によれば、全国の施設の75%が今後5年間で耐用年数を迎えるとされておりまして、共同乾燥調製施設の耐用年数につきましては、国税庁が定める法定耐用年数は17年、国土交通省のガイドラインでは約15年で修繕、30年で交換が推奨されているところでございます。また、

メーカーが明記する耐用年数につきましては20年から25年とされている中で、本町の共同乾燥調製施設につきましては、いずれもすでに30年以上が経過しているということであり、早急に更新、統合が急がれるものと認識しているところでございます。

しかしながら、本町に三つの施設がございますが、施設ごとに利用組合も存在し、経理方式も統一されていないということから、また、施設の利用者の年代層や施設を維持するという意識の違いから、将来を見据えた議論が進んでいない状況にあると伺っているところでございます。

鶴岡市ではJA管内の八つの共乾施設の統合が昨年決定されたところでございますが、統合に向けた話し合いに10年の期間を要したということで聞いております。将来を見据えたできるだけ早い話し合いを進めることが望ましいものと考えているところでございます。

また、圃場の大区画化につきましては、国の令和8年度の予算に新設される大区画化等加速化支援事業によりまして、畦畔の除去、暗渠排水などの農業者主体の簡易の基盤整備に対しましても支援するということが示されております。しかし、現段階では国・県から具体的な内容は示されておられません。予算がどれだけ確保されているのか、また、県や市町村での共通支援が求められるのかなど財源の問題もあります。事業内容を精査し、土地改良区の意向も踏まえながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

その他にも、国の事業を活用した用排水路の管路化の再整備などを望む声もあるようでございますが、いずれにしましても、まずは農業者による地域の議論が必要と考えます。その議論をもとに、持続可能な農業の実現に向けて、農協、土地改良区等と連携しまして、本町として協力できる取り組みを行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 様々な老朽化に対しての考えがあるというようなことでありました。担い手の中でも高齢化のために受委託の更新を機に農地を手放したり、離農する前に耕作面積を減らして営農を続けるといった高齢者も多くなっている中で、その手放した農地を引き受けた若手農業者がその老朽化した圃場にびっくりしてしまっ、こんな農地は引き受けなければよかったなんて声も今は出ている状況で、次の農地の引き受けになかなか手が出せないといった状況にあるように思います。

やはり将来の若手が安心して耕作していけるような環境づくりが重要と思います。圃場の再整備やスマート農業の導入といったものは、本当に本町の農業を牽引していく若い担い手たちに夢と希望を与えるものと考えますので、先程も申し上げましたが、企業版ふるさと納税の活用やふるさと応援寄附金を活用しまして、ぜひ実現していただきたいと思います。

政府もこの5年間を農業構造転換集中対策期間と位置付けまして、農地の大区画化や共同施設の再編、スマート農業の開発により地域の活性化に取り組むとしているところであります。持続可能な農業農村の確立に向けて、国に頼るだけでなく、独自事業等により本町独自の構造転換に踏み出していただければと思うところであります。

もう1点だけお伺いします。大型農機具が高騰しておりまして、更新に係る費用が負担となり個人での経営を逼迫しております。また、高齢化により栽培途中でけがや病気になり管

理できなくなるといったケースが増えてまいりました。個人経営の発展と併せまして組織化の推進が可能であります集落営農や地域まるっと中間管理方式を推進しまして、地域農業の存続を図るべきと考えますけれども、見解を伺います。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 農業の高齢化が進み、後継者の不在が多い中で、本町の農業者の多くは一人で農業を続ける状況にあります。農業者においては、突然のけがや病気、農業から離脱する場合、そして栽培途中で圃場の管理が困難になる場合が想定されることは認識しているところでございます。そのため、日頃から集落における繋がりが大変重要になるのではないかと考えているところであり、持続可能な農業の実現のためにも集落営農は必要と考えるところであります。そのため、地域の農業者が一つにまとまり、同じ方向に向かう議論が必要と考えるところでございます。

本町では、新農業所得構造改革推進事業により組織に対しても支援を行ってきたところでございますが、組織化に向けた話し合いにつきましても農業委員会、農協、土地改良区等としっかり連携を図りながら、組織づくりの活動等に後押しをしていきたいと考えているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） やはりこれからは個人経営の支援だけではなく、地域農業を守っていくためには、そういった集団化や集落営農等の協力体制といったものも重要になってくるのかなと思います。地元の自主的な活動が本当は重要であるのは理解するところでありますけれども、そういった制度の周知であるとか、農業委員会のサポートであるとか地域農業の存続に携わっていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、災害時のトイレ環境についてお伺ひします。東日本大震災や熊本地震、昨年度の能登半島地震など大規模災害が発生するたびにトイレの問題が顕在化しております。能登半島地震では、工事現場にあるような仮設トイレが各地の避難所に届き始めたのは、発災から4日目以降となったそうです。つまり発災から3日間は断水、停電でも利用できる携帯トイレなどを確保しなければならないこととなります。

トイレが不足することにより、高齢者は飲食を控え、体力を消耗し、エコノミー症候群になる方が増加する2次災害が懸念されております。また、女性におきましては、造りが簡易的なものを使用する不安、汚れていることへの抵抗、性犯罪の被害に遭う不安など様々な要因があり、利用を控えることにより体調をくずしてしまうといった事例が報告されております。

災害発生時、常設のトイレが使用できなくなるように、発災直後の適切なトイレの使用方法などを各避難所にマニュアル化するべきと考えますが、見解を伺ひます。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） ただいまのご質問は避難所の非常用トイレの運用マニュアルについての策定の必要性ということでございました。非常用トイレの運用を含む避難所内のルールにつきましては、避難所ごとに設置される避難所運営委員会によって、ともに共

同生活を送ることになる避難者同士が、避難所のレイアウトや避難所における清掃を含む役割分担を決めることとなります。

こうしたことに関しましては、過去の災害の事例を教訓にしたルールを例示することは可能ではございますけれども、避難所の運営は、避難所ごとの実情に応じたルール、つまりコミュニティに応じて話し合っただけで決めていただいた方が、それぞれのコミュニティの中での実情に応じたルールになるというように考えておりますので、トイレの運用方法に関してのマニュアルの策定までは考えておらないところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 様々な大きな災害が起きている中で、事例が様々報告されています。ある事例では、避難所開設から30分でトイレが使えなくなった、使えなくなったというよりは使える状況になくなったということで、汚れていることで使えなくなったといった事例もあります。ある自治体の避難所運営マニュアルでは、避難所を開設した際にすぐに常設のトイレを封鎖すると。これまでの常識では理解できないようなことでありますが、汚れる前に封鎖して非常用のトイレの体制を整える、それからトイレを開放して利用してもらうといったようなマニュアルを作っている自治体もありました。

ただいまの答弁では、避難所運営委員会を持ってトイレのことも協議していくというようなことでありましたが、避難所、小学校の体育館を想定しましても、町内3カ所、どこの誰が避難してくるか分からない中で、避難所運営委員会を設置するうちに使えなくなるような状況になるのではないかと危惧されるわけでありまして、そういった部分に関してはどのような見解をお持ちか伺います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 具体的な施設の利用方法に関しましては、先程も申し上げましたとおり、過去の災害を教訓に、今、議員がおっしゃられましたとおり、例えば水や電気が使えない中で施設内のトイレを使われてしまうと、復旧するまでずっと汚れたままになってしまうというような危険がございますので、その辺りの制限は当然施設管理者側の方で行っていかねばならないということで、必要最低限のルール化、マニュアル化は当然しなければいけないというように考えております。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） これまでの事例、たくさん出ておるとお思いますので参考にして検討いただければと思いますし、やはり避難する側も管理体制というものは整えていかねばいけないかと思えます。ぜひ周知啓発活動等していただきたいのと、想定される避難所を避難先とした避難訓練を行うべきなのかなと思います。それも一つの集落ではなくてですね、以前行われたように二つ、三つの集落が合同で、同じ日、同じ時間に避難訓練を行うことによってどんな問題が起きるのかといったものを実体験から経験として、また検討課題としていただければなと思うところであります。

また、トイレの備蓄数についても答弁ございました。全国の自治体を対象にしたアンケートにおきましても、災害時のトイレの管理計画を策定しているのは24%であり、最大規模

の災害が発生した場合に想定される避難者に対して非常用トイレが足りる見込みと答えた自治体は30.7%にとどまっているということでありました。

本町でもまだ足りないのではないかという見解をお持ちだということでありましたが、非常用トイレの数、その箇所、備蓄する数は分かるのですが、その個室と申しますか、セパレーターする仕切りを作ったり、そういったトイレ環境を整備するといったことも計画にないとまだまだ足りないのではないかと思いますけれども、そういったトイレ環境の整備に関してはどのように計画なされているのか、お伺いしたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） ただいまのご質問で、トイレにつきましては86基を備蓄しておりますが、こちらは当然利用者ごとに応じて仕切りというのがどうしても必要になってくると思いますし、過去の災害の事例からは、確か女性対男性のトイレの比率なんかもだいぶ男女差があるようでございました。そういった配慮も必要でございます。

そういった意味では、まだまだ我々のマニュアルといいますか、計画というのはそこまで至っていないというのが現状でございます。したがって、数もそうですけれども、そういったセパレーターも含めたルール化、マニュアル化、必要な部品の整備については進めてまいりたいなというように考えておるところでございます。

○議 長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 個室等の組み立て等も慣れないとなかなかできないなという声もございますので、実態に即した避難訓練等を通じまして計画をお願いしたいと思います。

次に、家庭での備蓄についてお伺いします。これも政府の調査によります防災に関する世論調査というものが公表されておりました、家庭での防災備蓄として水や食料の備蓄は進んでおりますけれども、携帯トイレ、簡易トイレの備蓄は3割未満との結果が出ております。

本町においても、家族が数日利用できるほどの携帯トイレを備蓄している家庭は少ないと考えます。先程も啓発活動等をしていくというような答弁もあったように思いますけれども、また改めて啓発活動、また備蓄の促進策についての見解をお伺いしたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 非常用トイレの家庭での備蓄促進のための方向、考えということのご質問でございました。こちらにつきましては、能登半島地震や近年の大雨災害の経験をもとにした災害対策基本法の改定に伴いまして、山形県の地域防災計画も改定されることになっております。それに併せて、本町でも令和8年度に地域防災計画の改定を行いたいというように考えておりました、その中で併せて改定を行いたいと考えております防災ガイドブック、こちらは全戸に配布させていただいておりました、それぞれ家庭でどんなものを備蓄していただきたいというようなものを記載したりしているのですが、そういったものの中に必要物品として記載するなど対応を考えてまいりたいというように思っております。

○議 長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 改訂される防災ガイドブックには掲載していくというようなお話でありました。確かに非常用のトイレの備蓄というものはこれまで見落とされてきた部分な

のかなと思っております。やはり災害発生時、トイレの重要性というものをぜひ周知いただきまして、備蓄の啓発に取り組んでいただければと思います。

また、本年7月に修正されました防災基本計画、政府の計画になりますが、トイレカーやトイレトレーラーといったものも明記されまして、快適なトイレの設置に配慮するよう努めることを市町村に要請されていると思います。トイレトレーラーの導入については、パーク赤川のトイレ問題のときに提案させていただきました。

通常時はパーク赤川にトイレトレーラーを設置していただきまして、また、いざ有事の際には避難所にそれを牽引して運んでいただくと。非常に立派できれいなトイレが常に使えるような状況になるのかなと思っております。これも先程申し上げましたが、企業版ふるさと納税等で共感を得る企業等の寄附によって実現できるのかなと大きな期待を寄せておりますので、ぜひ企業からの寄附を大きく募っていただければと思います、私の質問を終わります。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で、9番 鈴木重行議員の質問を終わります。

○議 長（町野昌弘議員） 暫時休憩します。 (午後 3時19分)

○議 長（町野昌弘議員） 再開します。 (午後 3時40分)

次に、1番 志田徳久議員、登壇願います。1番 志田徳久議員。

○1 番（志田徳久議員）

- |                |   |
|----------------|---|
| 1. 安全安心の地域について | 1. 令和6年7月25日、26日の豪雨で三川町も含め多くの地域で災害に見舞われた。川の増水もその要因と考えられる。三川町では藤島川の増水で内水被害が起こった。藤島川は京田川と合流、京田川は最上川と合流している。京田川を最上川に合流させないで、京田川と最上川を分離し河口を単独で日本海に流す事で解決すると考える。国、県に要望すべきで、その現状と今後の対応策は。   |
| 2. 今後の予算編成について | 1. 政府は、総合経済対策で、地方自治体が独自の政策に取り組む重点支援地方交付金に、食料品の価格高騰対策に使う「特別枠」を設ける方向で検討しているがその対応策は。<br>2. 政府は、令和8年度4月からの小学校の給食無償化の制度設計で、公立小学校を対象に、一律で支援する方向で検討に入っているがその対応策は。<br>3. 令和8年度は、税収が多く見込まれるがその対応は。<br>4. 第4次三川町総合計画の実施状況をどう捉え、今後の予算措置の考えは。 |

3. 福祉政策について

1. 高齢者世帯が増えている。それに伴い今冬の除雪やゴミ出し等の支援が必要と思われるがその考えは。

2. 高齢者世帯や一人暮らしでの「見回りサポート」が必要と考えるが、その対応策は。

令和7年第6回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

初めに安全安心の地域についてであります。

令和6年7月25日、26日の豪雨で三川町も含め多くの地域で災害に見舞われました。川の増水もその要因と考えられます。三川町では藤島川の増水で内水被害が起きました。藤島川は京田川と合流、京田川は最上川と合流しております。京田川を最上川に合流させないで、京田川と最上川を分離し河口を単独で日本海に流すことで解決すると考えられます。国・県に要望すべきですが、その現状と今後の対応策を伺います。

次に、今後の予算編成についてであります。

政府は、総合経済対策で、地方自治体が独自の政策に取り組む重点支援助地方交付金に、食料品の価格高騰対策に使う「特別枠」を設ける方向で検討しているが、その対応策は。

また、政府は、令和8年度4月からの小学校の給食無償化の制度設計で、公立小学校を対象に、一律で支援する方向で検討に入っております。その対応策を伺います。

令和8年度は、税収が多く見込まれます。個人町民税等が多くなると予測されます。その対応も伺います。

第4次三川町総合計画の実施状況をどう捉え、今後の予算措置の考えは。

最後に、福祉政策についてであります。

高齢者世帯が増えています。それに伴い今冬の除雪やゴミ出し等の支援が必要と思われるが、その考えは。

高齢者世帯や一人暮らしでの「見回りサポート」が必要と考えますが、その対応策を伺います。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の安全安心の地域づくりについて、藤島川、京田川の治水対策に関するご質問であります。本町における水害は、ご指摘のような最上川と京田川の合流部の問題だけでなく、特に県管理河川である藤島川、京田川の流域においては、土砂等の堆積による流下能力の低下と、異常気象に伴う集中豪雨といった要因が相まって発生しております。

そのため本町では、こうした水害への対策として、定期的な河道掘削工事等を要望してきた他、山形県より瀧地区、土口地区に排水機場を整備していただいたところでもあります。また、鶴岡市三和地区では、地域の有志により京田川改修促進期成同盟会が設立され、京田

川における水害対策の抜本的解決を求めた活動が行われているところであり、本町といたしましては、学識者の知見等を踏まえ、近隣市町と情報共有しながら最適な解決策を講ずるよう、国・県に対して働きかけてまいりたいと考えております。

質問事項2の今後の予算編成に関しまして、1点目の国の総合経済対策に関するご質問ですが、先月、政府は臨時閣議において、物価高対策と成長投資などを柱に、戦略的な財政出動による「強い経済」の実現を目指し、総合経済対策を決定いたしました。その中でも重点支援地方交付金につきましては、物価高騰への対応を最優先課題と位置付け、2兆円を計上し、このうち食料品価格高騰対策に特化した「特別枠」として、おこめ券やクーポンの配布など自治体の実情に合わせた柔軟な活用が可能になるものと見込んでおります。

本町といたしましては、できる限り早期に町民の皆さまへの物価高騰対策が図られるべきであるとの考えから、国からの正式な情報に基づき、速やかに具体的な活用策を策定するよう準備してまいります。

次に2点目の小学校給食費の無償化に関するご質問ですが、現在、公立の小学校を対象に、令和8年4月から学校給食費を無償化する方向で検討しているという情報は承知しております。しかしながら、現時点では、給食費無償化の正式な時期や、国による支援方法など制度の詳細な内容については、所管の教育委員会を含め、国から明確な情報は示されていない状況であります。本町といたしましては、制度の詳細が判明次第、速やかに対応方針を検討し、予算措置を取らせていただきたいと考えております。

次に、3点目の来年度の町の税収に関するご質問ですが、米価の高騰による農業者の収入増に伴う個人住民税やテオトルタウンの新築などによる固定資産税などの伸びが見込まれ、町の自主財源は増加するものと想定しているところであります。一方、歳出面において、人件費や公債費などの義務的経費が伸びており、また、物価高騰の影響で資材費や燃料費などの経費も高騰しております。このため、「単に税収が伸びるから」という安易な観点に立つのではなく、全職員に対し、徹底したコスト意識をもって予算編成に取り組むよう指示したところであります。税収の増加した分を単純に使い切るのではなく、将来を見据えた財政運営を基本とし、本町の魅力と活力を高める各施策を厳選しながら、計画的に執行してまいりたいと考えております。

次に4点目の第4次三川町総合計画の実施状況に関するご質問ですが、令和8年度は第4次総合計画の折り返し年にあたり、これまでの実施状況を検証しながら、施策を確かなものにする重要な年となります。また、進捗管理につきましては、毎年、総合計画に掲げる事業について、振興審議会を開催し、委員の皆さまからご意見と評価をいただきながら、計画の推進に努めてきたところであります。

今後の予算措置につきましては、現在、総合計画事業を含めた来年度の予算要求に対し、財政所管の査定が始まったところでありますので、限られた財源の中で、事業の効果と必要性を吟味し、第4次三川町総合計画の推進に向けて実施計画の策定に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

質問事項3の福祉政策について、1点目の高齢者世帯に対する支援に関するご質問であり

ますが、増加する高齢者世帯に対する除雪やゴミ出しなどの日常生活の支援は重要な課題であり、高齢者の生活環境を守るため、これらの支援が地域全体で強化されるべきであることは、町としても十分認識しているところであります。

そのため、町では高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、必要な生活支援体制の充実・強化を図るため、三川町生活支援体制整備協議体を設置し、「支え合いのまちづくり」を推進しているところであります。

現在、一部の町内会において、ゴミ出しや買い物支援活動などの共助活動が展開されており、この取り組みを全町的に広めていくため、町内会出前ワークショップを実施し、実践活動を広げていきたいと考えております。

なお、除雪に関する支援につきましては、社会福祉協議会において、高齢者世帯等を対象に、除雪や雪下ろし作業支援を行う「冬期間の見守り援助活動事業」を実施しておりますので、当事業の一層の周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の見回りサポートに関するご質問ですが、高齢者に対する見回りサポートにつきましては、安否確認と併せて、高齢者の自立を支援し、また、高齢者ができるだけ長く生活の安全や精神的な健康を守るためには重要なことであると考えております。

町では、福祉員を兼務する町内会長や民生・児童委員等、地域の方々から協力いただきながらの見回りや、認知症高齢者見守り支援事業による見守り支援員の派遣、更には、高齢者への配食サービス等と合わせて見回りサービスを展開しているところであります。

しかしながら、今後も増加する高齢者世帯や一人暮らし高齢者を行政のみで見回ることには限界があることから、町では支え合いのまちづくりの取り組みを一層広げ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるような環境の整備を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長（町野昌弘議員） 1 番 志田徳久議員。

○1 番（志田徳久議員） 初めに河川関係について再質問させていただきます。先程国・県にこれから要望していきますということですが、ご存知のとおり最上川は1級河川で国、2級河川は県の管理となります。それをこの地域、町ではどういう組織を構成し、陳情活動を行うのか伺います。

○議 長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 要望活動にあたって構成についてのご質問でございますが、特段、期成同盟会といったものの立ち上げは現時点では考えておりません、近隣の市町と共同での要望活動になっていくのかなというように考えております。

○議 長（町野昌弘議員） 1 番 志田徳久議員。

○1 番（志田徳久議員） 現状問題として、例えば京田川の河床、それが下流の宮野浦地区で1.4 m、ところが上流の落合も1.4 mということは、勾配がないので水がスムーズに流れていかないという現象になります。大雨のときに顕著に表れて、最上川の大きい方が増水すれば逆に京田川の方に逆流、京田川がいっぱいになれば藤島川も、昨年経験しましたが、排水

機場の水を藤島川に流すことができない。それで、去年は内水被害が発生したわけでありませう。ということで、京田川等の勾配、土砂堆積の件をどのように捉えているのか伺います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 京田川における河床の高低差が内水浸水被害を引き起こしたのではないかとというようなご質問でございました。ご指摘のとおり、要因もございませうし、また、例えば高潮の状態でありませうと、高潮といひますか満潮の時期だと、海水面そのものが上がってしまつて、最上川の排水にもやはり支障を来すというようなことも考えられませう。

こういった部分は、先程の町長答弁でも申し上げましたとおり、根本的な解決にはやはりしっかりした調査・研究、それから学識経験者による助言等が必要になってくるものだといひように考えておるところでございませうし、まずはそういった部分に関しまして、近隣市町とともに一つになつて一緒になつて要望をしてまいりたいなといひように考えておるところでございませう。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 学識経験者を交えて調査していくといひことではありませうが、京田川の治水組合の沿革史を見ませうと、今答弁があつたとおひり、隣接と一緒に行つていくといひことではありませうが、前は京田川の治水組合がありませうし、酒田市、旧藤島町、旧余目町、そしてこの三川町、旧立川町、旧羽黒町の首長をメンバーにした治水組合がありませうし。その中で2回は、元町長でありませうし佐藤東蔵氏、次に原田二郎氏がこの組織の管理者として陳情活動等を行つてきませうし。やはり近隣と一緒に行つて行つては、他方、合併で鶴岡市、あるいは庄内町になりましたけれども、この地域が一緒になつて組合を作つて要望活動等を行つべきと思ひませうが、組織を作る考えはどうか。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 要望活動にあつて、近隣市町との組織化が必要ではないかといひようなご意見でございませうし。近隣市町のご意見も伺ひながら検討してまいりたいと思ひませう。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 今言ひませうし京田川の組合の場合、昭和55年3月いっぱいをもちませうし解散されませうしたので、その当時は去年のような線状降水帯といひ言葉もなかつたのでありませうが、そういう被害はなかつたわけでありませうし。やはり今こひう天候条件の中では、こひう組織を作つて要望活動を強く行つて、掘削事業などを進め、町民が安心して暮らせる、地域の住民が安心して暮らせるような行動が必要と思ひませうので、これを強く要望申し上げませうし。

続きませうし、今後の予算編成でありませうし。政府の特別枠、物価高騰に対する特別枠でありませうが、今様々話題でおこめ券とか様々ありませうしけれども、政府の対応が決定しないのでといひことではありませうし、もし今、おこめ券とかありませうしけれども、そして現金給付も考えられませうし。今マスコミを見ておひませうしと、おこめ券はホームセンターとかスーパーとか、様々なところ

で使える三川町もプレミアム商品券を発行した経緯、そして新型コロナウイルス拡大のときは現金給付という経験もいたしました。

町の事務的対応、スムーズな町民への浸透を図るには、この商品券と現金とどちらが早く、そしてどちらが事務的にしやすいのか伺います。

○議長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 今回の総合経済対策につきましては、先の11月の閣議決定された内容でございまして、それに伴い、今回、地方において自由に使えるというか、特別枠が設けられております。その金額といたしましては4,000億円になっているようでございます。そのうちの三川町への配分というのはまだはっきりと示されていないところでございますが、ご質問がございましたこの特別枠に関しましては、先程も申し上げていたとおりおこめ券とか電子クーポン、地域ポイントなど、そういったものに活用するというところで、特に食料品の価格高騰対策に特化したものというように認識をいたしているところでございます。

基本的に現金給付というお話もあったわけでございますけれども、今回政府が示しております推奨メニューということでは、おこめ券、それから先程も申しました電子クーポン等の他に、現物での給付というのでしょうか、そういったところも認められております。したがって現金給付というのができるのかどうかは、少し今の段階では分からないところではあるんですが、まず商品券にするかおこめ券にするかとか、様々な議論がされるというように思いますが、いずれにいたしましても、年内早い時期にという国からの方針が示されている中で、本町といたしまして、より効果のあるやり方というものを、早急に対応できるものを今検討に入っているという段階でございます。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 検討に入っているということで、先程の答弁より前向きな答弁がありました。やはり物価高騰に困っている住民が多くおりますので、素早い対応をみんな待ち望んでおりますので、その対応をお願いしたいと思います。

次に、私、先程も申したとおりで、令和8年度4月より給食の無償化、これは公立の小学校を対象ということでもあります。まだ詳しいことは入っていないということですが、私が心配しているのは、三川町の場合、小学校と中学校が完全給食になっております。この場合、小学校、三川町は当然公立ですけれども、小学校だけへの対応なのか。もしそうした場合、町として独自に中学生の給食も無料化に進むのか、そこのお考えを伺います。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） まず、国の方から全く情報がこちらの方に入っていない状況なものですから、私もいわゆる新聞報道等で知るところが実情でございます。国の方で無償化と申しているようですが、それも完全な無償なのか、それとも金額の一部を補充するというようなやり方なのか、全くまだ分からない状況でございますので、まずは国の方からの詳細な説明、資料等が来てから検討したいというように思っております。

また、中学校におきましては、国の無償化は近いうちにというような表現だったかと思えます。いつから無償化するというような話ではございませんでした。そういったところを鑑

みますと、中学校におきましては、まず現行の三川町の給食費の補助の体制で行う形になる  
というように考えているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 今答弁にあったとおり、三川町にも同僚議員の給食無償化さえ、町  
側の答弁も給食法によって保護者が負担するというところになっているということを出し  
てきたわけでありまして。やはり小学生、国の補助が足りない場合、町も補てんして行くのか、  
給食法に基づいて保護者にも負担を求めていくのか、その考え方を伺います。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） まず、これに関しましては、繰り返しのご答弁になりますが、  
国がまず 100%出してくれるのか、そうではないのかというところがまだ分かっておりませ  
んので、まずそれが示されてから内部で検討するものというように考えております。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） そこで伺いますが、教育長に伺います。やはり従来どおり、例えば  
今あったとおり国が 100%補助等ない場合、やはり給食法に基づいて保護者が足りない分、  
あるいは無償化にならない分を支払っていくという基本は同じなのでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 給食については再三答弁をしているとおりなんですけれども、今  
の現在の法律では、食材については保護者負担、それから設置する例えば人件費であるとか、  
光熱費については地方自治体で負担と。考え方としては、子どもたちの給食については養育  
の教育の第一義責任を持つ保護者と、それから自治体と双方で支えながらという考え方で、  
国はそういう法律を決めているものだというように思っております。

それから、現在、物価高騰によって全国3割程度ですか、無償化に動いているということ  
も十分承知はいたしております。ただ、義務教育の考え方から言うと、日本全国どの市町村  
でも子どもたちは均等な教育を受けられるということから考えると、一部の自治体では給食  
は無償化で、一部の自治体では親が負担というのは、やはり公平性に欠けるのではないかと  
いうように思っています。そういう意味では現在、自治体間での競争のように、報道で言わ  
れていることは、私は大変残念なことだなというように思っております。

考え方としては、まずは国の方針に従う。本来であれば国が全部無償化するのであれば、  
それは法律改正も必要なのかもしれませんが、それについては十分従うというように  
思っております。

根本的には、ここからは私の私的な考えになりますけれども、子どもたちの体を支える食  
育については、せめて口に入るものについては保護者の方からも責任を負っていただきたい。  
もちろん自治体でも十分補助はいたしますが、双方で子どもたちを育てていくという考え  
方で、ぜひ親御さんにもご協力をいただきたいというのは私自身の考えであります。以上であ  
ります。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） やはり今答弁にもあったとおり、子どもの教育上は、学校の授業も

そうですが、食育という部門が大きく占めると思います。やはり三川町はこれを推し進めるべきだと思います。そして、国等で様々な条件等が出てきても三川町は完全な自校炊飯であります。転勤してきた学校の先生がみんな三川町に来ると給食がおいしいということを言います。それは温かいものがすぐ食べられるということでもありますし、その点からもやはり三川町の自校炊飯の良さ、独自の地元の食材を使うことは自由にできるわけですので、その継続を維持していく考えの方をこの場でお願いします。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 給食につきまして、なるべく地元の食材を使うということに関しては、その精神のもとに現在も行われておりますし、今後もそれは変わる予定はございません。県内のもの、三川町の食材を使って、子どもたちにおいしい給食を食べていただいて、心身ともに健やかな成長、育ってほしいという気持ちは今後も変わりございません。自校炊飯につきましても現在このように行っておりますので、引き続き自校炊飯は維持してまいりたいという考えでございます。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 続きまして税収であります。先程町長の答弁があったとおり、今、巷では米価が来年は下がるのではないかとと言われております。やはりここで上がった、当然税収が上がった場合、基金等に取り込んで財政調整基金に回すとか、様々なやり方があると思いますが、今まで予算が足りなくてできなかった総合計画等の事業もあると思いますが、その辺、基金等に万が一のために財政調整基金等のように積み立てを優先するのか、例えば総合計画で、当然計画ですので、すべて必要な事業ということで計画しているわけですが、そういう場合、どちらを優先して税収の増を回す予定なのか伺います。

○議長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 今回、農業収入でありますとか固定資産税などが少し伸びがあるというように所管の方から聞いておまして、例年に比しましてそういった税収等は少し多くなるのかなというところで見込んではいるところでございます。そういった中で、税収増分をどのように取り扱うかということになりますが、先程総合計画というお話がありましたけれども、これまでの総合計画の実施計画に沿って予算をつけて、それぞれ事業実施をしております。財政状況が厳しい状況もございますので、すべてに行きわたって潤沢に予算の方が計上されてきたというところではないとは思いますが、基本的には所管課等と査定を通した上で、必要な経費についてはこれまでも手当てをしてきたというように認識をいたしております。

そういった中で、もし税収の増があれば、やはり財政といたしましては、財政調整基金に積むということもやはり最優先に考えていかなければならないのかなと。これからの時代の中で財政調整基金のあり方というものが問われていますけれども、災害等がいつ起こるか分からない状況の中では、ある一定の財政調整基金への積み立てが求められているということにも言われておりますし、県からもそういった指導がなされているということで、できる限り財政調整基金の積み立てもしたいというように思います。

また、新規にこれから事業として所管の行いたいという事業がもしあれば、そういった部分についての効果も考えて、予算については検討してまいりたいというように考えているところでございます。以上でございます。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 私が心配している点もあるのですが、穿った見方の場合はそれなりの答弁してほしいと思います。個人町民税、令和5年度は3億800万円、翌年度は、決算で2億8,100万円、今度財政調整基金に積み上がった場合、国や県の補助はそれによって財政基金等によって補助率が変わったりする可能性はあるのかなのか伺います。

○議長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 財政調整基金の方に積み立てをしたことによって補助率が変わるということはあまり現実的には考えられないのかなというように考えるところでございますので、まず予算の状況等、決算等の状況に応じまして、積み立てできるものは積み立てをしていきたいというように思っています。

ただ、先程少し回答が漏れましたが、昨今の物価高騰でありましたり価格転嫁、資材なども高騰しております。人件費など歳出面もやはり税収の増とともに歳出が伸びているという状況もございますので、そういったところでどのぐらいの積み立てができるのかということは、現状まだ把握はできていないところなんですけれども、その辺の手当てもしながら、できる限り歳入面での積み立てであったり、必要な事業への予算の方に対して査定をするというようなことで現在進めているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） やはり国等の交付金がこの各自治体にどうなるかという、様々な基準があるかと思います。やはり万が一という国の考え方等も変わる場合もありますので、やはりしっかり基金、影響がなければ基金等に積み立て、万が一、例えば大雪になったときに回すという方法もあるかと思いますが、その辺をしっかりと計画で臨んでほしいと思います。

そして、高齢者世帯の対応であります。今年の冬、雪はどうなるか分かりませんが、前も言いましたが、この三川町においては、どういう世帯であろうとも、玄関までの間口が広いという環境であります。住宅が。そうすると除雪する量、箇所も長いわけです。やはりその対応が必要かと思われれます。

先程答弁にあったとおり、ある町内会ではきちんとサポートしているところもありましたが、それは他の町内会の出前ワーク教室でどの程度決定していくのか。町内会長を通じて、新型コロナウイルス以降、人の集まりが悪くなっているというのも事実であります。若い世代も少なくなっていることも事実であります。そのまだ対応していない町内会はどういう方法で進めていくのか伺います。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 支え合いのまちづくりということで、他の町内会への波及と伺いますか、そういうことのご質問でございますが、今現在、そういう支え合いのまちづ

くりの仕組みとして実践、機能しているというか、実践されているのが1町内会しかないと認識しております。今現在、その取り組みを町内全体に広めていくべくワークショップとして各町内会等に入りながら、その取り組みを理解していただいて、少しでも取り組んでいただけるように話を進めているところですが、まだまだ取り組みというのは広がりには時間がかかるのかなと考えております。

それまでの間とってはなんですが、先程町長答弁でもありましたとおり、高齢者に対する冬の見守り援助活動ということで、除雪の支援等もございますので、そういうところを活用しながら、町内会の支え合いの取り組みというのを広げていくように進めていきたいと考えております。

○議 長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1 番（志田徳久議員） 支え合う、支援するという高齢者世帯、今まで買い物等を、名前を挙げますけれども、ラコス等で町の支援を受けながらも買い物、送り迎えするというようなことを行ってきました。今それに対して補助率をまた増やして行く考えなのか、それともお店側の努力でお願いしていくのか。そして、今言ったラコスの他に何か要望事項があるのか伺います。

○議 長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 買い物弱者に対する支援につきましては、現在ショッピングセンターラコス協同組合の方に委託料を出しまして行っているところであり、その点については継続していく考えであります。

○議 長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1 番（志田徳久議員） その場合、支援ということで、この支援の額、支援体制をもっと増やしていくのか、それともお店側の努力等に頼るのか、考え方を伺います。

○議 長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 今現在ショッピングセンターラコス協同組合の方から上がってくる実績をもとに行っておりますが、現時点では今後も現在と同様な支援を行っていく考えでございます。

○議 長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1 番（志田徳久議員） そして高齢者世帯、あるいはひとり暮らしの見守りですけれども、町長答弁にあったとおり、お弁当を届ける際のことともありました。私の記憶では郵便局の配達員、郵便局と協定を結んでそういうことをお願いしているのではないかと感じておりましたけれども、その実態はどうなんでしょうか。

○議 長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 高齢者の見守りにつきましては、確かに議員おっしゃるとおり、郵便局の方と協定を締結いたしまして、例えばそのご家庭に郵便物を配達した際に郵便受けの方に新聞が複数日溜まっているとか、そういった異常があった場合はお知らせいただくというようなことで協定を結ばせていただいております。

○議 長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1 番（志田徳久議員） 時間配分私自身調整しておりましたけれども、最初の質問の中のやはり河川の状況、そして三川町の場合は初めての経験で、落合にある排水機能が成果を表すことができなかつた。同僚議員等の写真提供によれば、4日間も菜の花畑の水が引かない状態であったということでもあります。やはりこれを解決するには、私が先程言ったとおり、京田川、藤島川の掘削以外にないのか。それとも赤川の新川を造ったときのように最上川と合流しないで日本海に直接流すという理想の考えがあるわけですが、その考えに対しての対応を伺います。

○議 長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 京田川、藤島川の治水対策に関する再度の質問でございました。町長答弁と重複してしまいますが、まずは最上川と、それから京田川の河口を別々にするというやり方も当然あるんだと思います。先程の再質問の中であった河床の高低差の解消、こういった部分につきましては浚渫工事などを行って対応いただく形になろうと思えますし、また支障木の撤去なども必要になってくるんだらうなというように考えております。ただ、大規模な予算投下という費用投下という形になりますと、やはりそれなりの効果を見込まなければいけないのかなというように思われるところでございまして、そのためには、やはりしっかりと調査・研究、それから専門家による検証、助言等が必要になってくると思えますので、まずはそちらの方を要望してまいりたいというように考えているところでございます。以上でございます。

○議 長（町野昌弘議員） 1 番 志田徳久議員。

○1 番（志田徳久議員） 手っ取り早い方法として、三川町の場合は赤川の木々の伐採等を行っているわけでありまして、やはり藤島川、京田川の方もこの木等の伐採も推し進めるのがいいと思えます。前、赤川が増水したときに、本当に増水する前日まで蛾眉橋付近を伐採していたおかげで、大水で堤防を越えるということは回避された経験があります。私もその写真を撮っておきましたけれども、やはり赤川だけに限らず、そういう木の伐採、邪魔になる木の伐採等を強く推し進めるという方法論として、要望として掘削と合わせましてどのように考えているか伺います。

○議 長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 最上川、京田川の浚渫工事及び支障木の撤去につきましては、ある会議の中で、県の担当者によりますと、毎年行っているということでもございました。ただ、浚渫工事で発生した土砂の置き場所の確保が非常に困難だということで、そういった課題もあるというようにお伺いしております。

ただ、抜本的な解決に至るまでにはやはりそういった支障木の撤去や河床の浚渫工事というのは継続して行っていかなければならないところでございますので、本町として協力できるようなところがあるのであれば、そこは協力して、県に対して協力してまいりたいと思えますし、工事につきましては引き続き実施していただくように要望はしてまいりたいと考えております。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 1 番 志田徳久議員。

○1 番（志田徳久議員） いわゆるこれからの、今までは大きい水害等の経験がなかったわけですけれども、昨年で経験、悪い言葉になるかと思いますが、経験しましたので、そのためにも計画を練って、様々な災害計画に組み入れて、今後も事業推進をすべきと思います。それを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で、1 番 志田徳久議員の質問を終わります。

○議 長（町野昌弘議員） 日程第2、「請願審査委員会報告」の件を議題とします。

請願第1号「保険薬局も無料低額診療事業の対象とすることを求める意見書の提出に関する請願」の件について産業建設厚生常任委員会委員長より報告を求めます。5 番 小野寺正樹議員。

○5 番（小野寺正樹議員）

令和7年12月4日

三川町議会議長 町 野 昌 弘 殿

三川町議会産業建設厚生常任委員会  
委員長 小 野 寺 正 樹

### 請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理 番号	付 託 年 月 日	件 名	審査の 結 果	委員会の意見	措置
1	令和7年 12月2日	保険薬局も無料低額診療事業の対象とすることを求める意見書の提出に関する請願	不採択	請願の趣旨に沿うことが困難である	

審査の結果について説明いたします。

欠席委員2名の申し出のもと、去る12月3日、午前9時半より請願審査委員会を開催い

たしました。紹介議員である砂田 茂議員、説明員として山形県社会保障推進協議会工藤事務局長より趣旨説明をしていただき、その後、討論、採決を行いました。その結果、合意は妥当とする意見や請願内容を再検討、時期尚早といった意見、趣旨には同感だが、意見書にまとめる段階では、どこを主眼にして整理すべきか、この短時間においてはまとめがたいなどといったような意見が出ました。

その採決の結果、賛成2名、反対3名、継続審査1名となり、反対多数で不採択となりました。

以上を報告いたします。

- 議長（町野昌弘議員） これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑を許します。

（なしの声あり）

- 議長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

- 議長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

本件の委員長報告は不採択であります。したがって、初めに原案に賛成者の発言を許します。

- 議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

- 7番（砂田 茂議員） 保険薬局も無料低額診療事業の対象とすることを求める意見書の提出に関する請願に対し賛成の立場で発言します。

初めに、無料低額診療事業を行う者の条件は、社会福祉法に定められた生活保護法による保護を受けている者及び無料または診療の10%以上の減免を受けた者の延べ数が取り扱い患者の総延べ数の10%以上であることや、医療上、生活上の相談に応ずるために医療ソーシャルワーカーを置き、かつ、そのために必要な施策を備えることなど、生活保護とか経済的困窮者を一定数診療している機関でないといけないという縛りがあります。

その上で、医療費の補てんはすべて医療機関が肩代わりすることとなっており、国民皆保険制度のもと国が社会的に負うべき医療保障の弱さがあります。無料低額診療事業を行っている医療機関にとっては経営的に重いものですが、保険証を持っていない方、国民健康保険の短期保険者証、資格者証が発行されて困っている方、病気や障害などで収入がなくなって困っている方、リストラや失業のため一時的に収入がなくなって困っている方、医療費の支払いをすると生活に困窮が生じる方など、医療費の支払いが困難な方から安心して医療を受けてもらいたいとの思いでこの事業を行っております。

しかし、医療に繋がり、医師が診療し、薬の処方をして、それから薬剤師が薬を調剤するという医師と薬剤師の専門家が分担して行う医療と薬、医薬分業が進展する中において、保険薬局は無料低額診療事業の対象事業にはなっていません。院外処方箋を発行する無料低額診療事業の医療機関を受診しても、薬の窓口負担は患者が負担しなければなりません。せっかく医療に繋がったのに薬代が払えなくて困っている、薬を買えないので受診を控えたという事例もあります。

そのようなことを受け、独自に薬代を補助している自治体もあります。無料低額診療事業が保険薬局も対象とすることは、患者の切実な願いとなっております。請願者である山形県民主医療機関連合会では、そこに加盟する保険薬局も交えて協議が行われています。そこでは、保険薬局は無料低額診療事業の対象事業所になれないことから、患者の薬代の負担軽減ができないとの話も出されています。

院外処方箋をもらった患者が安心して無料低額診療事業を受けられるよう、議員各位には熟考の上、賛同いただきますようお願い申し上げまして、討論いたします。

○議 長（町野昌弘議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。8番 佐竹優子議員。

○8 番（佐竹優子議員） 議長の許可をいただき、ただいま上程されました請願第1号、保険薬局も無料低額診療事業の対象とすることを求める意見書の提出に関する請願につきまして、反対の立場から討論いたします。

まず、この請願を提出された皆さまにおかれましては、生活に経済的困難を抱えながらも医療を必要とする方々に対する深い思いと熱意に心から敬意を表します。

本請願が浮き彫りにした課題は、処方と調剤を分けることで医療の質と安全性を高めることを目指してきた医薬分業の仕組みの狭間で生じている非常に重要な社会課題であると認識しております。特に、やむなく治療を断念された方がおられるという事実は看過できない問題であり、真剣に向き合う必要があることは理解しているところであります。

一方で、本事業の対象範囲を薬局に広げることについては、薬局業界が抱える厳しい現状と課題にも目を向ける必要があります。薬局業界は、国の医療費抑制策の一環として行われる調剤報酬改定により、経営基盤が年々厳しくなり、利幅が縮小傾向にあるとお聞きしております。

このような環境下で無料低額診療事業を実施することは、薬局の経営に深刻な影響を与えかねない財政負担を生じさせるといった懸念や、付随する面談等の事務的業務の増大を招くこととなります。したがって、薬局を本事業の対象とするためには、まず、薬剤師会などの業界団体との間で、これらの課題解決を含めた丁寧な対話と合意形成が必要だと考えます。業界団体との協議を進めるための材料としてはエビデンスが不可欠であると思いますが、医療機関ごとの実施基準が不明確であることや、利用実態についての調査データや学術的な研究が少ないことが制度に対する評価を困難にしていると強く感じます。

このように、事業性評価が難しい状況において、対象範囲拡大を求める意見書を議会として提出することは時期尚早であり、賛同しがたいと考えます。本請願の意図する経済的な理由による治療の断念を防ぐという社会的な意義は共有しつつも、無料低額診療事業の薬局への対象拡大については、業界団体の合意形成及び制度設計上の評価と検証が十分に尽くされるべきではとの立場から、意見書の提出には反対を表明いたします。

議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、私の反対討論いたします。

○議 長（町野昌弘議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。2番 鈴木淳士議員。

○2 番（鈴木淳士議員） 保険薬局も無料低額診療事業の対象とすることを求める意見書の提出に関する請願について、採択すべき立場で意見を申し上げます。

この度の請願書、また同封されてきました意見書については、不十分なところもあるわけですが、現行の医療保険制度においては、現状においても被保険者の低所得対策や災害罹災に対する緊急的な救済対策は確立されていることと併せて、特定の疾病に対する医療費負担の軽減策も制度化されているという状況にあります。こと、この度の請願で触れております低所得者ながら、これら救済策の制度から漏れている方々の突発的な個人的な病気、けが、そういったものに対する医療費負担の個別具体の軽減策は不十分であるということを再認識させていただきました。今後一層の高齢化が進展する状況において、医療制度の拡充を図ることは必須要件であり、この度の無料低額診療事業は、これまで社会福祉法の規定レベルで進んでおりますけれども、本来は国民健康保険制度、保険法の中に規定し、医療機関を一括した形で救済策を講ずるべきものという認識を新たにしたところでもあります。

この際、当該制度については、今後の積極的な対応を求めるという考えのもとで、請願書及び意見書の文章表現については承服しかねる部分も多々ある中で、高齢者福祉の充実を目指す三川町として、三川町当局と両輪を担う三川町議会としましては、この度の請願趣旨を尊重すべきものと判断したところでもあります。

議員諸兄の適切な判断をお願いし、賛成としての意見を述べさせていただきます。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから請願第1号「保険薬局も無料低額診療事業の対象とすることを求める意見書の提出に関する請願」の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この際、起立による表決において、起立しない場合は、「否」とみなすことといたします。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。本件の委員長報告は「不採択」とされております。したがって、原案について採決します。

お諮りします。本件について、原案を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 4 名 不起立 4 名）

○議 長（町野昌弘議員） 以上のとおり表決の結果、採択・不採択が同数であります。したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本件に対して裁決します。

請願第1号「保険薬局も無料低額診療事業の対象とすることを求める意見書の提出に関する請願」については、議長は、不採択と裁決します。

したがって、請願第1号「保険薬局も無料低額診療事業の対象とすることを求める意見書の提出に関する請願」の件は、不採択とすることに決定しました。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって散会とします。

（午後 4時49分）

## 令和7年第6回三川町議会定例会会議録

1. 令和7年12月5日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 志田 徳久 議員    2番 鈴木 淳士 議員    4番 土田 市子 議員  
5番 小野寺 正樹 議員    6番 佐久間 千佳 議員    7番 砂田 茂 議員  
8番 佐竹 優子 議員    9番 鈴木 重行 議員    10番 町野 昌弘 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

3番 小林 茂吉 議員

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部 誠 町 長	佐藤 亮 副 町 長
齋藤 正志 教育 長	中條 一之 総務 課 長
鈴木 亨 総務課危機管理室長	鈴木 武仁 企画調整 課 長
本多 由紀 町民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長	齋藤 一哉 健康福祉 課 長 兼 地域包括支援センター長
菅原 勲 産業振興 課 長 併 農業委員会事務局長	本間 純 建設環境 課 長
渋谷 淳 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
真   眞  眞 幸  子ども支援主査兼係長併 学校教育主査兼係長	
黒田 浩 監査 委 員	大川 里美 農業委員会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

加藤善幸	議会事務局長	林	愛書	記
遠渡蓮書	記	佐藤裕太	書	記

6. 会議事件は次のとおりである。

#### 議事日程

○ 第 4 日      12月5日（金）      午前9時30分開議

日程第 1	一般質問	2名
日程第 2	議第67号	三川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3	議第68号	三川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議第69号	三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議第70号	三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議第71号	三川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について
日程第 7	議第72号	三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について
日程第 8	議第73号	いろり火の里なの花ホール照明器具LED化工事請負契約の一部変更について
日程第 9	議第74号	町道路線の廃止及び認定について

○ 閉 会

○議 長（町野昌弘議員） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議 長（町野昌弘議員） お諮りします。議事日程は、お手元に配布のとおり、追加議事日程第2号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第2号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議 長（町野昌弘議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

7番 砂田 茂議員、登壇願います。7番 砂田 茂議員。

○7 番（砂田 茂議員）

1. 学校給食について	1. 学校給食における地場産物の活用状況と課題等を伺う。 2. 文部科学省によると、食育とは子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に着ける取り組みと謳っている。学校生活の中での食育の取り組みを伺う。 3. 学校給食法第11条において食材費は保護者負担とされている中で、全国の自治体の約3割が無償化を実施している状況についての受け止めを伺う。
2. 加齢性難聴について	1. 高齢者の半数は、加齢によって聞こえづらくなる加齢性難聴と言われている。聞こえの状態を高齢者自ら認識することが大切と考えるが、啓発等の取り組みを伺う。 2. 聞こえに対する補聴器の有効性についての認識を伺う。 3. 全国の自治体における補聴器購入費に対する助成の広がりについての認識と、本町での助成についての考えを伺う。
3. 無料低額診療事業について	1. 無料低額診療事業は、経済的な理由で必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、医療機関が無料又は低額な料金で診療を行う事業となっている。この事業を利用する際の手続きを伺う。 2. この事業内容についての町民の認知度と啓発の考えを伺う。

3. 無料低額診療を利用している患者の保険薬局での調剤費用の助成についての考えを伺う。

本定例会において、通告に従い一般質問いたします。

質問事項1、学校給食について。

学校給食における地場産物の活用状況と課題等を伺います。

文部科学省によると、食育とは子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につける取り組みと謳っています。学校生活の中での食育の取り組みを伺います。

学校給食法第11条において食材費は保護者負担とするとなっている中で、全国の自治体の約3割が無償化を実施している状況についての受けとめを伺います。

質問事項2、加齢性難聴について。

高齢者の半数は、加齢によって聞こえづらくなる加齢性難聴と言われています。聞こえの状態を高齢者自ら認識することが大切と考えますが、啓発等の取り組みを伺います。

聞こえに対する補聴器の有効性についての認識を伺います。

全国の自治体における補聴器購入費に対する助成の広がりについての認識と、本町での助成についての考えを伺います。

質問事項3、無料低額診療事業について。

無料低額診療事業は、経済的な理由で必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、医療機関が無料または低額な料金で診療を行う事業となっています。この事業を利用する際の手続を伺います。

この事業内容についての町民の認知度と啓発の考えを伺います。

無料低額診療を利用している患者の保険薬局での調剤費用の助成についての考えを伺います。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 砂田 茂議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項1の学校給食に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項2の加齢性難聴について、1点目の啓発等の取り組みに関するご質問ですが、町では、研修会や自立体力検定等様々な機会において、協定を結んでいる事業所の協力のもと、「聞こえのチェック&相談会」を実施し、高齢者自らが聞こえの状態を確認、認識していただくとともに、併せて個別相談や補聴器体験等を実施し、聞こえの大切さの啓発に努めているところであります。

次に、2点目の補聴器の有効性に関するご質問ですが、補聴器は、加齢により聞こえづらさが発生した方にとって、有効な支援ツールであると認識いたしております。聴力低下を早期に補うことにより、日常生活の質が向上するとともに、社会的な交流や認知機能の維持に繋がり、健康的な生活を送ることが期待できるものと考えております。

次に、3点目の補聴器購入費に関するご質問ですが、全国には補聴器購入費に対する助成制度を創設している自治体があり、また、県内においても10を超える市町村において助成制度が創設されていることは認識いたしております。本町においては、身体障害者手帳を交付されている方に対する支援を行っておりますが、加齢性難聴者に対する補聴器購入の助成制度については、今後の検討課題であると捉えております。

質問事項3の無料低額診療事業について、1点目の無料低額診療の手続に関するご質問ですが、無料低額診療事業の実施者は、都道府県知事に届け出を行った医療機関であり、県内で8医療機関、うち、庄内地区では4医療機関が実施しております。この事業を利用するためには、医療機関の審査・認定を受ける必要があります、手続につきましては、事業を実施している医療機関等に相談後、指定された書類を担当窓口に申請し、審査・認定後に医療費の支援が開始されるという手順になっているものと認識しております。

次に、2点目の事業内容についての町民の認知度と啓発についてのご質問ですが、本町では、相談等があった場合は本事業の紹介等を行い、診療に繋がるよう支援を行っておりますが、他にも認識のない方が多く存在すると思われることから、広報やホームページ等において制度の周知を実施してまいりたいと考えております。

次に、3点目の保険薬局での調剤費用の助成に関するご質問ですが、現在、調剤費用の助成制度を創設している自治体は全国的にはあるものの、その数は多くはないと認識しているところでありますので、本町における制度の創設については、現時点では考えていないところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 砂田 茂議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の学校給食について、1点目の地場産物の活用状況と課題に関するご質問ですが、本町の学校給食は、児童・生徒に安全で安心な食事を提供するとともに、町内で生産された農産物を積極的に活用し、地域農業の振興や地元経済の活性化に寄与することも念頭に置いて運営をしております。

また、地元の米や野菜、果物を献立に取り入れ、栄養バランスや彩り、季節感などにも配慮しながら調理することで、子どもたちが食材が持つ本来の味わいや旬の特徴を感じられるよう努めております。特に米については、町内で生産された一等米のほか、秋以降は有機栽培米や特別栽培米を使用し、温かくおいしい状態で提供しております。

一方で、地場産物の活用には課題もあり、天候や季節により収穫量が変動し、必要量を安定的に確保することが難しい場合があるほか、昨今の食材価格の高騰により、予算内で十分な量を確保することが困難になっている状況もあります。こうした課題に対応するため、地元農家や農協と連携し、児童・生徒に安全でおいしい給食を継続的に提供できるよう取り組んでおります。今後も地域資源を生かした献立作成を行い、地域との繋がりを深める学校給食の実現に努めてまいります。

次に、2点目の学校生活における食育の取り組みに関するご質問ですが、学校では

学校給食を食育活動の基本に位置付け、児童・生徒が食に関する正しい知識を身につけ、望ましい食習慣を形成できるよう教育活動を展開しています。給食の時間には、献立に使用している食材の特徴や旬について説明し、子どもたちが食材や料理に関心を持ち、味わいながら食事を楽しめるよう配慮しております。また、地元の食材を用いることで、地域の農産物や食文化に触れる機会を設け、地元への理解や関心を高めることに努めており、更に、地域の生産者の方から直接お話をいただき、児童・生徒が地産地消への理解や関心をより深める機会も設けております。

今後も給食を活用した食育活動を継続し、児童・生徒が安全で栄養バランスのとれた食事を通じて、正しい食習慣や食への関心を身につけることができるよう、教育の一環としてその充実を図ってまいります。

次に、3点目の全国の自治体の約3割が学校給食費の無償化を実施している状況に関するご質問ですが、議員ご指摘のとおり学校給食法第11条では、給食の食材費は保護者の負担と定められております。この趣旨は、児童・生徒の健全な育成に欠かせない「食」について、子どもたちの養育・教育の第一義的責任をもつ保護者と学校の設置者である地方公共団体がともに手を携えてその責任を果たしていくという考え方であると捉えております。しかし、全国的には子育て支援や少子化対策の観点から、自治体が独自に無償化を進める動きがあり、現在では約3割の自治体を実施しているところではありますが、本来このような施策は、すべての子どもたちが全国どこでも同じ教育を受けることができるという義務教育の根本的な観点から、実施するのであれば国において全国統一的に講じられるべきものと認識をしております。

なお、国が令和8年度から小学校の給食費無償化を実施すると報じられておりますが、対象範囲や補助の仕組みなど、制度の詳細については現時点で国から正式な通知がなく、内容を精査する段階には至っておりません。したがって、昨日の町長答弁にもあったとおり、制度の詳細が判明次第、速やかに対応、方針を検討したいと考えております。

現行の町の制度では、給食費は保護者負担を基本としつつも町が一定の補助を行い、安全で栄養バランスのとれた給食を安定的に提供することを最優先としております。

教育委員会といたしましては、国の施策との整合性を図りながら、給食の質を損なうことなく、家庭への負担軽減策と町の教育施策全体との調和を踏まえ、適切に検討・対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 丁寧なご答弁ありがとうございました。まず最初に、学校給食における地場産品の活用状況から再度お聞きします。小中学生をはじめ成長期の子どもたちの体の1/3は給食でつくられていると言っても過言ではないと思っております。中には、様々な事情でしっかりと朝食をとれないでいる子どももいるとの話を聞くこともあります。子どもたちの成長には、学校給食がとても大切なものであるとの認識は、多くの方が同じように持っていると思います。

そんな中で、食と農をめぐる危機が報告されております。気候変動や農村の過疎化、それから農業生産者の高齢化など、教育長の課題の中でも収穫の安定性などを言っておられます。そういうもとで、学校給食での地場産物の活用を広げようとの取り組みが各地で始まっていると認識していますが、本町での取り組み状況をですね、今答弁がありましたけれども、この状況を、例えば県内産の割合、その中での三川町産の割合、これはどうなっているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 学校給食におけます県内産の割合と三川町産の割合というようなご質問でございました。まず、主要野菜になりますが、令和6年度の県内産の割合としましては、速報値で38.9%でございます。また、三川町産に限りますと22.5%でございます。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 地場産物、安心安全な地元の食材を多く使ってほしい、こういう声が多くあります。季節によっては、また食材によっては地元産を調達できない。先程の気候の影響等もお話がありました。その中で積極的に取り組みたいというお話でございました。それで、年間を通じて地場産物をこれくらいは利用しようという目標はあるのか、地場産物の利用目標ですね、また、それに向けた取り組みなど、どのように行っているのかお聞きしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 地場産物の数値的な利用目標、そしてそれに向けた取り組みはというようなご質問でございました。まず、地場産物の利用目標でございますが、こちらのまず定義といたしましては、県内産といたしているところでございます。また、先程割合ということで、野菜の割合という形で申し上げさせていただきましたが、この地場産物の方の利用の数値的な目標といたしましては、野菜以外にも果実、生肉などの基本品目等を合計したものでございます。この令和7年度の目標とします値としましては、58%としているところでございます。参考までに、令和6年度の実績値は56.9%でありましたので、1.1%の増を目標値としているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 学校給食に地元農産物の利用という声に加え、有機食材を導入する有機給食の運動も広がってきていると認識しております。そこで、有機給食についても関連してお聞きしたいと思いますが、2023年に自治体、農業協同組合、農業関連団体、生活協同組合、そして流通市民団体や知識人などの個人参加で全国オーガニック給食協議会が設立されております。自治体では、今年の4月現在で41の自治体が加わっており、県内では高島町が入っているようです。これまでの国による農業政策は、農産物の関税引き下げ、輸入自由化が推し進められ、食料自給率も下げられてきました。

そのような中で何ができるのかと、農家の方や市民が取り組んできた課題の一つが、有機農産物、オーガニック農産物の拡大、そして食べ物を増やすことだとして、そのために学校給食に有機食材を採用してもらい、有機農産物を子どもたちが食べ、親にも関心を持って

らう。食は人間が生きていく上での基本ですから、農業全体をどうしたらいいのか、真剣に考えることが大事だと。そのような目的で全国オーガニック給食協議会が発足したというものでした。

また、政府も 2050 年までに有機農業の耕地面積を全体の 25% にするとしたみどりの食料システムを策定しておりますが、有機農業関連団体が参画する日本オーガニック会議では、その実現には有機食材の学校給食への採用が必要だと訴えています。加えて、生産者である農家に安心して作ってもらうためには、コストアップ分を補償すること、農家が再生産できる金額で買い取るために、国や自治体の予算措置、これも訴えています。この点、とても重要なところだと思います。このようなことを受けて、オーガニック給食についてのお考えなどをお聞かせいただければと思います。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） まずすみません、先程の地場産物の関係で少し答弁漏れがございました。まずそちらを先に説明をさせていただきたいと思います。数値的目標に向けた取り組みのところを答弁漏れしておりました。申し訳ございません。まず、取り組みといたしましては、まずは納入事業者、食材の納入事業者から見積書を提出していただくわけでありますが、その中に産地も表示をしていただいております。三川町産とか庄内産とか県内産というような表示をしていただいております。そこから献立を考えるとということにして、積極的な活用を図っているというところでございます。

そして、オーガニック給食のご質問でございました。こちらにつきましては、現在といたしましては、地域の生産者のご協力をいただきながら、年に 2 回でございしますが、有機つや姫を提供しております。児童生徒が有機農業の意味に触れ、食の安全性や環境保全への理解を深める機会として位置付けているところでございます。しかしながら、本町の学校給食における食材調達状況を鑑みますと、有機農産物、特に野菜などもそうではありますが、やはり一般の食材と比べますと価格差が非常に大きいということもございます。また、数量的な問題、供給時期というところもなかなか安定しづらいというようなところで、計画的にメニューに組み込むというところは非常に難しい課題であるというように認識をしております。

○議長（町野昌弘議員） 7 番 砂田 茂議員。

○7 番（砂田 茂議員） 全国オーガニック給食協議会の視察研修が 8 月に栃木県小山市で開催されています。そこでの研修で、浅野小山市長がオーガニック給食の役割ということで、学校給食利用による地産地消の経済的効果、教育的効果、食べ残しの減少など多くのメリットがあるとの報告をしております。これは本町に通ずるものもあるのではないかと思いますし、食と農に関係のない人はいりません。学校給食での地場産物の利用拡大にオーガニック給食という視点もこれからも取り入れていただきたいと思います。

次に、食育について伺います。これまでも学校教育の根幹に関わる大事な部分であるとの認識をお聞きしております。そして、この度の教育長の答弁でも、学校生活の中での取り組みをお聞かせいただきました。そこで、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。学校給食法での学校給食の目標第 2 条では、学校給食を実施するにあたっては、義務教育諸学校にお

ける教育の目的を実現するために、七つの目標が達成するように努めなければならないと謳っております。そこで、七つの目標の中の3番目にあるところですが、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うというところでの社交性及び協同の精神、こういったところでの取り組み状況はどうなっているのかお聞かせください。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 食育の取り組みの状況ということでございました。社交性及び協同の精神というようなところでございましたが、まずこちらにつきましては、給食を通じて集団での食事、配膳、片付け、会話といったような形で、集団で食事の体験を児童生徒に提供して、その精神を育てているという状況にあると思っております。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 具体的なところでもう一つお聞きしたいと思います。目標の5番目にあります食生活が食に関わる人々の様々な活動に支えられることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこととあります。ここでの人々の活動に支えられていることの理解、これについてと、もう一つ、目標の6番目の我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。食文化の理解、こういったところでの取り組みも先程お話ありましたけれども、もう少し詳しくお聞かせください。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） まず食に関わる人々の活動への理解をどのように行っているのかというようなことでございました。こちらにつきましては、地元の農家から食材提供に関する紹介をいただきましたり、また、その食材が多く努力によって支えられている、作られているというようなことを直接児童生徒にお話をしていただきまして、理解を深めているというような状況でございます。

また、食文化の理解ということでございました。こちらに関しましては、月に1回、ふるさと給食の日というようなものを設けております。これ以外にも様々行っているところではございますが、その中でもですね、県内の特産物や郷土料理を取り入れております。その中で、ふるさとの味を子どもたちに伝承するというところを行っております。一例といたしましては、今年12月でございますが、大黒様の御歳夜献立という形で、黒豆ご飯とか納豆汁というようなものの提供を予定しているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） メニューまで大変詳しくお聞かせいただきました。それぞれの取り組みについては、本当によくしてくださっているなというように改めて確認させていただきました。それを踏まえて、学校給食法の第11条ですね、先程教育長からもありましたが、保護者負担とするというところでの議論はこれまでも何度もさせていただいております。昨年12月の定例会の際にも、全国の子どもたちが同じように給食費を国が負担するという考え方は妥当とお考えをお聞かせいただいております。今回もお変わりはないということでお聞かせいただきました。

国会では、来年度から給食費の無償化ということが議論されております。小学校からまず

は先にとか、中学校はできるだけ早い時期にとか、法制化されようとするところまでの議論に至った背景について確認したいと思うんですけども、この背景には、知事会など各首長会からの要望、また文部科学省が学校の設置者の判断で保護者の負担の軽減を図ることは可能であるとの見解を示してから急速に広がり、全国の3割にあたる547の自治体で小中学校完全無償化となっている。こういうこと。それから、これは山形県の中でも35市町村のうち16の自治体で完全無償化していて、他にも四つの自治体では条件付きでの実施となっている状況。また、昨年度、県内の各議会でも審査されました給食費無償化で国への財政措置を求める請願、これでは全国的な広がりと同様に、県内の四つの議会を除く31の議会で採択され、国への意見書が提出されています。

このような各首長会からの要望や自治体の取り組み、議会の取り組みなどが国をも動かす力となっていると、こう思うところです。そして、このように自治体や議会を動かしてきた力は、全国の住民による要求運動があったことも認識しておかなければならないと、こう思うところです。本町においても給食費無償化を求める署名運動がありました。1,181人分の声を提出した経緯があります。それから2年が経過していると記憶しております。その後、これに対して重く受けとめているとのお答えもいただいておりますが、この運動について今も重く受けとめていただいているのか。この重く受けとめていただいているということに対して、これまでどのような取り組みをされていたのかお聞かせください。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 以前に無償化の署名をいただいております。こちら、重く受けとめているというところが変わらないのか、また、その実践はというようなご質問でございました。まず、いただいた署名につきましては、保護者の皆さまの切実な思い、また子育ての充実というところを求める強い願いが込められたものというところであります。教育委員会といたしましても、大変重く受けとめているところであります。この認識につきましては、現在も変わるものではございません。

実践はどうなんだというようなお話でございました。こちらにつきましては、無償化というようなものではございませんが、先日の給食費の補助金の増額補正を可決いただいたというようなところもございます。こういったところで、物価高騰が続く中でも、保護者の皆さまの負担を可能な限り抑えたいということといたしまして、町として現時点で取り得る対応を、町の役割を果たすという観点から講じたものであるということでご理解をいただきたいというように思います。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 本町での子育てに対しての支援は、決して私は薄いとは思っておりません。妊娠期からの数々の支援策を展開しておりますが、完全無償化を実施している全国の547の自治体でも給食費の無償化、これだけの支援ではありません。多くのところが本町と同様の支援を行っております。また、財政的にも予算規模での1%前後で実施しております。本町では以前0.7%ぐらいになると聞いておりました。小学校あるいは中学校に子どもが1人から2人、3人といれば、それに応じて子どもにかかる経費、子育てにかかる経費も

当然ながら増えていきます。物価の高騰が収まらない中、エンゲル係数は今世紀最大の28%台のままとなっております。

子どもに様々な習い事などをさせてあげたい、様々な経験もさせてあげたい。給食にかかる、例えば子ども一人1月5,000円が家計から減れば、その分手取りが増えることになりま。可処分所得が増えるという捉え方もできると思います。他に使えるお金ができる。子どもの将来の進学に備えることもできるし、自由に使えるお金がこれまでに比べて毎月あるわけです。それによって経済を回すことができる、回すことで成長する、すると税金が上がる、町民に還元することができる。住民サービスの向上にも寄与するという好循環も考えられると思います。それぞれの夢や目標に向かって頑張っている子どもたちの環境も良くなっていく、こういう考え方もできるのではないのでしょうか。

そこで、学校給食について最後の質問をさせていただきます。本町にある中学校、三川中学校以外の中学校に通う三川町の生徒がおります。同じ学校に通い、同じ教育を受けているのに、ある自治体の生徒の給食費は無償で、三川町の生徒は給食費を払わなくてはならない。私、これはどうも理解できないでいるんですけども、これについてどう思っているのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 本町以外の中学校に通学する給食費の支援というところのお尋ねでございました。現在、本町の給食費の補助制度については、町内の学校を対象としているところでございます。議員からは、町外の中学校へ進学する生徒についても一定の配慮が必要ではないかというようなご指摘でございました。こちらにつきましても、その必要性というところは十分理解するところでございます。特に家庭の経済状況に関わらず、すべての子どもたちが等しく食の面で安心できる環境を整えるということは、教育委員会といたしましても重要であるというように認識をしております。そのため、三川町に在住する、町外の学校に通う生徒につきましても、他市町村の動向も踏まえながら、今後前向きに検討してまいりたいというように思うところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 町外に通う三川町の子どもという少し限定的なお話でしたけれども、これは平等を尊ぶ教育、等しく教育を受ける権利を有するという憲法に照らしても、ひいては人権というところに照らしてもよくよく考えなければならないことだと私は思います。すぐにでも改善しなければならないことだと言っておかなければなりません。早急な対応を求めたいと思います。

次に、加齢性難聴について伺います。近年、聞こえについて様々と取り上げられるようになってきております。そして、先月、聞こえない、聞こえにくい人のためのオリンピック、デフリンピックが開催されておまして、聞こえについての関心が高まったのではないかと思います。今回は、高齢者の聞こえ、加齢性難聴といわれるものについてお聞きするものですが、昨年9月のときの質問、高齢者が自らの聞こえの状態を知ることができるよう、気軽に聴力検査を受けられるようにとの要望をさせていただきました。それに対して町長から

は、ヒアリングフレイル予防は重要で検討するとの大変前向きなお答えをいただいております。

そして、先月、11月18日の「社会保障制度を良くする鶴岡・田川の会」で行った自治体キャラバンの中で、先程も町長から答弁がありましたように、自立体力検定で聴力検査もするようになったとのお話を健康福祉課長からもいただいております。気軽に自らの聞こえの状態を知ることができる機会を設けていただいております。これは大変良いことだと思います。そこで、この体力検定での聴力検査の状況を少し詳しくお聞きしたいと思います。初めに、本町での高齢化率なんですけれども、これはどうなっているのか、お聞かせください。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） まずは本町の高齢化率に関するご質問ですけれども、今現在、町で公にしている高齢化率は34.37%ということで発表しております。ただ、私が手計算というか、今現在自分で把握している中では高齢化率も進んでおりまして、新しい数字では、これは個人的に出した数字ですけれども、34.7%を超えてきつつあるのかなと考えているところです。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 増えつつあると。体力検定の対象となる年齢は何歳からなのか。対象となる年齢ですね。それと、対象となる年齢に対しての参加者の割合はどのくらいだったのでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 体力検定と対象年齢また参加者の割合のご質問ですけれども、まずはみかわ自立体力検定ということで実施しております検定につきましては、町内の60歳以上の方を対象に実施しております。60歳以上ですと、単純に数えると2,800人以上がおりまして、そこからだけ計算すると2%を切るような割合にはなるかと思いますが、ただ、その中では、要支援介護を受けている方、また障害がある方、その方々もいると思いますので、そういう方々を除いていけば、もう少し割合としては高くなるのかなと思いますが、様々考えると、そういうところでは正確な割合というのを出すのは少し難しいのかなと思うところです。

なお、自立検定ということでお答えしますと、参加者については1回につき40名前後が参加しておりまして、その中で聴力検査を実施している人の割合ということでお答えさせていただきますと、9割を超える方、ほとんどの方が聴力検定も体験していただいているというのが実績でございます。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 聴力検査となると、専用の検査機器またあるいは専門的な知識を持った方が行うものというふうに思うんですけれども、この検査、実際にはどのように行ったのか、少し具体的なところをお聞かせください。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 聴力検査をどのような方が行ったか、また機械はどのよう

なものかということですが、機械は大きく言うと2種類使って実施しておりました。まず一つはタブレットを使いまして、それで自分が自主的に確認できるスクリーニング検査というもので、まず一つ。その後自分でやってみて聞こえにくいとか、また何か心配事があるような場合につきましては、耳鼻科で使用しているものと同等の機械で、専門家による検査等をしていただいております。なお、その検査をする方ですけれども、令和6年に包括連携協定を締結した事業所があるんですけれども、そちらの事業所の協力のもとに補聴器認定技能士の資格を持った方より検査を実施していただいたという形になっております。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因となっていると、これは以前から町でも同じ認識だと確認させていただいております。今回、更に一步進んだ取り組みをお聞きすることができました。高齢者の生活にもたらす影響についての全国的な調査も行われており、難聴でコミュニケーションがうまくとれないことで、社会的孤立やうつ、認知機能の低下など悪影響が危惧されるとの報告も多数出されている中で、これらを予防するために、補聴器によつての聞こえに対する有効性が言われています。

現在、補聴器が必要なのに、気づいていない人は、全国で約900万人程度いるとされており、2030年には1,400万人を超すとの予想もされております。これらの状況を踏まえると、本町での聴力検査の取り組みは大変意義あるもので、評価できるものだと思います。そこで、この聴力検査後の対応、先程町長からも答弁あったんですけれども、ちょっと具体的によく理解できなかったところがあるものですから、その後の個別の相談などの取り組み、その辺のところをもう一度伺いたいと思うんですが。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 検査等で聞こえにくいなどと判断された方につきましては、相談希望があればより詳しい更なる検査の実施ですとかを行いまして、個別相談に応じております。なお、中には保健師も同席しまして、状況によっては医療機関の受診等をまずはお勧めするなど、そのような対応で対応してまいりました。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 2017年、厚生労働省が発表した国民生活基礎調査では、聞き取りにくいなどの日常生活における機能制限に関する質問項目が新たに設けられており、聞こえに対する関心の変化も見られております。今は高齢者の社会参加や定年延長、再雇用で働く人が増えていることから、耳が聞こえにくいことが社会参加の働く上での障害になってきているとの報告もあります。高齢者の聞こえ、聞き取りにくさにとって、補聴器は社会参加の必需品とも言えると思います。この点についての認識ですけれども、改めてもう一度伺いたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 高齢者に関する補聴器の必需品ではないかというところに関してですけれども、まず、高齢者の聞こえにとって補聴器が非常に有効なものであると

いう認識は持っております。ただ、必需品かと言いますと、まだそこまでではないのかなと言いますのは、今現在も高齢性難聴と思われるというか、自覚がある方に関しても元気というか、社会参加をできている方もいらっしゃると思いますので、やはり補聴器の有無というのは、その人の個々の考え、状況等によるものなのかなと思います。繰り返しになりますが、社会参加のためには有効なものであるとは考えております。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） また、団塊の世代がすべて後期高齢者となる今年 2025 年には高齢化率が30%を超えるとも言われています。超高齢化が進む中で認知症が急速に増加すると見込まれており、2040年には認知症が推計で584万人、軽度認知症が612万人、合わせると約1,200万人に達すると予測されております。このようなことを背景に、国は認知症対策を喫緊の課題として2013年オレンジプランを発表し、その後2015年には新オレンジプランを発表しています。この新オレンジプランの中で、認知症の危険因子に初めて難聴が加えられています。

難聴であることが認知症の原因になることは最近の研究でも指摘されております。その一つ、世界的な医学雑誌「ランセット」の認知症予防、介護ケア労働委員会の論文では、認知症リスク因子として14項目を挙げていますけれども、その中で認知症との関連が最も強いもの、これに難聴と高LDLコレステロール、これが挙がっております。今回は難聴と認知症との関係についての質問は行いませんが、今後の保健事業や介護予防といったところでの参考にしていただければと紹介しました。

何を言いたいかというと、これらのことを踏まえて、全国的に補聴器の購入費に対する助成が広がっているということです。町長からの答弁では、これまでよりもやや踏み込んだお答えだったのではないかと受け取りました。今年の2月末時点での補聴器購入の助成を実施している自治体は381となっていました。11月10日時点で500を超える518に増えたこと、これは年金者組合大阪本部の調査によるものです。県内でも先程お話があったように、いくつかの自治体で実施しております。本町でも本格的に取り組むところに来ていると私は思うところですが、この点、早急な検討に入っていただきたいと思いますが、改めて伺いたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 補聴器に関する助成につきましては、全国的にも増えているということで、私どもの方でも認識はしております。その補助の創設につきましては、町長答弁でもありましたとおり、検討課題であると捉えているところですので、そのような形で考えております。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 実際に実施しているところでの助成金額も様々なんですけれども、多くのところでは大体2万円から5万円、中には10万円や購入費の1/2、または現物支給というところもあり、対象年齢を設けないで全年齢を対象とするところもあります。住民の健康、社会参加の促進に取り組む表れであると思います。

これまで町民からいただいた声では、家の中での生活ではあまり気にならないけれども、集まりに行ったとき、周りの人の声が聞き取りづらくて、みんな楽しそうに笑っているけれども、何が楽しいのか分からない。だけれどもとりあえず笑顔をつくっている。それがとてもストレスになるので、集まりに行くのを考えてしまうというような訴えを押切地区にお住まいの70代の女性からいただいております。同じようなことを横山地区の60代男性、70代女性など、折に触れて聞いております。町内にも現に社会参加をためらう方がいらっしゃいますので、先駆的な取り組みをしているところにぜひ学んでいただきたいと思っております。

次に、無料低額診療事業について伺います。この事業を利用する際の手続きはお聞きしました。ただ、このような事業があることさえ知らない方が多くいるのではないかと思います。実際の事例を紹介したいと思うんですが、山形市では困っている方からの相談があった際に、生活保護制度の説明をしているほか、山形県が作成している無料低額診療事業のパンフレットを用いて実施している医療機関の情報の提供を行っています。鶴岡市では、同じく山形県が作成したチラシを役所などのチラシボックスや掲示板に配置していると。酒田市では本町のようにホームページ、無料低額診療事業の記事を設けて、制度概要や市内の実施医療機関である本間病院を紹介しているとのことですが、この無料低額診療事業を行っている医療機関は八つあるとお聞きしましたが、例えば庄内で具体的にはどのような医療機関が行っているのかをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 無料低額診療事業の庄内での実施機関ということですが、庄内では、まずは鶴岡地区においては協立病院系列の医療機関、名前を挙げますと鶴岡協立病院、鶴岡協立病院附属クリニック、鶴岡協立リハビリテーション病院ということで、まず鶴岡地区は三つの医療機関。酒田市におきましては本間病院というところで、合わせて庄内地域では四つの医療機関が実施していると認識しております。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） ありがとうございます。私もこれまで生活に困っている方からの病気の相談を受けた際、協立病院の相談室に行って初めてこの無料低額診療があることを知りました。もっと町民の方にこの事業のことを知ってもらう取り組みを行うべきだと思います。経済的な理由で必要な医療を受けることができないと思っている方がいたとしても、近所の方や知り合いがこの制度、無料低額診療のことを知っていれば、医療に繋げることができると思います。また、一つの考えですけれども、民生委員の方が教えることもできると思います。重症化を防ぐことにもなると思いますが、この無料低額診療事業のことをもっと知ってもらうために、もっと積極的な取り組みをするべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 無料低額診療事業のより町民への周知ということでありました。確かに議員おっしゃるとおり、今までは、例えば広報やホームページ等では周知は行っていなかったかなと思ひまして、そういう面では町長答弁でもありましたけれども、まずは町民に広く知っていただけるような周知を、併せまして山形県が作ったチラシというこ

とでは、私どもおそらくこれは同様のものを持っているんですけども、そのようなものを通じながら、民生・児童委員などにもお願いしながら周知を図ってまいらなければならないかと思っております。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 「社会保障制度を良くする鶴岡・田川の会」より要請された事項について、11月7日に町長名で回答されておられます。国、厚生労働省に対しての働きかけの要請については、経済的な理由により必要な医療を受けられない方への支援は重要な課題であると認識しています。本町としても、地域における医療アクセスの確保に向け、現場の実情を踏まえた制度の見直しを図られるよう、国・県に対して求めていきたいと考えていますと、このように回答されておられます。ぜひとも、この無料低額診療事業の拡大、これが実現されるように今後も強く求めていただきますよう申し上げ、私からの質問を終わります。

○議長（町野昌弘議員） 以上で、7番 砂田 茂議員の質問を終わります。

○議長（町野昌弘議員） 暫時休憩します。 (午前10時31分)

○議長（町野昌弘議員） 再開します。 (午前10時50分)

6番 佐久間千佳議員、登壇願います。6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員）

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 今後の農業政策について  | 1. 昨今の米価高騰により飼料用米や大豆、園芸作物などの転作作物について作付面積の減少が考えられるが、農業経営に及ぼす影響と支援の方向性を伺う。                                  |
|                 | 2. 担い手への集積面積や平均年齢などの数値目標を総合計画やMターン戦略（まち・ひと・しごと創生総合戦略）に立て推進していくべきと考えるが所見を伺う。                               |
|                 | 3. 地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の実効性を高めるため、中堅、若手農業者で「地域計画促進協議会（仮称）」を作り、中長期的に議論をしていくべきと考えるが所見を伺う。                   |
|                 | 4. 過度な農地の集積による受け皿不足や離農により、遊休農地の発生や農地の売買が活発化する可能性が考えられるが、遊休農地を発生させないための支援や外国人による農地取得・保有における農業委員会の対応について伺う。 |
| 2. デジタル化の推進について | 1. 生成AIの技術発展に伴い、行政事務の負担軽減やアスレなの花などの施設利用予約もデジタル技術の活用が図ら  |

れると考えるが、所見を伺う。

2. 災害発生時のデジタル活用について、避難所内外での活用や情報収集、共有、指示等の効率化による初動対応の迅速化について所見を伺う。

3. デジタルデバイド（情報格差）対策について、デジタル活用の広がりとは歩調を合わせ推進するべきと考えるが、今後の対策を伺う。

令和7年第6回三川町議会定例会において通告に従い質問いたします。

質問事項1、今後の農業政策について。

昨今の米価高騰により飼料用米や大豆、園芸作物などの転作作物について作付面積の減少が考えられますが、農業経営に及ぼす影響と支援の方向性を伺います。

担い手への集積面積や平均年齢などの数値目標を総合計画やMターン戦略（まち・ひと・しごと創生総合戦略）に立て推進していくべきと考えますが所見を伺います。

地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の実効性を高めるため、中堅、若手農業者で「地域計画促進協議会（仮称）」を作り、中長期的に議論をしていくべきと考えますが所見を伺います。

過度な農地の集積による受け皿不足や離農により、遊休農地の発生や農地の売買が活発化する可能性が考えられますが、遊休農地を発生させないための支援や外国人による農地取得・保有における農業委員会の対応について伺います。

質問事項2、デジタル化の推進について。

生成AIの技術発展に伴い、行政事務の負担軽減やアスレなの花などの施設利用予約もデジタル技術の活用が図られると考えますが、所見を伺います。

災害発生時のデジタル活用について、避難所内外での活用や情報収集、共有、指示等の効率化による初動対応の迅速化について所見を伺います。

デジタルデバイド（情報格差）対策について、デジタル活用の広がりとは歩調を合わせ推進するべきと考えますが、今後の対策を伺います。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間千佳議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項1の今後の農業施策について、4点目の遊休農地の発生防止のための支援や外国人による農地取得等に関するご質問につきましては、農業委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の今後の農業施策について、1点目の米価高騰による農業経営に及ぼす影響等に関するご質問ではありますが、主食用米の価格の高騰を受け、農業者の間では収入が確保し

やすい主食用米の作付けを望む声が強まっております。また、栽培工程の観点からも、園芸作物とは大きく異なるため、主食用米と同じ工程で栽培できる加工用米や飼料用米の作付けが求められているものと捉えております。

米価の高騰によって主食用米と転作作物との価格差が拡大し、転作面積の減少が見込まれる中、転作作物についても主食用米と同程度の収入、もしくはそれにできるだけ近づけるような支援が確保できれば、農業者の転作離れを抑制できるものと考えております。町といたしましては、引き続き国や県に対し、農業者の経営安定に繋がる適切な支援を要望してまいりたいと考えております。

次に、2点目の農業の数値目標を総合計画やMターン戦略に盛り込むことに関するご質問ですが、農業の数値目標につきましては、現在のMターン戦略において「重要業績評価指標」、いわゆる「KPI」を設定し評価を行っているところであり、来年度から始まる第3期戦略の中でも、農業経営体の割合や、認定農業者や新規就農者の割合などを盛り込むことを検討しているところでもあります。

次に、3点目の地域計画にかかる中堅、若手農業者による協議会の設置に関するご質問ですが、本町では、現状、協議会は設置しておらず、地域計画については、各町内会の生産組合長を中心とした会議を開催し議論しているところではありますが、生産組合長が1、2年で交代されることや、専業農家でない方、あるいは家族が農業を担い、実質的に農業を行っていない方もいるため、生産組合長が地域の実態を正確に把握できていない場合もあります。また、各生産組合長によって農業への意欲に温度差があり、会議が十分に活性化しないことも課題となっております。そのため、地域計画の見直しにあたっては、協議会という形にはとらわれず、将来の地域農業に意欲のある若手・中堅農業者を主体とした中長期的な議論の場を設定しながら意見集約し、計画の実効性向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項2のデジタル化の推進について、1点目のデジタル技術の活用に関するご質問につきましては、まず、生成AIの活用については、業務の効率化や負担軽減効果があることから、全国の自治体で導入が進んでいることは認識しております。そのため本町では、生成AIを業務で利用するにあたっての基本的な考え方とルールを定めた「三川町生成AI活用ガイドライン」を策定し、効果的、かつ安全な活用を推進しているところでもあります。現在、業務においては3社の提供するサービスを許可しており、文章の作成、文章校正、文章の要約等において活用しているところでもあります。次に、施設予約のデジタル化については、利用者の利便性を考え、県の施設予約システムを活用し、令和8年4月より、子育て交流施設テオトルと、三川町公民館、アスレなの花及び町民体育館等の社会教育施設においてインターネットからも予約ができるように整備しているところでもあります。このシステムの運用にあたっては、スムーズに対応できるように関係者と調整を行いながら準備してまいりたいと考えております。

次に、2点目の災害発生時のデジタル活用に関するご質問ですが、令和7年7月より、有事の際に職員間等で迅速かつ効率的に情報を共有するために、全職員及び災害時等に



うことで、目安よりも2万3,000 t以上多い見通しということでありました。生産の目安数量というものは増加方針でありますけれども、実績対比となりますと減産にも見えるという形になっております。

そこで、まず1点目、お伺いしますけれども、米作付けの増加が示唆されておりますけれども、農業経営における産地交付金等各種補助金での支援を踏まえた農業所得確保の最大化というのはどのように図られると捉えているか、その辺をまず1点お伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） まずは農業者の所得の確保という面で、経営所得安定対策ということで、今、農業者に対して補助金等を交付しているわけですが、今現在、水田活用直接支払交付金や産地交付金、またゲタ対策と言われる畑作物直接支払交付金、ナラシ対策と言われる収入減少影響緩和交付金などがあります。三川町農業再生協議会の方で実際に支援をしているところですが、そちらの方で農業者に対して支援を行っていきたくて考えているところですが。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） すみません、最大化、どのように図られるかということで、町の支援の方として、町の特色を生かした支援という考え方があろうかと思っておりますので、各種補助金を総動員した上で、どのような形が農業者にとって本町における経営が一番利益確保に繋がるのかということをお伺いしたかったわけですが、先程お話しになりました水活、いわゆる水田活用直接支払交付金、その中の戦略作物助成というものが示されておまして、令和8年の国の概算要求額としては2,960億円と概算要求されています。その中で示されているのが、麦、大豆に関しましては10a当たり3万5,000円、またWCS、ホールクロップサイレージですね、こちらに関しましては8万円、加工用米2万円、麦も大豆も令和12年までの面積拡大を政策目標としているようですが、もし情報が来ていけば結構ですが、その具体的な方針と、また飼料用米の標準単価の引き下げというものが示されておまして、現行の7万円から6.5万円という方針に引き下げされているようです。

先程町長答弁によりますと、加工用米であったり飼料用米の支援が求められるというような答弁があったかと思われませんが、その減額に関して何か補てんするような考えがあるのか、また、国からの具体的な情報等あるのか確認いたします。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 国からの交付金につきまして、現時点で明確に方針と申しますか、そういったものが来ていることではございません。議員おっしゃるとおり、飼料用米の引き下げというのは以前からもう決まっているというところで、毎年5,000円ずつ下がっていくというような形になっているところですが、現時点でそれに対する町としての補てんというものは考えていないところですが。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） 補てんは考えていないということで、そうしますと、やはり転作

作物に関しましては減少傾向に歯止めがかからないのかなというように現時点では思うわけでありまして、農業者側としまして、農業経営の安定化というためにも、やはり各種補助金の影響というものを試算した上で農家が作付計画をしたいと思いますけれども、やはり農家がシミュレーションしやすいように、こういった各種補助金を整理して提示し、本町においてはどのような作型がより効果的なのか等を示すことが重要ではないかと考えておりますが、その補助金のシミュレーションに関しての整理、提示に関しての考え方、見解をお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 補助金につきましてではありますが、三川町農業再生協議会の方で単価の方を設定しているところでございますが、国から配分されるお金について単価を設定することになります。東北農政局との協議が必要であり、大幅な単価の引き上げ等は難しいというような状況にあります。こちらの方につきまして、国が示すメニューの中で本町として取り組めるものを抽出する形になりますので、その点につきましては東北農政局と協議してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） まずは、ぜひ収量から得られる農業所得だけではなく、こういった補助金をフル活用することも農業経営にとっては重要なことですので、ぜひそういった補助金のメニュー、本町にとって何がメリットがあるのかというところを提示できるような形で整理していただけたらというように思います。様々な農家、経営スタイルがある中で、画一的な提示は難しいと思いますが、その中でも様々な選択をできるような形で、農家がシミュレーションできるような形でご提示いただけないかなというように考えておるところであります。

担い手の関係の質問に移りますけれども、本町における平均年齢というものが、昨日の一般質問の中で62.91歳ということで答弁がありました。全国の平均年齢を見ますと、67.6歳ということで、かなり若返っているのかなというように見てもとれますが、第4次総合計画の中にあります年齢階層別農業就業者比較と平均年齢というところではですね、平成17年では61歳でありました。5年で1歳ずつ上がっていき、平成27年では65歳となっておりますが、今の現状、62.91歳というところを見ますと、単に若返りしているのか、全体の農業従事者が減少している中で、中堅・若手層へのシフトが加速化しているのか、この状況をどのように捉えているのか、まずはお聞きします。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 認定農業者の平均年齢ということでございますが、令和2年度につきましては60.71歳、令和3年61.55歳、令和4年度が62.52歳という形で年々上がってきておまして、令和7年4月1日の時点では64.17歳ということで、平均年齢は徐々に上がってきておりました。ところが、令和7年4月1日から今月の1日、12月1日までの間に比較的年配の認定農業者が離農したということもあまして、平均年齢は62.91歳というようになっているところでございます。

ここに来て、若手農業者へのシフト、実際に認定農業者数も今年になって7名減っておりますので、徐々に若者の方にシフトした結果、平均年齢も下がったものと分析しているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） 今、平均年齢の統計をお伺いしましたけれども、このMターン戦略の中で、まち・ひと・しごと創生重点戦略というものが示されておりますが、基幹産業である農業従事者の高齢化と後継者問題の解決を図るため、農業の中核的な担い手の確保と育成、農業経営の向上、拡大による雇用の創出が示されています。町長答弁にもありましたKPI、重要業績評価指標において、認定農業者数の数値目標というものは示されておりますけれども、やはりそれと同様に、1経営当たりの面積であったり、担い手の平均年齢の目標を示すことで、より具体的な施策を推進できると考えますが、その考え方についての見解をお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 町長答弁の方にもございましたが、農業者の農業の数値目標につきましては、現在、Mターン戦略において指標の方を設定して評価をしているところであります。今後、様々な計画において数値を盛り込むかというところでございますが、計画の性格や必要性などを十分考慮した上で対応してまいりたいと考えているところであります。ただ、担当課としては、実際にそういうようなデータの方はできるだけ準備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） まずは内部でもそういった数字を押さえていくということは非常に重要になってこようかと思われまます。地域計画の方に移らせていただきますが、全国での地域計画の様子も受け手がいない、いわゆる白地農地と言われるものが3割を超えるようになるようであります。田畑の3枚に1枚は荒れ地となる可能性が出てきたということでありまして、その中でも80歳の農業者を10年後の耕作者に位置付けた地域というものもあるようでありました。昨年作成された耕作者年代別現況地図によると、本町においては見受けられないかなというように感じましたが、本町の現状と対応はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 地域計画につきましては、現在、地域計画は本町で一つになっているところでございます。実際に農業者に対するアンケート調査を実施したところ、2年前のアンケートになります。出し手と受け手の割合が出し手に対して受け手が極端に多いというような形になっておりまして、マッチングができないというような状況でありました。したがって、地域計画につきましては、なかなか難しい状況になっているということでありまして、現在、再度農業者に対してアンケート調査を実施し、対応しているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6 番（佐久間千佳議員） 町長答弁の中には、この地域計画であったり、中長期的な議論に関しましては、意欲のある人に集まっていたら、そういった議論する場を設けるといような答弁がありました。具体的にはどのような場を想定されているのか、お伺いいたします。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 地域計画について、組織化というお話もございましたが、今、本町では、若手農業者、本町の農業の将来を担う60歳未満の農業者を対象にした「みかわの農業のあり方」意見交換会というものを開催し、今年で4年目を迎えるという形になっています。60歳未満の農業者だけでなく、今後の農業のあり方に関心のある方も対象にし、情報交換や課題の共有、解決策について協議を行っており、地域農業の底上げを図っていききたいという思いから始めたものでございます。そういった若手農業者と意見交換する場を今後も設け、地域計画に生かしていきたいと考えているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6 番（佐久間千佳議員） ただいま4年目になります農業の意見交換会、こちらに関しまして、今後、地域計画のビジョンを議論するような会にするのか、あとはメンバーですね、メンバーをしっかりと1、2年で変わらないような中長期的なメンバーで進めていくのか、その辺の考え方を伺います。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 「みかわの農業のあり方」意見交換会につきましては、今年12月16日に開催する予定であり、今年につきましては、地域計画について、実際地域で抱えている課題等についても議論を行うグループ討議等を行うことで今進めているところでございます。実際にそういった方々、メンバーを固定化して議論を進めていくべきなのではないのかという趣旨のご質問かと思いますが、実際にその意見交換会の参加者に意見交換について組織化していったらどうかという話をさせていただいたところ、組織化するとなかなか参加がしづらいとか、自由な意見を出しにくくなるといった意見もありましたので、そういった若手農業者、中堅農業者の組織化というものは現在考えていないところでございます。

ただし、そういった若手農業者については、今後も引き続き参加を促していき、自由に議論できる場を設定しながら、地域計画、意見集約しながら実効性のあるものに高めていきたいと考えているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6 番（佐久間千佳議員） ただいまの答弁で実効性を高めていくということでありました。やはり生産組合長にこの議論をお願いするというものはかなり負担がかかっているのかなというように感じております。集落内のまとめ役であったり、それから町へ出向いての全体での話し合いというところを、1年しか任期がない生産組合長が担うということはかなりの負担になろうかと思えますし、引き継ぎ等もやはり大きく意見が変わってくるような形で、集

落内の意見集約といたしますか、その集落内での意見も毎年変わってくるような形になりかねないのではないかと考えております。やはりそういった組織とは切り離して、中長期的なメンバーでのビジョンを議論する組織が必要であると考えますし、その方が実効性がより高まると感じております。

再度お伺いしますが、その形はどうであれ、そういった意見交換会というような場を地域計画ビジョンに答申するような会に持っていくのかどうなのか、その辺の見解を再度お伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 先程も申しましたとおり、農業者、若手農業者、中堅農業者の方々が組織化を望んでいないというようなことが私どもとしては見受けられました。したがって、地域計画につきましては、生産組合長による地域の声、また若手農業者、中堅農業者の声というものを組織化した形ではなく、自由な場の意見を拾い上げながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） あくまでも組織に縛られて自由闊達な意見ができないような組織では、将来のビジョンを描くことは難しいかなというように私も思いますが、私なりにどうしたら実効性の高まるような組織ができるのかなというように考えたときに、中長期的な視点としては、やはり10年後に60歳代となるような、現在各集落で面積が集約してきている農家というものが散見されてきております。そういった方々から集まっていただいて、数年単位での地域計画の見直しに協力をお願いするというような形で描けば、やはりその方々は集積もしていますし、将来を担わなければならない、更には効率化もしていかなければならないということで、責任感がまず増している方々だと思います。

そういった方々に、やはり自分の地域をどう考えるんだと、自分ごとのように考えていただく必要があるのではないかと思いますけれども、そういった方々の選定、そういった会の発足に関しての見解をお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 議員のおっしゃるとおり、10年後に60代を迎える方々に協力をお願いすることにつきましては、私も同感でございます。そこで、実際に今このままにはしておけないなという思いから、4年前から若手農業者、中堅農業者を集めて「みかわの農業のあり方」意見交換会というものを開催してきた経過がございます。時期的なものもあるかと思いますが、実際その意見交換会も人がなかなか集まらないというような状況がございます。その中で組織化をするというところも少し難しいところはあるのかなというように思います。

そういった面も全部含めながら、できるだけ若手農業者、中堅農業者もある程度固定化されているというか、限られているというか、決まったメンバーになっているというか、そういったところもございますので、そういった方々からできるだけ多く参加してもらえようように、声かけをしながら会議を設定していきたいと考えているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） ぜひ農業者の構図が少し変わりつつありますので、その地域内での頭角を現してきている農業者に関しましては、そういった意見を求めるような働きかけをしていただきたいというように思います。

次に、農業委員会関係の方の質問に移らせていただきますけれども、農業委員会の会長の答弁によりますと、外国人による保有状況は発生していないという答弁でありました。今年の4月からは、短期在留外国人の農地取得が原則禁止され、在留期間の残存日数の報告が義務づけられるなど、規制が強化されているようであります。その中でも、農地取得時または在留期間の残存日数を農業委員会に報告することが義務づけられておりますけれども、こちら、窓口対応であったり、体制の整備、どのような形でなっているのかお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 菅原農業委員会事務局長。

○説明員（菅原 勲農業委員会事務局長） 議員がおっしゃるとおり、本年4月から農地法関係の法令の改正に伴いまして、外国人や外国法人による農地の取得について、国籍や在留資格の報告について義務づけられることになりました。現在、国の方でも、先月25日の報告でも、外国人や外国法人等の取得について違反転用が3件見つかったということから、その後、閣僚会議を開いて検討してまいりたいというようなことも明らかになっておりますが、農業委員会としましては、その期間にも、検討している間にも外国人による農地の取得の申請がある可能性もございますので、申告された在留期間が短く、在留資格の更新が見込めないというような場合には、農地の適正それから継続性の利用について確保できない恐れがあるのではないのかなというように判断した場合には、取得の申請の許可はしない方向で考えているところでございます。

また、現在、本町において農地を取得された町民以外の外国人、外国法人はおりませんが、今後、農地の取得を希望される場合には、農地を適正に利用する意思があるのかどうか、また、能力的にその農業を営むことができる能力があるのかどうか、具体的な営農計画の提出を求め、要件に適合するかどうか審査をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） そういった対応に関しましては農業委員会を通さずに申告をしないパターンというのも懸念されるわけでありまして、そういったパターンに対応できるように農地パトロールであったり情報収集の方に努めていただきたいというように思います。

先程の答弁の中で、過度な農地集積はないというような答弁でありました。今後、集積が進んでくれば、やはり受け皿不足になった場合であったり、地域的な問題からすでに入作というものが入ってきている地区がありますけれども、やはり入作が増えることへの懸念というものが、農業所得等の税収の恒常的な減少といったリスクがあると考えます。機械への設備投資や異常気象の対応、土づくりに対する支援というものは重要だと捉えておりますけれども、再生協議会による重点作物選定であったり、産地交付金予算等の組み替え、または町単独予算で大規模圃場化への補助であったり、農地の団地化への補助というものを新設し、農作業の効率化、集積化を進めるべきと考えますが、見解をお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 産地交付金の部分と町の支援等とか、様々あったかなというように思っているところでございます。まず、産地交付金の部分につきましては、先程申しましたとおり、東北農政局との協議が必要でありまして、国から示された配分の中で単価を設定するということになります。国から示されたメニューの中で、本町として取り組めるものについて抽出して設定する、取り組みの面積によって単価が変動するというところでありますので、その点はご了解いただきたいというように思います。

おそらく圃場の大区画化等に対する支援というような形のものを想定された質問なのかなというように思います。現在国や県の方では大区画化や農地の集積について支援を行っているところでございます。中には、本町でも複数の圃場を一つにまとめて大区画化を図るといったような農業者もどんどん増えてきているという中で、そういったものに対しても場合によっては検討を考えていかなければいけないというように考えているところでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） ぜひ検討していただきたいと思います。今そういったところに農業者のニーズがだんだんシフトしてきているのかなというように捉えております。よろしくお願ひします。ここで少し私の中長期的なビジョンを考えるきっかけとなったことでもありますけれども、先月ですね、カリフォルニアのサクラメント近郊のデイビスというところにあるサンバレーライスという会社に農業視察に行つてまいりました。大変広大な農地でありまして、その会社は約8,000haの精米を受け入れているということでありました。その半分の4,000haは自社で栽培しているということでありまして、稲作に対しての基本的な情報をお聞きしましたところ、大体现地では40haが1枚ぐらひの圃場かなということでありました。その中に少し割つているところはありましたけれども。

平均的な経営体をお聞きしますと、1経営体、大体200haを経営しているというようなことでありました。栽培管理に関しましては、80haを2人でこなしているんだということでありまして、播種に関しましては、芽出し粃を淡水直播きということで、セスナで播種しておりました。また、刈り取りに関しましては、1日20haできるコンバイン、こちら1億5,000万円ぐらいするそうですが、それを2台で刈り取りしているというようなことで、規模が全く違うということで大変驚きました。その乾燥調整精米施設であったり、パッケージセンター、また出荷用の駅が一体になっているという、その本社並びに近郊の共同乾燥施設、またその近隣の圃場を視察させていただいたわけでありましてけれども、現地で中粒種と言われるカルローズ米であったり、短粒種のひとめぼれ、また独自のブランド米というものを試食しましたが、淡泊で食べやすく、今の日本でのニーズに合う米を作っているなという形で衝撃を受けてまいりました。

日本の稲作というものは、アメリカの生産コストの4.2倍かかっているようであります。かんがい用水の効率化や播種の効率化というものは見習うところもあると思いますが、勝負にならないなというように感じてきたところであります。川自体を1本、頭首工から管理し

て、圃場に全部その農家が流している。そこでポンプアップして、川自体での水位調整をしているというような具合に、かなり効率化が図られておりまして、また、田んぼの中にガス田等もありましたので、ダブルマネーだというようなことで喜んでおりました。水不足による経営リスクも大きく、2月のダム貯水量によってその年の稲の栽培面積が決められるということで、その不安定さと、またアーモンドというものの収益の良さからアーモンド栽培へとシフトしてきているようでありました。今後の日本においては、気候変動への対応と効率化、高品質・多収穫・良食味の並立を図らなければ太刀打ちできないというように感じてまいりました。

アメリカでは、温暖化により短中粒種がカリフォルニア州の一部でしか栽培できなくなってきたと聞きましたし、東南アジアでも長粒種へシフトしていると聞いております。輸入の可能性というものを視野に入れつつ、庄内の良食味米の存続がやはり強みになるというように考えております。将来に農地と技術を繋ぐのが今いる人々の責務だと思いますので、農業者、行政、各種団体が一丸となり、農業の継承が持続的なものになるよう、当局の長期的な視点での施策が重要となると思いますので、よろしくお願ひします。

続いてデジタル化の推進についてお伺ひします。町長答弁によりますと、生成A Iの活用、三者によってサービスを利用しているということでありました。この行政事務でのA Iの活用に関して、効果とその課題をどのように捉えているか、お伺ひします。

○議 長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 生成A Iの活用の効果ということからお話をさせていただきますと、具体的には職員、文書の作成であったり、文書の構成、文書の要約等に活用させていただいているところです。また、人によってはイラストだったり、そういったものを修正等にも使っている方もいらっしゃると思います。そういった中で、やはり職員の業務負担の軽減を図ったり、あるいは効率性を図ったり、それがひいては住民サービスの向上に繋がるというものであるというように理解をしております。

○議 長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6 番（佐久間千佳議員） 現状での課題はないでしょうか。

○議 長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） すみません、答弁漏れでした。課題につきましては、本町で取り入れているA Iが容量制限など一部制限のある無料のサービスを活用している状況です。そういった中で、容量が不足してしまい、効果を発揮しきれないというところも、実際のところの活用の方法の中であるかもしれないです。そういった中ではやはりそういったものを使う、容量制限をなくするためには、やはり高価な一つランクのある有料のサービスといたしますか、有料のソフトを使わなければならないということにもなりますので、やはり費用対効果とか、そういったものも含めまして、課題というように認識しているところがあります。

○議 長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6 番（佐久間千佳議員） ただいまの答弁ですと、無料サービスを使用しているということ

で少しお知らせしますと、無料サービスには少しリスクが潜むのかなというように考えております。やはり有料版ですと、高度なセキュリティ体制であったり、文字制限のないアップロード等、業務で使う分には申し分ない能力を発揮すると思っておりますけれども、やはり無料版ですと、そういったセキュリティ対策であったり、業務の効率化、その中で無料版の中で我慢しなければならないということは、本当に業務の負担軽減に繋がっていかないというように思います。

行政視察においても、他自治体で生成AIに対する予算化をしているところもありました。財政当局の見解として、庁舎内の業務に関しての生成AIの有料版の使用に関して、やはりこれからはセキュリティの強化も必要と考えますので、その有料化の予算化に関して見解をお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 生成AIの活用に関しまして、今後の有料化への移行というご意見かというように思いますが、現在、先程の説明にもございましたけれども、無料版での活用の中で様々試しながら、今現在、業務の方に活用しているという状況でございます。今後の状況によりましては、やはり有料化などに移行いたしまして、そういったセキュリティ対策等の万全なものに移行していくという考えはあるのかもしれませんが、今現在は所管の方でこの生成AIを取り入れた状況でございますので、今後の動向を見ながら検討してまいりたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） やはり無料版ですと性能にも限界があるようであります。事務負担の軽減を図る上では、やはり有料版でセキュリティもしっかりしたものを安心して使うと、そこを積極的に使うということが重要になってくると思われまますので、今はまだ試行期間というような捉え方のようにありますけれども、積極的な活用を求めたいと思います。

次に、災害時のデジタル活用に関してでありますけれども、災害時、避難所内外での活用に関して、やはり避難者の確認であったり、入退室管理ということでの活用を図られるのではないかなと考えておりますが、そういった形でのデジタル活用、また災害が発生しているところを共有するであったりですね、そういった活用が考えられると考えますが、その活用に関しての見解をお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 災害時におけるデジタル活用ということで、まず避難所の入退室の管理ということでございます。こちら、先に行われました補正予算の会議の中で、補正予算を危機管理室の方で予算計上させていただいていましたが、今回、山形県全域において避難所管理システムというものを導入する形になりました。そちらはQRコードでもマイナンバーカードでも避難者の受け付けができるようになるというシステムでございます。こちら、運用を来年の1月から開始する予定でございますので、そういった部分でのデジタル化は進んでいるところでございます。

また、災害時の災害発生箇所等の情報を寄せる、例えば消防団員ですとか、住民の方から

寄せていただくためのデジタル技術の活用ということでございました。消防団との間におきましては、幹部以上の方と LINE で町と繋げておりまして、そこを情報連絡網という形でそれぞれ相互でやりとりをさせていただいておりまして、住民の方からにつきましても、町の LINE と友達というような形になっていただければ、そこから写真での町の広報に対してですけども、お送りいただくことはできますので、一応体制としては整っているというように考えております。以上でございます。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） そういった情報共有、徐々に広がってきている中で、やはりただいまの答弁にありました消防団への情報共有というものが幹部以上というように限定されているかと現状は思われます。やはりそれ以外の全消防団への情報共有というものが発災時には重要になってくるのではないかなというように考えております。その全団員への情報共有の考え方、また、鶴岡市においては、スマホを利用した情報伝達システムというものを試験的に二つの地区で行っているということでありましたが、そちらの情報、当局の方で何かお話があるのか、また、その共用に関しての情報をお持ちなのか、お伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 鶴岡市の方で試行されているという全消防団員を対象としたスマホを使った情報共有システムの運用に関しまして、本町に対しては特に今のところお話はございません。ただ、火災の場合などは、消防本部の方から消防団幹部の方に自動的にメールが流されるようになっておりますし、また火災とか災害の発生の恐れがある場合に関しましては、全団員ということであれば、例えば防災行政無線による連絡、町 LINE と友達登録していれば LINE によるお知らせ、それから町内にいけばエリアメール、緊急速報メールといった形で複数の連絡手段を取り揃えているところでございますので、まずはそういった既存のシステムの中で対応できないかということで検討をできればなというように思うところでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） その既存のシステムの中で難しいと思われまますが、全町民を対象とした情報発信になるのか、消防団のような一部を対象とした情報発信にするのかというところで、取り扱いが大変難しくなってくるのかなというように思いますけれども、消防団に関しましては、やはり火災の現場であったり、水利というものが、防災行政無線を通じて何とか現場にたどり着くというパターンも見受けられました。ですので、やはり手元の方にしっかり地図のような形で落とし込めれば、より迅速にたどり着けますし、水利もすぐ分かるというような状況が作れるのではないかなというように考えております。

地域防災計画の見直しに併せて水利であったり、また別のシステムになろうかと思いますが、災害備蓄品等の保管状況をまとめたデジタル防災地図のようなものの作成に関して有効だと考えますが、見解をお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 例えということで、火災発生時の情報共有のあり方として

デジタル化された情報を共有することは非常に有効ではないかということでのご質問でございました。まず、消防水利の情報でございますが、こちらにつきましては、消防団の方から常に地域の消防団の方から、点検も含めてしっかりと分団ごとにですけれども、きちんと確認を、点検をしていただくことが原則となっております、やはり普段の活動の中で押さえていただく必要があるのかなというように思うところでございます。

また、情報を全町民向けではなく、消防団に限った形での連絡ということでは現時点でも行っているわけではございますが、やはり消防団に関しましては、消防団長の指揮命令の系統のもとに活動するというのが原則でございますので、やはり私どもといたしましては、町から一斉に情報発信をするというよりは、必要に応じてそれぞれの班で対応できるような体制を整えていただくという意味もございますので、現時点でまずは消防団幹部までの LINE 発信という形で捉えているところでございます。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 6 番 佐久間千佳議員。

○6 番（佐久間千佳議員） ぜひ発災時の迅速な対応に繋がるようにデジタルを活用していただきたいというように思います。

最後に、デジタルデバインド関係でありますけれども、先日の新聞報道によりますと、政府計画として国民の A I 活用 8 割を目標としているということで報道されておりました。現在、日本人の生成 A I 利用経験者が 26.7%と、アメリカの 68.8%、中国の 81.2%と比較し、本当なのかなと思いますが、非常に低いようであります。高市総理の危機管理投資の中核と位置付けられたことから、政府や地方自治体が旗振り役となって A I を積極活用するほか、様々な業種で導入が進むよう政府が支援するということでありますので、これから状況が変わってくると思われま。

例えば、三川町独自のデジタルクーポンなどの発送は度々頓挫、挫折しているかなというように思いますけれども、目的を商工振興策に絞らず、デジタルデバインド対策でも推進するなども考えられるのではないのでしょうか。アメリカの話に戻りますが、スマホの通訳機能であったり、英文を日本語に翻訳するカメラ機能の発展が目覚ましく、大いに活用できると実感してきました。加速度的にデジタル化が進むと思われるので、デジタルデバインド対策も速度を合わせて進めていただきたいと思います。実はこの質問も A I によるものだという時代がそこまで迫っているかもしれないと申し上げ、質問を終わります。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で、6 番 佐久間千佳議員の質問を終わります。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で、一般質問を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） 暫時休憩します。 (午前 11 時 50 分)

○議 長（町野昌弘議員） 再開します。 (午後 1 時 00 分)

○議 長（町野昌弘議員） 日程第 2、議第 67 号「三川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第 67 号「三川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご

説明申し上げます。

本案につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づき、国の標準化基準に適合する基幹業務システムに移行することに伴い、住登外者宛名番号管理機能をシステムに組み込み、住登外者宛名番号を付番・管理する事務を行うことができるよう、本条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから議第67号「三川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第67号「三川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（町野昌弘議員） 日程第3、議第68号「三川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第68号「三川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、本条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。

その改正内容といたしましては、電気通信事業を営む登録事業者の登録の更新規定の条項に、特定電気通信事業に関する用語の意義が設けられたことにより、引用条項にずれが生じたため、本規定を整備するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから議第68号「三川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議 長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第68号「三川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（町野昌弘議員） お諮りします。日程第4及び日程第5、以上2件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第4及び日程第5を一括議題とすることに決定しました。

○議 長（町野昌弘議員） 日程第4、議第69号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件、日程第5、議第70号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件、以上2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第69号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」、並びに議第70号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、本町の一般職の職員、定年前再任用短時間勤務職員及び特別職の職員の給与について、山形県人事委員会の勧告等に準拠し改正いたしたく、提案するものであります。

その改正の概要を申し上げますと、まず一般職の職員については、民間給与との較差を埋めるため、若年層に重点を置きつつ、すべての給料表の給料月額について引き上げの改定を行うとともに、期末手当及び勤勉手当については各々0.025月分を引き上げ、宿日直手当については支給の限度額を引き上げるものであります。定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当及び勤勉手当を各々0.025月分引き上げるものであります。また、特別職の職員については、期末手当を0.025月分引き上げ、技能労務職の職員については、規則において一般職の職員に準じて引き上げの改正をいたすものであります。

なお、参考資料として配布しております新旧対照表及び給与勧告の概要については、所管の総務課長よりご説明いたしますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（町野昌弘議員） 所管の課長より補足説明を求めます。中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） それでは、細部につきまして私からご説明申し上げます。

初めに、本日配布いたしました、山形県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告の概要に基づき、この度の勧告の要点についてご説明申し上げます。

まず県におきましては、民間給与との比較を行うため、企業規模50人以上の民間事業所の職種別民間給与実態調査を実施し、その結果として民間給与との較差を埋めるため、給料表の水準引き上げと期末手当及び勤勉手当の引き上げを勧告したところであります。本町におきましては、山形県人事委員会勧告の給与改定等資料の1ページにあります内容に準じ、令和7年4月1日に遡及して、一般職の職員については、給料の平均改定率を3.62%、ボーナスを0.05月引き上げることなどについて、所要の改正をいたしたく、本議会定例会に上程したところであります。

それでは、上程しております議案について、別にタブレットの方でお示しをしております新旧対照表によりご説明申し上げます。

初めに、議第69号につきましては、第1条関係については、特別職の職員の期末手当について、12月期の支給月数を2.5/100引き上げるものであります。

第2条関係については、令和8年度以降の6月期及び12月期の期末手当の支給月数を平準化するため、当該期末手当について所要の改正をいたすものであります。

次に、議第70号につきましては、第1条関係については、宿日直手当の支給額の限度について、勧告に基づき、勤務1回につき300円を引上げ4,700円とし、以降については実態に合わせ、不要となる部分を削除したところでございます。

続いて、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を一般職の職員及び定年前再任用短時間勤務職員ともに、各々2.5/100引き上げるものであります。

また、一般職の職員の給料表の改定については、議案書の給料表により、民間給与との較差を埋めるため、若年層に重点を置きつつ、すべての給料月額を改定するものであり、本町におけるその平均改定率は3.62%であります。

第2条関係については、令和8年度以降の6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数の平準化に関する勧告があったことから、当該手当について所要の改正をいたすものであります。

以上でございます。

○議 長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） 条例制定2件を一括して審議いたしました。採決は区分して行います。

最初に、議第69号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議長(町野昌弘議員) 起立全員であります。したがって、議第69号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議第70号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議長(町野昌弘議員) 起立全員であります。したがって、議第70号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(町野昌弘議員) 日程第6、議第71号「三川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第71号「三川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、子ども・子育て支援法等の一部が改正されたことに伴い、児童福祉法に基づく新たな認可事業として「乳児等通園支援事業」が創設されました。本町においても国の設備及び運営に関する基準に基づき、地域の実情に応じた事業運営を可能とするために条例の設定をいたしたく提案いたすものであります。

その内容を申し上げますと、令和8年度から全国の自治体において、保育所に通っていない0から2歳児がいるすべての子育て家庭に対して、通園できるサービスを提供するものであり、子どもの健やかな育ちを支援するとともに、保護者の育児の負担軽減や孤立した育児の解消を図ることを目的としている条例であります。

以上、よろしくご審議くださいますと、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(町野昌弘議員) これから質疑を行います。

7番 砂田 茂議員。

○7番(砂田 茂議員) では、私の方から、そもそも論のところでは3点ほど伺いたいと思います。本町内には、みかわ保育園、いのこ保育園、三川りっしょう子ども園がありますが、本制度の説明の際には、みかわ保育園1ヵ所での実施とのことでした。なぜみかわ保育園だけの実施なのか。他の二つの園への打診とか意向確認とかその辺のことをなされたのか。その辺1点。

それから、利用定員が3名までとなっておりますが、この辺の理由もお聞かせください。

それから、もう1点ですけれども、利用時間は月10時間とし、柔軟利用を想定しているようですけれども、ちょうどお昼といいますか12時から13時までの間、この間利用でき

ないとなっておりますが、その辺の理由はどういうものなのかお聞きしたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 真寫子ども支援主査兼係長。

○説明員（真寫 幸子ども支援主査兼係長） みかわ保育園での実施理由、あと他の二つの園の意向確認につきましては、いのか保育園、三川りっしょう子ども園に、令和8年度の乳児等通園支援事業の実施についてご相談したところでありまして、二つの園とも現状ではこの事業の運営が厳しいということで判断されたため、令和8年度は公立のみかわ保育園のみ実施することにいたしました。

また、利用定員が3名までとなっている理由につきましては、三川町内においてこの事業の対象となるお子さんは、10人から多くても20人程度ということで予測しております。また、広域での利用もできることから、町外のお子さんも数名を見込んでおります。利用できる時間が月10時間と限られていることもありまして、利用の見込み状況も踏まえまして、1時間当たりの利用定員を3名にしたところであります。

お昼の時間利用できない理由につきましては、利用時間につきましては、みかわ保育園に相談した結果になるのですけれども、給食を提供するのが難しいとお話があったことから、12時から13時までの時間を除いた9時から12時までと、13時から16時までの時間において実施する予定であります。

園の給食の提供につきましては、今年度より株式会社ベストへ業務委託をしております。1歳6ヵ月未満の小さいお子さんですと離乳食の対応になるのですけれども、ベストで今の人員体制では対応できないというお話がありまして、お昼の時間を除いた時間で実施する予定となっております。

以上となります。

○議 長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7 番（砂田 茂議員） 大変丁寧に答えていただきありがとうございます。それから、条例の方のところでも少し確認したいんですけれども、条例の第8条、安全計画の策定と、ここでは安全計画についてそれぞれ載っておりますが、この策定状況はどうなっているのかと、対象となる子どもが6ヵ月から3歳未満の未就園児となっていることで実際に保育される際に懸念される場所はどういうところがあるのか。また、それに対して検討はされていらっしゃるのかをお聞かせください。

○議 長（町野昌弘議員） 真寫子ども支援主査兼係長。

○説明員（真寫 幸子ども支援主査兼係長） 1点目の安全計画の策定状況についてですけれども、令和7年度の安全計画につきましては、みかわ保育園・幼稚園においてすでに計画を策定しております。令和8年度の安全計画につきましては、乳児等通園支援事業に係る部分を追加して計画を策定する予定となっております。

また、6ヵ月から3歳未満の未就園児の預かりに際して懸念されていること、また、それに対する検討についてですけれども、この事業の対象となるお子さんは保育所等に通っていないお子さんが対象となりますので、家族がいない場所で過ごす初めての体験になることが予想され、人見知りなど慣れるまでに時間のかかるお子さんもいらっしゃるものと思われま

す。

それに対する検討につきましては、初回利用の前に保護者とお子さんが同席の上、事前面談をすることになっております。そこで、お子さんの特徴や保護者の意向などを確認する仕組みになっております。また、利用の初期に親子通園を取り入れることもできますので、お子さんの状況や保護者の意向も確認しながら、保護者の方が安心して利用できる体制を整えていきたいと思っております。

以上になります。

○議 長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7 番（砂田 茂議員） ありがとうございます。それでは、将来的なことで少しお聞きしたいんですけれども、こども誰でも通園制度では、実施する事業所については、町の関与としては許可、指導、勧告等を行うのみとなっております。保育事業の経験のない、いわば営利企業でも施設の基準を満たしていれば参入が可能となっていることから、そのような場合、認可にあたってはしっかりと保育の質を確認することが重要だと思います。施設面だけでなく経験豊かな保育士、その辺の確保ができるかなど、認可基準の検討を今から行っておくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長（町野昌弘議員） 真寫子ども支援主査兼係長。

○説明員（真寫 幸子ども支援主査兼係長） 町で認可をする場合ですけれども、施設基準以外の保育の質についても重要な項目になると思いますので、保育の質を確認するための審査項目についても検討していく必要があると感じております。また、乳児等通園支援事業を行う事業所に対して、町では年1回以上の指導監査を実施することになります。標準的な指導監査項目や自己点検表についてもこども家庭庁よりお示ししていただくことになっております。この指導監査により新規の参入の事業所であっても、町で定める最低限の基準と保育の質が確保される仕組みになっているところです。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2 番（鈴木淳士議員） それでは、私から2点ほど確認させていただきたいと思いますが、まず一つ目として、三川町の保育行政と言いますと非常に至れり尽くせりというようなことで、いささかなりとも保育に欠ける状態であればすべて受け入れるという、保育園への入園が認めていたものというような認識の中で、今回、国の方から示されたこども誰でも通園制度の導入設定は必要ないものではないかというように個人的には思っておったところですが、対象者については、先程の質問で10名から20名ほどというようなことでございましたけれども、町の考え方としてどのような考えからこれを導入することになったものか、一つ確認したいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 真寫子ども支援主査兼係長。

○説明員（真寫 幸子ども支援主査兼係長） 町内の保育状況につきましては、町内3園となり、保育ニーズに対応し、待機児童もなく受け入れをしているものと認識しております。こちらの制度なんですけれども、国の方針によりましてすべての自治体を実施する事業となっております。こちらから、こちらの事業につきまして実施いたすものでございます。以上となります。

- 議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。
- 2番（鈴木淳士議員） 了解いたしました。それで、今回12月議会定例会にこの条例案が提案になったということですが、内容的には施設整備等、現状のみかわ保育園の状態でも十分受け入れ可能なかなというように考えられるところです。4月からの対応ということではありますが、もう少し国自体の制度についての設定内容が確立してからという意味では、3月議会への提案でも十分間に合うというように考えられるところがありますけれども、敢えて12月議会に提案するというにいたしました経過等をもし分かれば説明をお願いいたします。
- 議長（町野昌弘議員） 真寫子ども支援主査兼係長。
- 説明員（真寫 幸子子ども支援主査兼係長） 12月の条例制定につきましては、担当の係といたしましても、令和8年度事業における国からの指針がすべて明示されていない状況でありますので、当初3月議会への上程も考えておりましたが、国からの通知によりまして12月に条例制定することで、4月からの事業実施に向け、利用される皆さんに周知が図られること、また、近隣市町においても12月議会までに上程することから、この度の提案に至りましたことをご理解くださるようお願いいたします。
- 議長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。
- 議長（町野昌弘議員） これから討論を行います。  
討論はありませんか。
- 議長（町野昌弘議員） まず初めに、原案に反対者の発言を許します。  
次に、原案に賛成者の発言を許します。7番 砂田 茂議員。
- 7番（砂田 茂議員） 議第71号「三川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定」について、賛成の立場で討論します。  
保育所などを利用していない生後6ヵ月から2歳のすべての子どもが対象とした、いわゆるこども誰でも通園制度が実施されますが、その目的として、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労用件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として創設されております。  
これまでこども家庭庁は、学識経験者や保育団体代表者、行政代表などで構成する検討会を立ち上げ、中間取りまとめ、その後に取りまとめを公表していますが、その中でいくつかの課題、再検討の必要性が指摘されております。その中の利用時間については、自治体が子どもの育ちに合わせて補助の対象となる月10時間を超えてもう少し延長できるようにするのが妥当、保育者のやりがいや緊張感については、一般の保育に比べて緊張感やストレスを感じる時間帯が多い。対象となる施設については、基準を満たしていれば施設の類型は問わないとされており、保育事業の経験のない営利企業でも参入が可能。自由利用ができることでは、スマートフォンなどで空き情報を見て、その都度空いている事業所、そして時間に直接申し込む仕組みに、乳児期の子どもの発達にとって重要である特定の大人との関わりや情緒的な絆を結ぶ、育むことは困難ではないか。また、保育施設における死亡事故は預

け始めが非常に多いことから、毎回違う施設に預けることが重大事故のリスクに子どもたちをさらすことにならないかなどが挙げられております。これらの課題について、これまでの町からの説明、そして質疑の中で、良好な状態で行われるものと判断することができました。

すべての子どもの育ちを応援するという制度を本当に生かすために、今後も現場の声を汲み上げ、改善点など国に要望を上げていく取り組みも大切になるということを一言申し添えまして、賛成討論といたします。

○議 長（町野昌弘議員） 他に、原案に賛成者の発言を許します。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから議第71号「三川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は、「原案」のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第71号「三川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（町野昌弘議員） 日程第7、議第72号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第72号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行と併せて、関連する内閣府の基準が改正されたことに伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、保育施設等における虐待事案への対応を強化する観点から、内閣府令にて保育施設等の職員による虐待の防止や通報義務に関する規程が新たに整備されたことに伴い、この法令を引用している条文の整備を行うものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） 議第72号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の

運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0名)

○議長(町野昌弘議員) 起立全員であります。したがって、議第72号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(町野昌弘議員) 日程第8、議第73号「いろり火の里なの花ホール照明器具LED化工事請負契約の一部変更」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第73号「いろり火の里なの花ホール照明器具LED化工事請負契約の一部変更」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、令和7年7月9日、議第50号で議決をいただきましたいろり火の里なの花ホール照明器具LED化工事請負契約について施工方法を現場で精査した結果、足場を設置せず高所作業車で施工することで安価に実施できることが判明したため、設計内容の見直しにより契約金額の変更が生じることから、当初契約金額1億120万円から712万8,000円を減額し、変更後の契約金額を9,407万2,000円にいたしたく、議会の議決をお願いするものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(町野昌弘議員) これから質疑を行います。

(なしの声あり)

○議長(町野昌弘議員) 以上で質疑を終了します。

○議長(町野昌弘議員) これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(町野昌弘議員) 討論なしと認めます。

○議長(町野昌弘議員) 以上で討論を終了します。

○議長(町野昌弘議員) 議第73号「いろり火の里なの花ホール照明器具LED化工事請負契約の一部変更」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0名)

○議長(町野昌弘議員) 起立全員であります。したがって、議第73号「いろり火の里なの花ホール照明器具LED化工事請負契約の一部変更」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(町野昌弘議員) 日程第9、議第74号「町道路線の廃止及び認定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第74号「町道路線の廃止及び認定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、みかわ産業団地（第4期）開発事業に伴い、既存の町道1路線を廃止し、団地内の町道と新たに接続させる2路線を町道として認定するものであり、当該地域内の道路交通体系の整備とともに、産業道路として維持管理する必要があることから、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により、ご提案申し上げるものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 産業団地の拡張に伴う町道の廃止及び延長ということと理解いたします。開通後の想定される交通環境についてお伺いしたいのですが、制限速度の考え方はどのようにお考えか。また、北側に農地が残るわけですが、大型化した農耕車の通行に対して安全管理等はどのようにお考えかお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 今回町道認定をお願いする路線につきましてはの速度規制、こちらについては公安委員会の方と具体的な話はしておりませんが、供用開始当時は速度規制なし、ただし、その後、令和8年9月からは中央線があつて速度標識のない路線になりますので時速60km規制になるというような認識でございます。

また、既存の道路との取り合いの部分での交通安全対策ということでございましたけれども、こちらにつきましては、幸いと言つてはなんですけれども、道路供用開始から直ちにそちらで産業団地の建設あるいは事業を開始するというわけではございませんので、どういった事業者が張りつくか、そういったところも鑑みながら最善策を講じていきたいというように考えております。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 企業の進出等を見ながら計画、また現状に合わせながら策定していくというようなお話でありました。企業誘致では、交通の環境というものは非常に重要なことかと思つています。特に通勤等、同時間に多数の車が来るとすることは、渋滞や事故等の発生も考えられるわけでありましてけれども、今回B線、北側に一部現状のまま残るわけでありましてけれども、通勤等を考えますと、そちらも拡張して整備すべきと考えますけれども、残りの部分の整備についての考えをお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 町道青山天神堂B線、開発区域から北側のいわゆる主要地方道余目加茂線にタッチする部分まで、この区間のことをご指摘いただいているかと思つています。この路線につきましても、当然将来的に産業団地の更なる拡張において同様に道路幅員を確保していきたいというようには考えてございます。

ただ1点、これは今後の課題になってくるわけですが、この青山天神堂B線と主要地方道余目加茂線、こちらの交差点部、ご承知の方もいらっしゃると思つていますけれども、直交ではなくて斜め十字路というような形になっております。こちらは現行の道路施行令によりますと、角度等の様々規定がございまして、それに適合しているかどうか、こちらにつきましては、メインの道路になります県道、主要地方道余目加茂線の道路管理者、いわゆる県

とですけれども、その辺の交差点協議が必ず発生してくるものとして捉えております。

事前段階で一度話をしたことはありますけれども、その時点になったときに更に詳しい話をしようということで、庄内総合支庁からは指示をいただいておりますので、一つの課題として捉えております。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） 議第74号「町道路線の廃止及び認定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0名）

○議 長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第74号「町道路線の廃止及び認定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって令和7年第6回三川町議会定例会を閉会します。大変ご苦労さまでした。

（午後 1時44分）

地方自治法第123条の規定により、  
ここに署名する。

令和7年12月5日

三川町議会議長

三川町議会議員 3番

三川町議会議員 4番